

## 令和7年度 第4回袖ヶ浦市環境審議会

1 開催日時 令和7年12月22日 午後2時開会

2 開催場所 袖ヶ浦市役所北庁舎3階 会議室3-3

3 出席委員

会 長	小泉 直弘	委 員	酒井 孝士
副会長	梶山 雅司	委 員	原田 勝好
委 員	小林 文孝	委 員	在原 幸江
委 員	早川 雅晴	委 員	島村 富士美
委 員	大古 政昭	委 員	長 嶋 美紀
委 員	大熊 賢滋	委 員	吉田 久美子
委 員	香川 剛		

4 欠席委員

委 員	森岡 かおり
-----	--------

5 出席職員

袖ヶ浦市長	粕谷 智浩	環境管理課班長	河口 真慶
環境経済部長	平野 剛志	環境管理課副主査	大野 成世
環境経済部次長	神子 正利	環境管理課主任主事	石垣 瑠花
環境経済部副参事	室武 顕		

6 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人程度
傍聴人数	無し

7 議 題

- (1) 第2次袖ヶ浦市環境基本計画の改正について（諮問）
- (2) 袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画アクションプラン（案）について
- (3) その他

8 議 事

- (1) 開会
- (2) 市長あいさつ

- (3) 会長あいさつ
- (4) 諮問書交付
- (5) 議事

議 長（小泉会長）

：それでは、議長を務めさせていただきます。

議事（１）「第２次袖ヶ浦市環境基本計画の改正」について事務局  
からご説明をお願いいたします。

事務局       ：改正について説明  
～ 説明内容省略 ～

議 長       ：ただいまの事務局の説明について質問やご意見等がございましたら  
お願いいたします。

（意見無し）

この後事務局からご説明があるかと思いますが、追加の質問等について今後の進め方も含めて共有させていただければと思います。

先ほど市長から私へ諮問書が交付されております「第２次袖ヶ浦市環境基本計画【改定版】（案）」につきましては、市長からの諮問に対し、環境審議会として答申する必要がございます。

委員の方で、質問や意見がありましたらお願いします。

（意見無し）

それでは、進め方について、事務局からスケジュール等含めてご説明をお願いします。

事務局       ：答申の考え、スケジュールについて説明  
～ 説明内容省略 ～

議 長       ：ただいまの事務局の説明について質問やご意見等がございましたら  
お願いいたします。

（意見無し）

今、ご説明があったとおり、意見等がございましたら1月9日金曜日までにいただければと思います。

いただいた意見を基に、私、副会長、事務局にて答申案として資料1-3のような形でご意見を反映し、市長へ提出するという流れとしたいがよろしいでしょうか。

(異議無し)

では、このようにまとめさせていただきます。

梶山委員 : 意見ではないのですが、8ページ「人口」について、日本は減少傾向にある中、袖ヶ浦市は増加傾向にあることから、魅力のあるまちとして新しく住居を構える方がいらっしゃるのは、みなさんのこういった取り組みが評価されていると思っております。その一つとして審議会に携わっているみなさんを含めて、様々な意見を考える必要があると感じました。

その中で、32ページ「廃棄物等の不法投棄」について、19日に環境省から、令和6年度の産廃の不法投棄等の状況が報道発表されました。これについて、袖ヶ浦市では、パトロールを264日、ほぼ毎日実施されていて、かなり尽力されていると思います。こういった監視の強化が効果につながっていると思いますので、大変ではありますが、引き続き監視の強化をしていただければと思います。

最後に、54ページ「環境学習・環境教育の推進」について、これからを担う子どもたちに様々な経験をさせるのは大事なことだと思います。田植えや緑のカーテン等を小学校で取り組んでいますが、子どもの中に学んだことは大人になっても覚えているものだと考えていますので、こういった取り組みの発信と継続をしていただきたいと思います。

事務局 : ご意見ありがとうございます。おっしゃるように、人口について本市では増加傾向でございます。これは都市基盤の整備やアクアラインも一つの要因ですが、市民のみなさまのまちづくりへの協力があつてこそだと思つたので、引き続きこれに甘んじることなく、本市発展のために職員一丸となつていきたいと思つたいます。

パトロールの件でございますが、当課だけでなく、廃棄物対策課が警察OBの方を採用して、毎日のように実施しております。ただ、

我々では目の行き届かない部分もございますので、市民が異常等を感知したら連絡をいただくなど、市一体となって違法行為の防止に努めていきたいと思っております。

環境学習について、本市は臨海部では都市化が進み、内陸部では田園地帯が広がっており両極端なところがあります。この後説明する脱炭素のことも含めて、お子様方に環境の大切さを理解してもらえるよう学校教育課とも協議して教育カリキュラムに組み込んでもらうことも考えております。その中で、子どもたちが小さい頃から環境の大切さを知ってもらえるよう啓発をしたいと思っておりますので、その際は委員の皆様にもご協力いただければと思います。

島村委員 : 環境教育について、55ページにある「ひらおかの里農村公園を利用して」ということで、すごく大切であります、続けていくのに不安があります。現在、農村公園を守ってくださっている方々が70代～80代の高齢の方ばかりで、その後を担う方がいない認識です。それについては農林振興課が関係しているので、環境管理課だけでなく市全体で連携してどうやったら持続していけるかを真剣に考えるべきだと思います。いくら教育が大切でも、そこを守ってくれる方がいないと、今後の教育面にも影響が出ますし、それもあと数年の問題だと思います。私も環境団体をもっていますので、次世代を育てることなど、早く対策してほしいと感じています。

事務局 : 農村公園は、土地改良を行って造ったものであり、運営は土地改良区の方で行っているのが実態です。島村委員のとおり、ここは農家の方々が運営をしてくれていますが、後継がない状態です。現在運営してくれている管理組合の考えを聞きながら、農林振興課とも意見を共有して今後も運営していけるよう支援していきたいと考えています。

議長 : 今の話しの関係で、58ページ「市民等による環境保全活動への支援」という形で必要な支援を行うとしているところから、ひらおかの里だけでなく、その他の環境団体等についても盛り込まれているので、このような位置付けということによろしいでしょうか。

事務局 : そのとおりです。

早川委員 : 全国的に高齢化が進んでいる一方で、60歳くらいから活動に参加している人もいて、活動がつながっていることもあります。ですので、あまり悲観的になることはないと思います。

また、NPOなど個別に活動しがちなので、市がうまく連携していけたら良いと思います。ヒトとモノが重要となりますが、ヒトに関しては環境教育が重要であることに間違いはないと思います。モノに関しては、団体同士で共有しているものを市がコーディネートしてシステム化できたらと思います。

議長 : 今、コーディネートという言葉があったかと思いますが、このところについて事務局からお願いします。

事務局 : おっしゃるとおり、どこの団体も人材の枯渇が課題だと認識しています。市ではこれまで市民協働というところに力を入れていましたが、実際はうまくいかない部分もありました。今年の春より、市民交流広場や市民交流センターを開設し、団体同士が横の連携をもって、スキルの共有などができる場として進めています。環境面からみても、環境学習もそうですが、代宿の森林整備団体も高齢化が進んでいるので、そういったことも含めて、若い世代が参加しやすい環境づくりや横のつながり、場合によっては学生とのつながりなど色々な部門を横断的に取り組みたいと考えていますので、今後も委員の皆様からアドバイスをもらいながら進めていきたいです。

早川委員 : 栃木県では都内の企業と連携してイベントを行い、企業の支援やイメージアップにつなげているというケースもあります。色々な団体がウィンウィンになるような計画が考えられたら良いと思います。

長嶋委員 : 早川委員の意見に共感しております。以前、長浦の緑化推進委員会で県主催の環境学習コーディネーター研修を受けたのですが、そこで自然共生サイトというものを知り、そこに前回の審議会にあった発電所建設の環境影響評価の土地が環境省に決められた生物多様性の保全の場所に登録されている場所に近いことを知り、改めて発電所建設の資料や生物のデータ等を見直して意見させていただきました。自然共生サイトが袖ヶ浦にあるということや、今回参加した研修を市民が知らないというのがあるので、国・県・市がもっと連携して情報を市民が知れるようにしたら良いと思います。

事務局 : いただいた意見は県にも伝えます。環境分野は、自ら興味をもつ人は少ない印象があるので、環境部局の職員が積極的に発信していく必要があります。この基本計画も、計画の内容や今後の進め方を伝えていくのが私たちの使命だと感じています。長瀧委員のおっしゃるとおり、身近なところで取り組まれているものを市民が知らなかったのであれば、市がもっと伝えるべき立場にあるので、もし足りない点等があれば今後もしもご意見をいただければと思います。

長瀧委員 : 2月にある環境イベントについても、私の別のイベントでバッティングしてしまったので、もっと連携しながらできたら良かったと思います。市民が色々な活動をしているので、ぜひそういったことも資料に載せていただきたいです。

議長 : 県ではエコメッセちばの開催や環境パートナーシップがありますが、各地域との連携ももっととれたらと思います。

以上で議事(1)「第2次袖ヶ浦市環境基本計画の改正」について終了といたします。

続いて議事(2)「袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画アクションプラン(案)」について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 : アクションプランについて説明  
～ 説明内容省略 ～

議長 : ただいまの事務局の説明について質問やご意見等がございましたらお願いいたします。

早川委員 : 2ページ中段「47%以上の削減」とありますが、この数字の根拠について教えていただきたいです。

事務局 : こちらは、昨年策定しました「袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画」にあげている目標値となります。47%の根拠は、実行計画を策定するにあたり、国も基準としている2013年度の排出量と、策定直前の2018年度の排出量をもとに実現可能なレベルかつ国が設定した2030年度までにマイナス46%という目的に合わせるように目標をたてた結果、47%としています。

早川委員 : 国が46%削減に対して、市の方が厳しい目標値となっていますが、袖ヶ浦市が日本全体よりも二酸化炭素の排出量が大きいから国よりも厳しくしているのでしょうか。

事務局 : 排出量の推移などから、実現可能な数値とした結果です。袖ヶ浦市は工場地帯があるので、同人口の地域と比べると排出量が多くなっています。そのため、削減量としては他市よりも多くなります。

早川委員 : 「みんなで取り組む重点アクション」について、内容は分かるのですが、誰に向けてどうしたいのかがわかりません。例えば、「照明はこまめに消灯しよう」とありますが、1回だけ消灯しても意味がないので、市民がアクションをしているのをどうやって行政にアピールできるのかを分かるようにした方が市民のやる気も出ると思います。

事務局 : 冊子で作ると抵抗があるのは予想される場所ではございますが、少しでも多くの人に見てもらうために工夫が必要だと考えています。このアクションプランを色々な媒体に掲載すること、みなさんの見えるところにどうもっていくかがこれからの課題だと考えています。

早川委員 : 市の取組について、具体的で素晴らしいと思います。懸念点として、(10)「定時退庁の推進による庁舎の早めの消灯」の前年度比減というのが大変なのではないのかというのと、(13)「公共施設のLED化」など、具体的な数値がないものがありますが、数値があった方が評価しやすいのではないかと思います。

事務局 : 計画や目標値の取り方については市内でも議論があり、その中で例えばLED化については、明示できるのが理想ですが、財政的な面や、大規模改修の際にLED化するという方針もあり、今回このような表記とさせていただきました。

定時退庁日の件については、市で毎年排出量を算出して国に報告する必要があり、常に電気量の算定をしている状態です。1事業者として排出量を減らしていくという意味で表記しています。

具体的な数値を出すのが難しいものについても取り組む方向性を示すということでまずご理解いただければと思います。

議長 : LED化の件について、蛍光灯が2027年で廃止するので、徐々にシフトチェンジできたら良いと思いますが、なかなか数値化が難しいと思いますので、徐々にLED化が進めばと思います。

島村委員 : 環境教育について、教育施設で修理箇所があったり壊れたままだったりというのを聞きます。市民が頑張って取り組むなかで、例えば公園で遊びたくても自動販売機が壊れたままであるなど、ちょっとしたことでも、市民が利用するものを修理することによって、市がきちんと取り組んでくれているというのを示せると思うので、市の中の施設のことと同時にみていただきたいです。

事務局 : 施設を管理するものとしては当然のことですが、おっしゃるとおり、色々なところで壊れた箇所が散見されると思います。パトロールや点検は実施していますが、施設管理者が把握するためにも、故障の大小によっては時間がかかるものもありますが、お気づきの点がございましたら担当課や当課にご連絡いただければと思います。

長瀧委員 : 市民に脱炭素を伝えるのは難しいことなので、市がまとめてくれるのは嬉しいです。なるべく多くの人に届くためにも、裏表紙のページについて、これは5年かけてやるプランなので、5年間の積み重ねがわかるような工夫がほしいと思います。また、小さなこどもから大人まで見られて家庭で話題にできるように数値やポイントなど達成しているかがわかるようにしたり、QRコードを載せたりなどの工夫があると良いと思います。

事務局 : 周知方法は重要なので、貴重なアドバイスとして今後に反映していきます。

市では2月に環境イベントを予定しているので、まずそこできっかけづくりをしたいと考えております。また、これを継続してもらえような仕組みを作っていきたいので、アンケートなど引き続きアドバイスをもらいながら進めていきたいと思っています。

梶山委員 : 事業者の取り組みを市が発信しているのは市民も見られる機会になるので素晴らしいと思います。もっと様々な事業者に声をかけて事例を市民にも情報共有していただけると、市民も自分の会社で取り組んでみようというきっかけにもなると思います。

また、18ページ(10)「定時退庁」とありますが、実際、ノー残業デーなど具体的な施策があるのか教えていただきたいです。

事務局 : 市内事業者の件については、記載のある事業者以外にも取り組んでいる企業があれば掲載した方が良いという意見が庁内でもあり、現在、工場連絡会を通して照会をかけているところなので、次のパブリックコメント後の資料に間に合わせたいと考えております。

定時退庁については、毎週水曜日を定時退庁日としており、月2回は完全定時退庁日として18時までに退庁する日としています。働き方改革も含めて継続し、環境面でも効果が得られればと思います。

在原委員 : 開庁時間について、以前昼頃に市役所に行った際に事務室が真っ暗だったのですが、今も昼休みは消灯しているのでしょうか。

事務室 : 1階と2階以外は昼休みの消灯をしています。

長瀧委員 : アクション7について、県では千葉県食品ロス削減パートナーというものがあり、登録するとのぼりやステッカーがもらえ、アピールにもつながります。市内にはなかったもので、こういったもので中小企業の取り組みも掲載できるのではないかと思います。

事務局 : 一度調べてみます。食品衛生協会でも食品ロス問題に取り組んでいるのでそことも連携していきたいです。

議長 : 他になにかございますか。

(意見無し)

今委員の皆様からいただいた意見を反映したうえで、パブリックコメントへ進めるということによろしいでしょうか。

(異議無し)

取り組みが各主体でまとめられていて分かりやすいと思うので、チェックリストの工夫や情報発信の方法について盛り込んでいただければと思います。

以上で、議事（２）「袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画アクションプラン（案）」について終了いたします。

続きまして議事（３）その他について事務局から何かございますでしょうか。

事務局 : 先月書面で開催しました第３回審議会について、限られた期間でやむを得ない状況といえ、本来対面で十分に説明したうえで答申案を作成すべきでしたが、書面でご不便をおかけしたことをお詫びするとともに、多くのご意見をいただけたことについてお礼申し上げます。環境影響評価の手続きについては今後も審議することが予想されます。その際は、事務局として十分な説明をしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長 : ありがとうございます。  
次に委員の皆様より何かございましたらお願いいたします。

(意見無し)

議長 : よろしいでしょうか。  
それでは議題（３）その他につきましては終了といたします。  
以上で議事が終了しましたので、議長の任を解かさせていただきます。委員の皆様には進行基準の審査にご協力いただき誠にありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

事務局 : 小泉会長おかれましては慎重な議事進行ありがとうございました。  
最後に、事務局から連絡事項を申し上げます。次回の審議会は、3月を予定しております。詳細につきましては、文書にてお知らせいたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

(6) 閉会

以上

みんなで作る 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦

# 第2次袖ヶ浦市環境基本計画 【改定版】（案）



SODEGAURA  
CITY



2020年3月  
(202@年@@月改定)

袖ヶ浦市

地球温暖化対策をはじめとする環境問題は、世界共通の課題であることを勘案し、計画本文における平成以降の年数表示は原則として西暦表記としています。ただし、データ等の引用元において和暦が使用されている場合は和暦表記としています。

# はじめに

市長写真

# 目 次

第1章	計画の基本的事項	2
第1節	計画策定の趣旨	2
第2節	計画家庭の背景	2
第3節	計画の位置付け	3
第4節	計画の対象範囲	4
第5節	計画期間	4
第6節	計画の構成	5
第2章	環境問題等に対する動向	6
第1節	国際的な動向	6
第2節	国内の動向	6
第3節	袖ヶ浦市の動向	7
第4節	袖ヶ浦市の社会条件及び気象条件	8
第3章	計画の目標	10
第1節	袖ヶ浦市が目指す環境像	10
第2節	基本目標	11
第4章	目標の実現に向けた施策の展開方向	13
第1節	施策展開の基本的な考え方	13
第2節	各分野の施策	16
1	地球環境を思いやるまち	16
2	快適で安全に生活できるまち	28
3	豊かな自然と共生するまち	36
4	循環型社会を形成するまち	44
5	環境保全活動を推進するまち	52
第5章	計画の推進	60
第1節	計画推進の基本的な考え方	60
第2節	計画の推進体制	60
第3節	各主体に求められる役割	62
第4節	計画の進行管理	67

## コラム

①	Z E H ( ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス )	17
②	デコ活	18
③	蛍光ランプ	21
④	市庁舎とBELS	22
⑤	エコドライブ10	23
⑥	気候変動	25
⑦	廃棄物等の適正処理	31
⑧	生物多様性	39
⑨	特定外来生物	41
⑩	森林浴の効果	53

# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 計画策定の趣旨

袖ヶ浦市（以下「本市」という。）では、1999年に制定した袖ヶ浦市環境条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、袖ヶ浦市環境基本計画を2003年に策定、その後、中間見直しを実施し、2013年に袖ヶ浦市環境基本計画（改訂版）を策定しました。

近年、持続可能な開発目標（SDGs）や地球温暖化対策の国際的な枠組みを定めたパリ協定、2019年6月に開催されたG20大阪サミット等の国際的な動向、気候変動適応法の施行、第五次環境基本計画、地球温暖化対策計画の策定等の国内の動向や、第三次千葉県環境基本計画の策定など、環境に係る状況の変化に対応するとともに、袖ヶ浦市総合計画の策定に合わせ、計画の期間を前倒しし、2020年度を初年度とする第2次袖ヶ浦市環境基本計画を策定しました。

## 第2節 計画改定の背景

2025年度は、第2次袖ヶ浦市環境基本計画の中間年度にあたります。

この間、世界的な生物多様性に関する目標である30by30や、我が国では第六次環境基本計画、生物多様性国家戦略2023-2030、地球温暖化対策推進法の改正があり、また、本市においても再生資源物の屋外保管に関する条例の施行や、2050年カーボンニュートラル実現に向け、袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画を策定しました。

このように、計画策定後における、国内外および市内の環境を取り巻く状況の変化に対応するため、計画を改定しました。

### 第3節 計画の位置付け

本計画は、袖ヶ浦市環境条例第8条の規定に基づいて策定するものであり、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

なお、計画の策定に当たっては、各関係法令や、国・県の環境基本計画、地球温暖化対策計画等を踏まえるとともに、上位計画である袖ヶ浦市総合計画との整合を図っています。

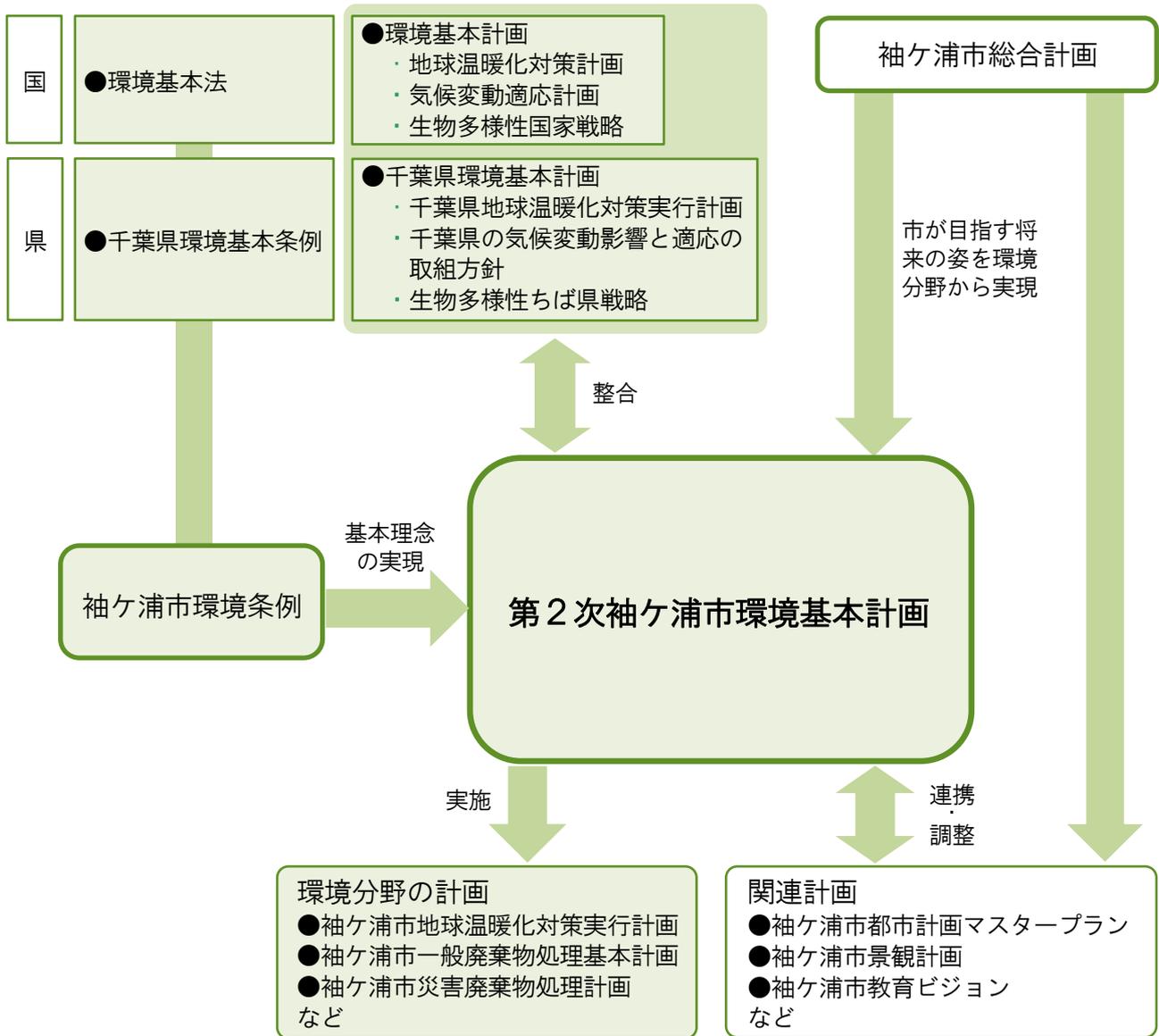
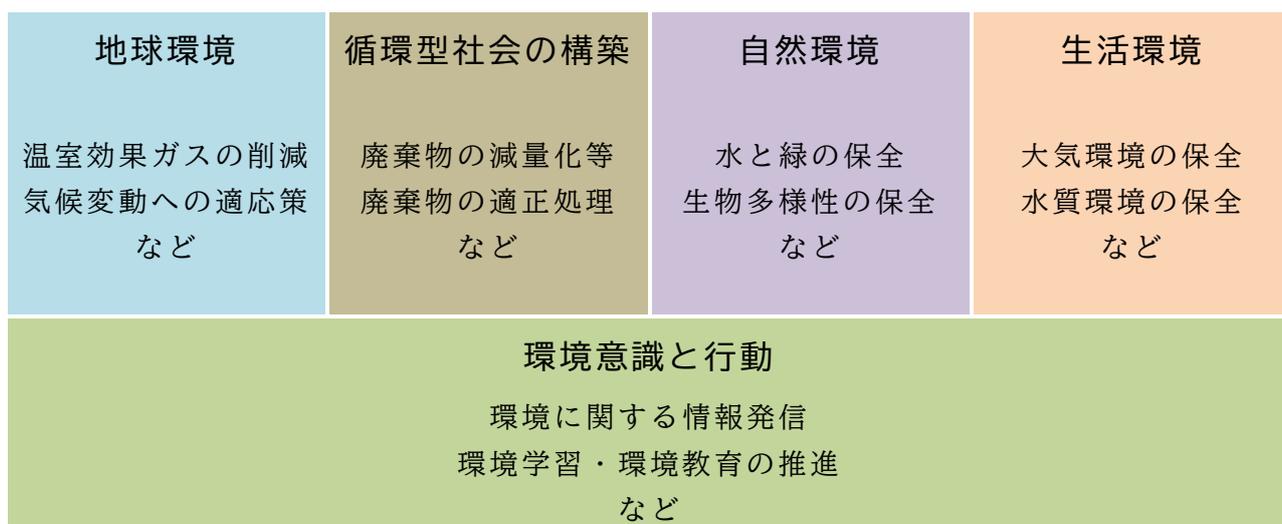


図 計画の位置付け

## 第4節 計画の対象範囲

本計画の対象地域は、市内全域とします。なお、今日の環境問題の中には廃棄物や放射能の問題、大気汚染や水質汚濁等の行政区域の枠を超えた広域的な対応を求められるものもあります。このような課題に対しては、本市の役割を明らかにし、国や千葉県、他自治体とも連携を図り、取組を進めていきます。

また、本計画の対象範囲は、「地球環境」、「循環型社会の構築」、「自然環境」、「生活環境」、「環境意識と行動」の各分野に体系化した環境施策全般とし、取組を進めていきます。



## 第5節 計画期間

計画の期間は、2020年度から2031年度までの12年間とします。ただし、環境問題や社会経済の変化、科学技術の進展等により、適宜見直しを行います。

年度 項目	令和	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	西暦	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
上位計画期間 (総合計画)	前期基本計画							後期期基本計画					
本計画期間	第2次袖ヶ浦市環境基本計画												
								改定版					

中間年度見直し

図 計画期間

## 第6節 計画の構成

### 第1章 計画の基本的事項

第1節	計画策定の趣旨	第2節	計画の位置付け	第3節	計画の対象範囲
第4節	計画期間	第5節	計画の構成		

### 第2章 環境問題等に対する動向

第1節	国際的な動向	第2節	国内の動向	第3節	袖ヶ浦市の動向
第4節	袖ヶ浦市の社会条件及び気象条件の変化				

### 第3章 計画の目標

第1節 袖ヶ浦市が目指す環境像

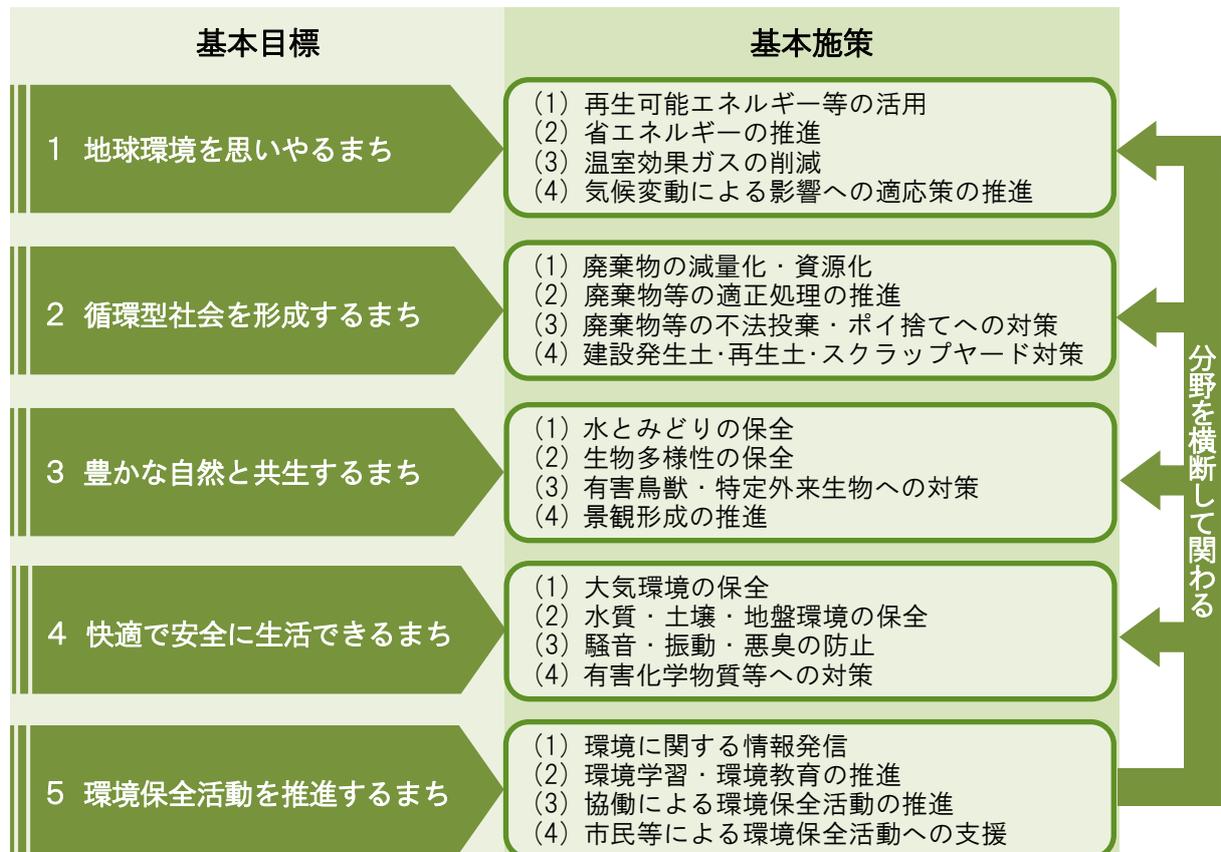
**みんなで作る 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦**

第2節 基本目標

- ・地球環境を思いやるまち
- ・循環型社会を形成するまち
- ・豊かな自然と共生するまち
- ・快適で安全に生活できるまち
- ・環境保全活動を推進するまち

### 第4章 目標の実現に向けた施策の展開方向

**みんなで作る 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦**



### 第5章 計画の推進

第1節	計画推進の基本的な考え方	第2節	計画の推進体制
第3節	各主体に求められる役割	第4節	計画の進行管理

## 第2章 環境問題等に対する動向

### 第1節 国際的な動向

近年、地球環境問題や生物多様性の損失の問題等、全地球的な人間の生命をも脅かす問題が山積しています。このような地球規模にまで及ぶ環境問題に対して、全人類的な対応が必要であることが、国際的にも共有されています。

2023年にはIPCC(気候変動に関する政府間パネル)第6次報告書が公表され、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことには疑う余地がなく、1850～1900年を基準とした世界平均気温は2011～20年に1.1℃の温暖化に達し、既に世界中の全ての地域において多くの気象と気候の極端現象に影響を及ぼしていると示されています。

2021年には、パリ協定を具体的に実行するための合意事項を定めた「グラスゴー気候合意」が採択され、気温上昇を1.5℃に制限するための努力を継続することを決意することが表明されたほか、各国が2030年までの温室効果ガス排出削減目標(NDC)を強化することが盛り込まれました。

また、2022年12月に採択された昆明・モントリオール生物多様性枠組において、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する目標、いわゆる30by30が示されました。

### 第2節 国内の動向

国では、こうした地球環境問題への対応を踏まえ、長期的かつ総合的な環境の保全に関する施策を推進するため、環境基本法を制定するとともに、1994年に同法の規定に基づく環境基本計画を閣議決定しました。

環境基本計画は、その後見直しが行われ、2024年に閣議決定された第六次環境基本計画では、計画の目的について「環境保全と、それを通じた現在及び将来の国民一人一人の『ウェルビーイング/高い生活の質』」と明記し、国民一人一人に寄り添う姿勢が明確化されました。

地球温暖化対策では、グラスゴー合意の採択を受け、2025年に閣議決定された地球温暖化対策計画において、温室効果ガスの排出量を2035年に60%、2040年に73%削減する目標を定めました。

また、2023年3月に新たな生物多様性国家戦略2023-2030が閣議決定し、2030年までに、ネイチャーポジティブ(自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること)実現に向けた目標の一つとして30by30を位置づけています。

千葉県では、2008年に生物多様性ちば県戦略、2019年に第三次千葉県環境基本計画が既に策定されており、環境問題に適切に対応し、県の豊かで美しい自然環境を将来に引き継いでいくとともに、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指して、国と連動した取組の総合的かつ計画的な推進を図っています。

### 第3節 袖ヶ浦市の動向

本市では、昭和40年代後半の高度経済成長期に入ると、臨海部が日本を代表する重化学コンビナートである京葉臨海工業地帯の一部となり、産業経済活動が飛躍的に発展しましたが、この過程で大気や水の汚染等による生活環境の悪化、宅地開発等による身近な自然の改変、貴重な動植物の消失等が問題となりました。

市では、工場との公害防止のための協定締結や、袖ヶ浦市環境条例、各種関係法令に基づき公害防止対策を進めるとともに、袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例等により開発に伴う自然環境の悪化の防止に努めた結果、大気汚染物質や水質汚濁の軽減など、一定の成果を収めてきました。

その一方で、人口の増加に伴い市北西部を中心に都市化が進行し、そのような中で電気や燃料の使用等に伴う温室効果ガスの排出削減が求められており、また、内陸部においては休耕田の荒廃が進むなどの周辺環境の変化により、外来種をはじめとした有害鳥獣の増加による農作物等への被害などの広域的な環境問題が顕在化しており、さらには、廃棄物の不法投棄やポイ捨て、ごみ出しのマナーや自家焼却、近隣騒音や犬の糞の放置等、個人の良識に係る環境問題も依然として存在します。

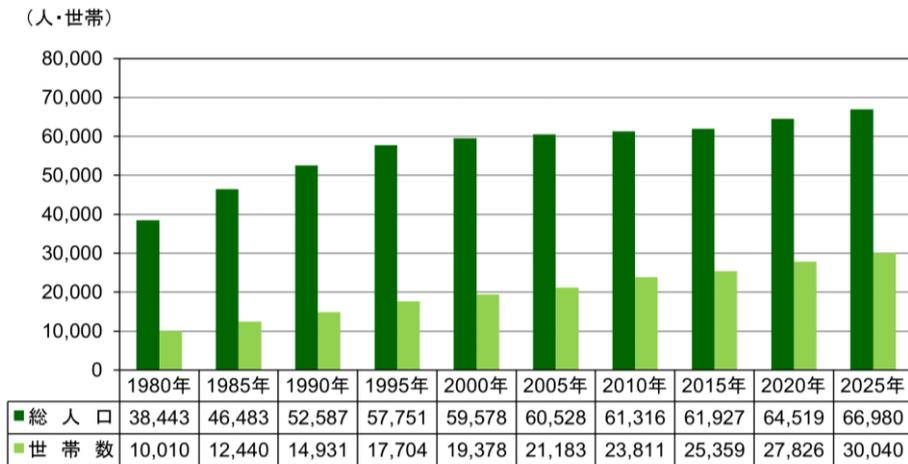
本市では、1999年に制定した袖ヶ浦市環境条例に基づいて、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2003年に袖ヶ浦市環境基本計画を策定し、また、近年世界規模で課題となっている地球温暖化問題につきましては、本市においても快適で安心な暮らしを次世代へつなぐべく、あらゆる主体が一体となり2050年カーボンニュートラルの実現を目指す「袖ヶ浦市カーボンニュートラル宣言」を表明し、また同年策定した袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画に基づき、脱炭素化の取組を推進しており、併せて、同計画に包含する形で気候変動適応計画により、気候変動への適応に係る各種取組について実行しております。

その他にも、本市において、再生資源物の屋外保管場からの騒音や油の流出が問題となっていたことから、2023年に本市独自の再生資源物屋外保管条例を施行し、市民生活の安全の確保と生活環境の保全に努めております。

## 第4節 袖ヶ浦市の社会条件及び気象条件

### 1 人口

本市は、千葉県の中西部、東京湾沿いのほぼ中央に位置しており、都心からは直線距離で約35キロメートル、時間距離にして袖ヶ浦駅から東京駅まで総武線快速で約80分、京葉線で最短約60分の位置にあります。1997年に開通した東京湾アクアラインを経由する高速バスでは、羽田空港まで最短で22分、品川駅まで約44分、横浜駅まで約39分で結ばれており、東京都や神奈川県へのアクセスの利便性の良さなどから、人口が増加しています。

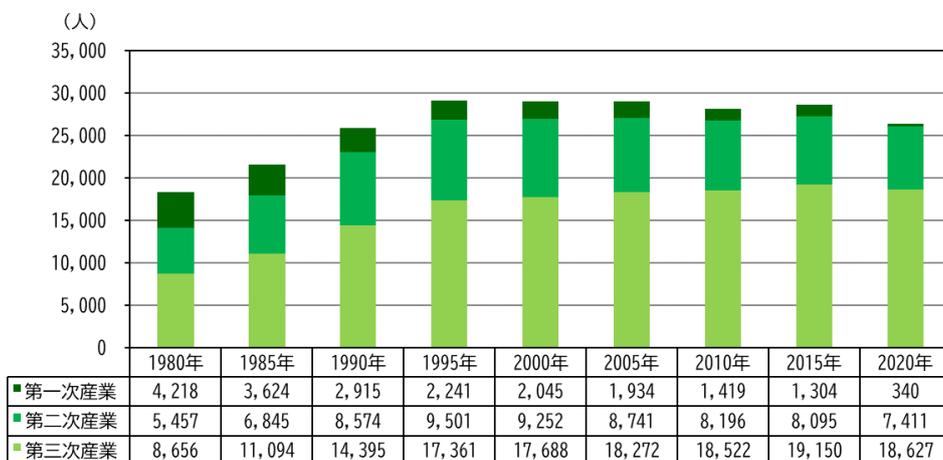


出典：袖ヶ浦市住民基本台帳

図 人口・世帯数の推移（各年4月1日現在：住民基本台帳人口）

### 2 産業構造

本市の産業は、かつて海苔養殖を主とした漁業と稲作を主とした農業が中心でしたが、昭和30年代に始まった京葉臨海工業地帯の造成に伴う企業進出等により、就業人口の増加とともに産業構造の変化に伴って就業構造も大きく変化しました。また、市の北側は首都圏整備法による近郊整備地帯であり、東京湾アクアライン及び同連絡道を軸として、館山自動車道、首都圏中央連絡自動車道の整備により交通アクセスの利便性が高まっております。



出典：国勢調査結果

図 産業別就業者数の推移（各年10月1日現在）

### 3 土地利用

本市の土地利用状況は、2023年時点で、田畑が30.2%、宅地が22.0%、山林他47.8%（内訳：池沼0.1%、山林15.1%、原野0.7%、雑種地9.6%、その他22.3%）となっており、年々田畑が減少し、宅地が増加しています。

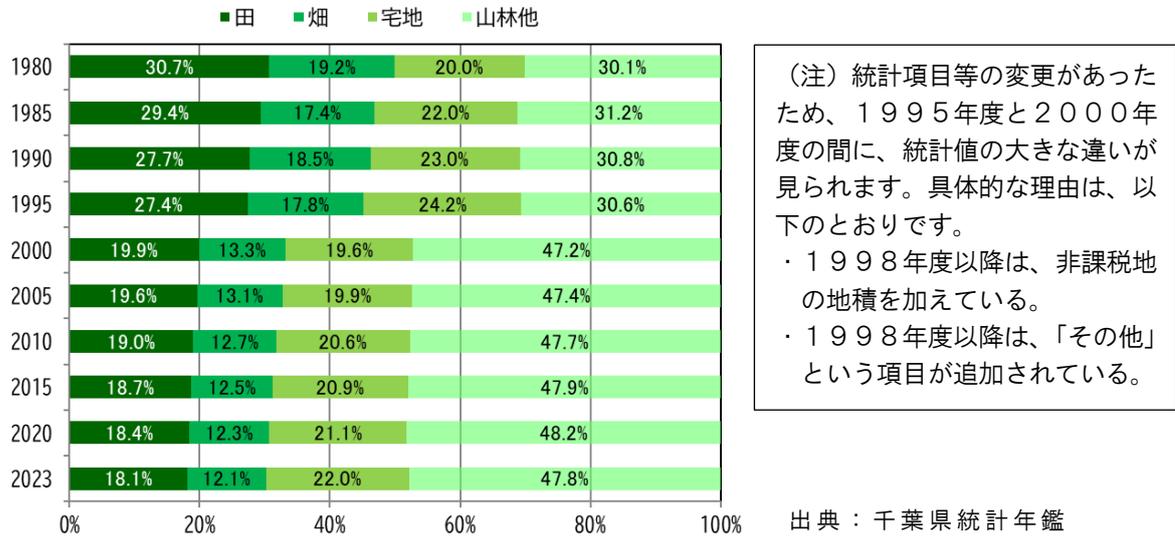
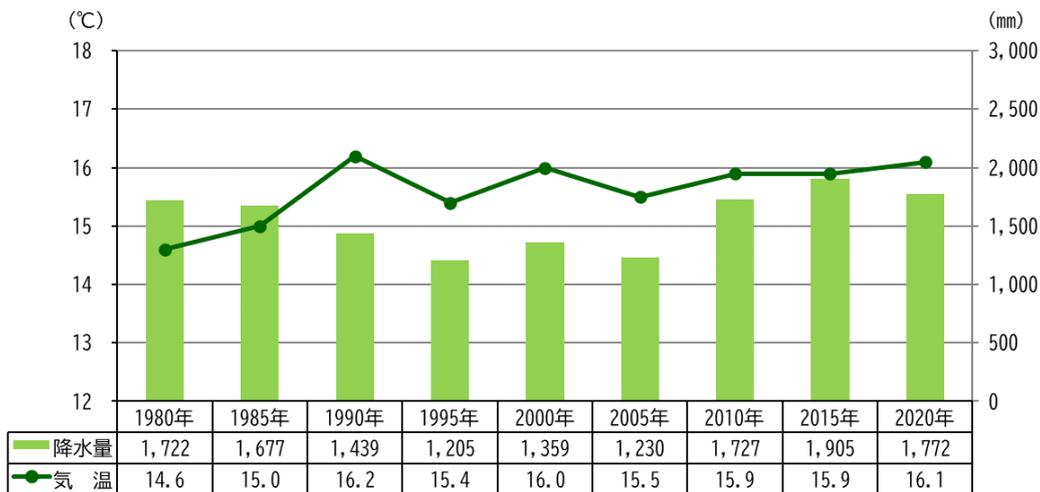


図 土地利用面積の推移

### 4 気温・降水量

本市は、東京湾岸に位置しているため、海流の影響を受け、温暖な気候を呈しています。

最寄りの気象官署としては、気象庁アメダス木更津観測所があり、観測所における過去40年間（1980年から2020年まで）の統計によると、年間平均気温は1℃程度の上昇を示し、年間降水量は直近20年で増加傾向が見られます。



出典：気象庁（アメダス 木更津観測所データ）

図 過去40年間の年間平均気温と年間降水量

# 第3章 計画の目標

## 第1節 袖ヶ浦市が目指す環境像

袖ヶ浦市総合計画後期基本計画では、「第5章 環境」において、「環境保全」と「廃棄物・リサイクル」の2項目について、目指す姿を次のように定めています。

項目	目指す姿
環境保全	豊かな自然環境が保全され、地球にやさしい持続可能な社会が形成されるとともに、快適な暮らしが送られています。
廃棄物・リサイクル	ごみの減量化・再資源化の促進や不法投棄の減少により、環境にやさしく持続可能な形で資源を利用する循環型社会に移行しています。

袖ヶ浦市総合計画が目指す姿を環境面から実現していくため、本計画の目指す環境像を次のように定めます。

本市は、約6万6千人の人口を有する県内有数の工業都市であり、千葉県の中西部に位置し、東京湾に面しています。

市内には、臨海部に工業地帯や住宅地が位置する一方で、四季折々の花が楽しめる袖ヶ浦公園、東京湾アクアラインが望める袖ヶ浦海浜公園があり、また、内陸部には、小櫃川や浮戸川沿いの平野に広がる稲作地帯、平野の北側に位置する台地には畑と集落、屋敷林が織りなす景観が広がり、さらに北東部から東部及び西南部には様々な森林が形成されるなど、多くの自然が残されています。

このすばらしい環境を市民一人ひとりが大切にし、未来を担う子ども達に伝えていかなければなりません。そして自然と共生する快適な生活環境を守り、創出していく必要があります。

近年では、日常生活や事業活動により、様々な環境負荷が生じており、環境に関する取組の重要性はますます高まるとともに、環境を取り巻く課題は、様々な要素が幅広く複雑に絡み合っていることから、市民、事業者、市の各主体が環境への関わりを自覚して、協働により積極的に取り組んでいく必要があります。

本市の良好な環境づくりのために、市民、事業者、市が計画を推進していく姿勢を誰にでも分かりやすく表した目標を「目指す環境像」として掲げます。

**みんなでつくる 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦**

## 第2節 基本目標

「目指す環境像」を実現するため、次のとおり5つの基本目標を設定し、様々な環境施策を実施します。

### 1 地球環境

#### 基本目標1 地球環境を思いやるまち

私たちの日々の生活や事業活動は、電気、ガス、ガソリンなど多くのエネルギーの消費により成り立っており、エネルギーの消費による二酸化炭素の発生等が要因となって地球温暖化が進行し、気候変動などの影響が生じています。

持続可能な低炭素社会を実現するため、「再生可能エネルギー等の活用」や「省エネルギーの推進」により、「温室効果ガスの削減」等を図ります。

また、地球温暖化による気候変動に起因して、環境、経済、社会に影響が生じていることから、これらに対する「適応策」を推進します。

### 2 循環型社会の構築

#### 基本目標2 循環型社会を形成するまち

大量生産、大量消費、大量廃棄というかつての社会経済システムは、天然資源の枯渇やエネルギーの大量消費等の多くの問題を引き起こしてきました。

私たちは、廃棄物が貴重な資源となる可能性を秘めていることを認識し、これらが適正に循環する社会構造へと転換させていくことが必要となります。

循環型社会の形成に向けた種々の取組を実効性のあるものとするために、「廃棄物の減量化・資源化」を推進し、リサイクル活動等に取り組みとともに、「廃棄物等の適正処理」の推進を図ります。

また、「廃棄物等の不法投棄・ポイ捨て」に対する監視等とともに、「建設発生土・再生土・スクラップヤード対策」など、廃棄物等の適正な処理を推進します。

### 3 自然環境

#### 基本目標3 豊かな自然と共生するまち

本市では、海、山、川等の豊かな自然環境に囲まれ、そこには多種多様な生物が生息しており、これらは市民が共有する地域の財産として、次の世代に引き継いでいく必要があります。

豊かな自然環境を次世代に引き継ぎ、将来にわたって自然からの恵みを持続的に享受するためには、地域の特性に応じて、湖沼・沿岸域の水環境や、農地、森林、里山等の「水とみどりの保全」を図ることや、絶滅が危惧される希少な野生生物の保護等の「生物多様性の保全」に向けた活動の継続が重要です。

一方では、農作物や人の生活に悪影響をもたらす有害鳥獣や、生活への影響に加えて、生態系等への影響を及ぼす特定外来生物は、必要に応じて駆除を行うなどの「有害鳥獣・特定外来生物への対策」が必要であり、人と野生生物が適切に共存できる環境を目指します。

さらに、市内には、連なる斜面林、広がりのある田園風景や里山、海と対岸の富士山を望む広大な眺望等があり、これらを景観資源と捉えた「景観形成の推進」を図ります。

## 4 生活環境

### 基本目標 4 快適で安全に生活できるまち

市民一人ひとりが健康で快適な生活を送るためには、大気や水質等を良好な状態に保ち、身近な生活環境における不快な騒音、振動、悪臭等の影響に悩まされないようにしていくことが重要です。

人の生活や産業活動によって生じる大気汚染や水質汚濁等は、人の健康や生態系に深刻な影響をもたらす恐れがあるため、「大気環境の保全」及び「水質、土壌、地盤環境の保全」を図り、安全な生活環境を保全するとともに、「騒音、振動、悪臭の防止」を図り、快適な暮らしを確保してまいります。

また、「有害化学物質等への対策」として調査等を実施し、市民に情報提供を行うことにより、安心して暮らせるまちを目指します。

## 5 環境意識と行動

### 基本目標 5 環境保全活動を推進するまち

良好な環境を将来へ引き継いでいくためには、環境問題の本質を理解し、日常生活において環境に配慮した行動ができる人材の育成が重要です。

市民一人ひとりが環境に関心を持ち、知識を深め、環境保全に向けた行動のきっかけとなるよう、「環境に関する情報発信」を継続的に実施するとともに、「環境学習・環境教育の推進」により環境意識の啓発を行ってまいります。

また、市内一斉清掃、臨海地区清掃等の市民や事業者との「協働による環境保全活動の推進」を図るとともに、自ら進んで活動する方々を後押しすべく、「市民等による環境保全活動への支援」を行ってまいります。

# 第4章 目標の実現に向けた施策の展開方向

## 第1節 施策展開の基本的な考え方

本章では、前章に掲げた「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」、「循環型社会の構築」、「環境意識と行動」の分野ごとの目標の実現に向けて、SDGsの目標も踏まえ、市民、事業者、市が協力して進めていく最も基本となる行動を示す基本施策を掲げ、それぞれの施策に沿って主な取組を示します。

また、本計画では複雑多様化する環境問題に対応するため、特定の施策にとどまらず、複数の施策にまたがって分野横断的な視点により施策を展開します。

### 【持続可能な開発目標（SDGs）について】

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年の国連サミットで採択された、2030年までに世界が達成すべき17の目標と169のターゲットのことです。

SDGsの17の目標を見ると、「目標6（水）」、「目標7（エネルギー）」、「目標12（生産・消費）」、「目標13（気候変動）」、「目標14（海洋）」、「目標15（生態系・森林）」の目標は、特に環境との関わりが深くなっています。



図 持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標のアイコン

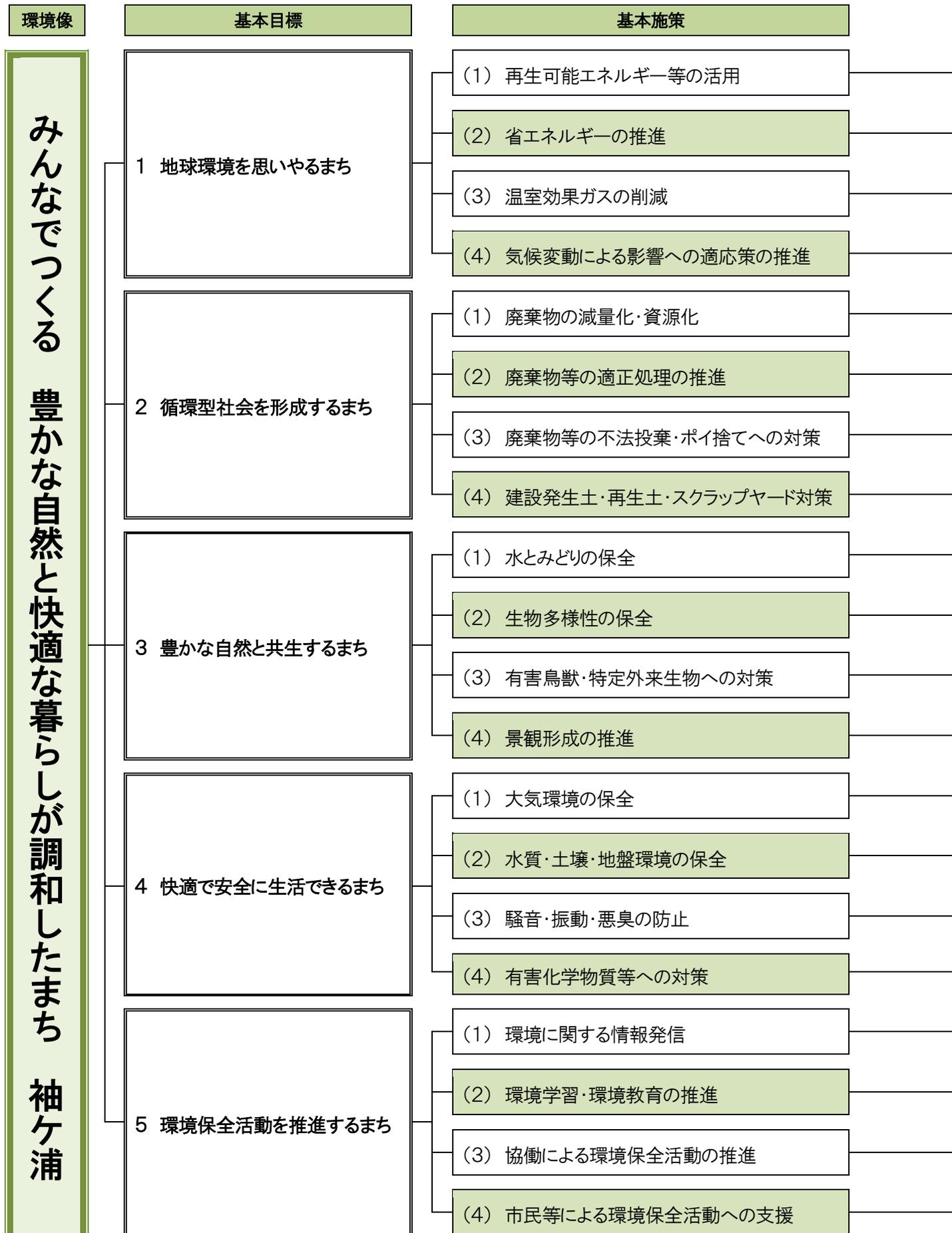
### SDGsの目標

目標	内容
1	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
2	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する
3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
4	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5	ジェンダー <sup>※1</sup> の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント <sup>※2</sup> を図る
6	すべての人々に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する
7	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
8	すべての人々のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク <sup>※3</sup> を推進する
9	レジリエントなインフラ <sup>※4</sup> を整備し、包括的で持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーション <sup>※5</sup> の拡大を図る
10	国内および国家間の不平等を是正する
11	都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
12	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
13	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
14	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
15	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
16	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包括的な制度を構築する
17	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ <sup>※6</sup> を活性化する

※1 ジェンダー：社会的・文化的に形成された性別のこと  
 ※2 エンパワーメント：人々に夢や希望を与え、勇気付け、人が本来持っている素晴らしい、生きる力を湧き出させること  
 ※3 デイセント・ワーク：働きがいのある人間らしい仕事のこと  
 ※4 レジリエントなインフラ：強靱な社会資本（道路、港湾、空港、鉄道、電信電話等）のこと  
 ※5 イノベーション：新しいものを生産する、又は既存のものを新しい方法で生産すること  
 ※6 グローバル・パートナーシップ：世界平和、環境問題等の世界的問題の解決のため提携すること

出典：国際連合広報センターウェブサイト

図 持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標



# 体 系 図

主な取組
①住宅、事業所等への再生可能エネルギー等の導入促進 ②公共施設への再生可能エネルギーの導入 ③再生可能エネルギー等に関する普及啓発 ④事業用太陽光発電設備の適正な設置及び管理の指導
①省エネルギーに関する情報発信等 ②環境に配慮した製品に関する普及啓発 ③照明のLED化の推進 ④省エネルギーにつながる取組の推進 ⑤家庭や事業所における電気使用量の把握
①地球温暖化対策実行計画の推進と公表 ②公共施設の省エネ化の推進 ③次世代自動車の導入推進 ④エコドライブの推進 ⑤公共交通の利用促進 ⑥自転車利用の普及拡大
①気候変動の影響に関する情報の収集等 ②各分野における適応策の推進
①3R活動、各種リサイクル法等に関する普及啓発 ②プラスチックごみの減量化・再資源化 ③食品ロスに関する普及啓発 ④バイオマスの利活用 ⑤生ごみ肥料化容器助成制度の実施
①廃棄物等の適正処理に関する情報発信 ②農業用廃プラスチック処理対策の推進 ③廃棄物処理制度の見直しの検討 ④広域廃棄物処理施設の整備と運用 ⑤災害廃棄物処理計画の適切な運用
①廃棄物等の不法投棄やポイ捨て対策の推進 ②市職員全員による監視の実施 ③不法投棄監視員・土砂等対策指導員・環境美化推進員による監視等の実施 ④空き地等の雑草対策の推進
①土砂等対策指導員による監視等の実施 ②土地所有者等への啓発 ③建設発生土・再生土の適正管理 ④関係機関との連携 ⑤再生資源物の屋外保管事業場への対策
①公共施設における緑地の適正管理 ②水と緑の里整備 ③農業用ため池周辺の環境整備 ④農地農村の持つ多面的機能に関する普及啓発等 ⑤保存樹木・樹林の保全 ⑥緑地保存協定の締結 ⑦緑の基本計画の策定
①生物多様性に関する普及啓発 ②遊休・荒廃農地の調査活用 ③希少な野生生物の調査等 ④生物多様性地域戦略の策定
①有害鳥獣・特定外来生物に関する普及啓発 ②鳥獣被害防止計画の推進 ③有害鳥獣・特定外来生物の防除
①都市公園の整備・維持管理 ②景観としての農業環境の保全 ③農村公園・フラワーラインの景観維持 ④景観計画の適切な運用 ⑤景観まちづくり活動の推進 ⑥県屋外広告物条例の適用 ⑦美化活動の実施
①大気汚染物質の監視の継続及び市民への情報提供 ②発生源施設への対策 ③自家焼却・野焼きに対する指導 ④公害防止施設の設置指導
①水質環境の監視及び市民への情報提供 ②下水道施設の適正管理 ③生活排水の負荷軽減に関する普及啓発 ④事業者への排水適正管理の指導 ⑤浄化槽の適正な維持管理の指導 ⑥地下水汚染・土壌汚染・地盤沈下対策の推進
①道路における騒音・振動対策の推進 ②航空機騒音対策の推進 ③家畜糞尿処理対策の推進 ④工場等への監視等の継続
①有害化学物質の監視の継続及び市民への情報提供 ②農薬等の適正使用の推進 ③事業所等における有害化学物質の管理の推進 ④新たな化学物質への対応
①市の環境の状況や各種施策に関する情報の公表 ②広報紙等を活用した環境問題に関する情報提供 ③環境に関する補助教材の提供
①環境学習講座等の実施 ②子どもを対象とした環境学習等に関する情報提供等 ③社会教育施設を通じた環境教育活動の推進 ④学校における環境教育の推進 ⑤農業や里山の保全を取り入れた環境教育の実施
①ボランティアとの協働による里山の保全 ②清掃活動の実施 ③花いっぱい運動の推進 ④資源回収制度の推進
①環境保全に係る市民活動への支援 ②公園・緑地管理における自治会、ボランティア団体等の参加 ③環境に関する多様な人材の把握

## 第2節 各分野の施策

### 1 地球環境を思いやるまち

関連する  
SDGs目標



#### (1) 再生可能エネルギー等の活用

##### 現状と課題

我が国は、電気、ガス、水道等のインフラを維持するためのエネルギーのほとんどを輸入による化石燃料に依存しています。

2011年の東日本大震災以降、それまでエネルギー自給率を上げていた原子力発電によるエネルギー計画が崩壊し、安全かつ持続的に自給できる再生可能エネルギーが注目されるようになりました。

市では、再生可能エネルギーの普及促進を図るため、再生可能エネルギー等に関する普及啓発を行い、住宅、事業所等への再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、市自らも公共施設への再生可能エネルギーの導入を検討しています。

また、事業用太陽光発電設備の導入における近隣トラブルなどのリスクが懸念されるため、適正な設置や管理が求められています。

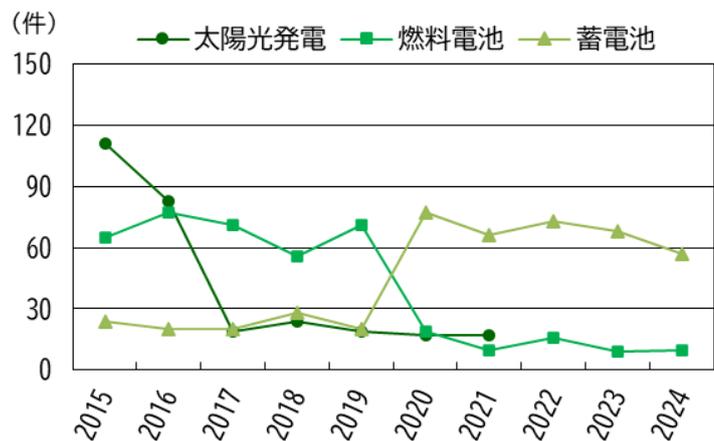


図 再生可能エネルギー設備等の補助件数の推移 (袖ヶ浦市)

##### 目指す姿

市内の家庭や事業所において、再生可能エネルギー設備の導入が進み、再生可能エネルギーが継続的に活用されています。

##### 目標

項目名	現状 (基準年度)	目標 (目標年度)	備考
再生可能エネルギー設備等の補助件数 (累計)	1, 178件 (2018年度)	2, 350件 (2031年度)	太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、窓の断熱改修、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、V2H 充放電設備

## 主な取組

### ① 住宅、事業所等への再生可能エネルギー等の導入促進

住宅、事業所等への再生可能エネルギー等の設備の導入促進を図ります。また、住宅については、県の補助事業を活用して、補助金を交付します。



写真 太陽光発電システム

### ② 公共施設への再生可能エネルギーの導入

公共施設に再生可能エネルギーを導入することで、市民や事業者に対する普及啓発を行うことができるため、防災拠点となる施設等について、導入を検討します。

### ③ 再生可能エネルギー等に関する普及啓発

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できる国産エネルギー源であるため、最新の技術動向等の情報を収集し、市民や事業者に普及啓発を行います。

### ④ 事業用太陽光発電設備の適正な設置及び管理の指導

太陽光発電設備の設置による近隣トラブルなどを未然に防止するため、2019年4月に施行した袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドラインに基づき、事業者に対して太陽光発電設備等の適切な設置と管理方法について指導します。



写真 事業用太陽光発電設備

## コラム① ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）

住宅の外側に当たる窓や壁等の断熱性能等を大幅に向上させ、高い効率の設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現するとともに、太陽光等の再生可能エネルギーを導入することにより、一年を通じての一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを旨とした住宅をいいます。

簡単に言うと、「使うエネルギー」と「創るエネルギー」では、「創るエネルギー」の方が多い住宅です。

政府が普及を進めている住宅システムであることから補助金を受け取ることができますが、条件が決まっていますので、新築住宅を建てる際に確認してください。

ZEHとは、「快適な室内環境」と「年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下」を同時に実現する住宅

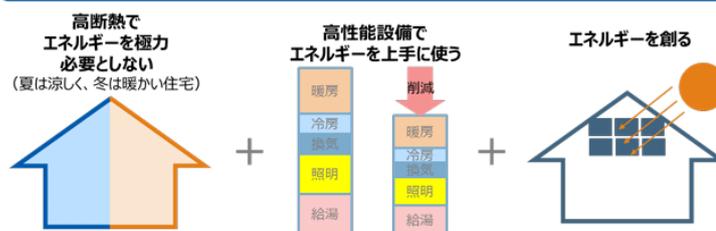


図 ZEHとは

出典：環境省

## コラム② デコ活

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、私たちの家庭や暮らしにおいても、温室効果ガスの削減が求められています。

そこで、2022年に環境省は日常生活における温室効果ガスの削減する行動を促進するため、国民一人ひとりのライフスタイル変革を後押しする「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」を発足させました。

デコ活につきましては、13のアクションが掲げられており、その中でもまず初めに取り組むべきものとして以下の4つのアクションが提示されています。

### デ 電気も省エネ 断熱住宅

断熱住宅にすることで、夏は涼しく、冬は暖かい快適な室内環境となります。

### コ こだわる楽しさ エコグッズ

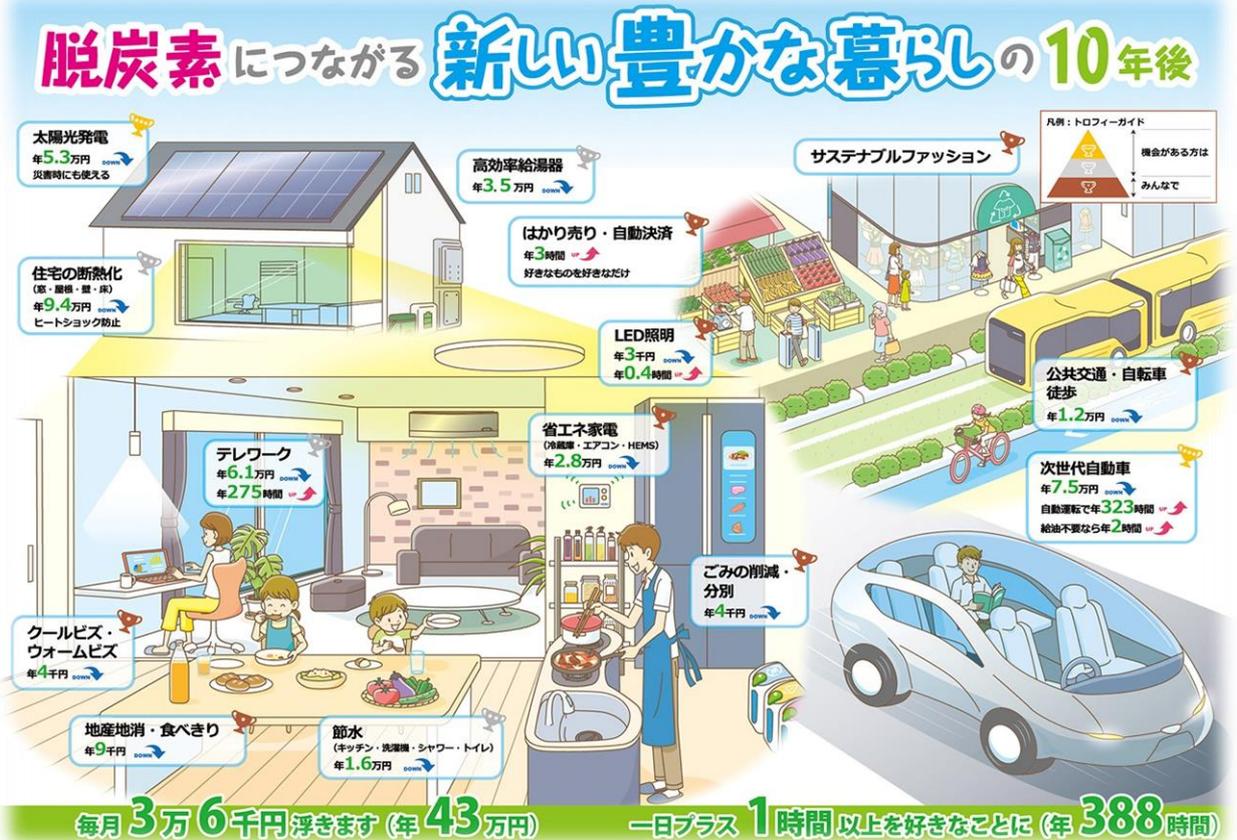
省エネ家電などを取り入れ、光熱費の節約や快適で便利な生活ができます。

### カ 感謝の心 食べ残しゼロ

食品ロスを減らすことで、ごみの削減だけでなく、食費の節約にもつながります。

### ツ つながるオフィス テレワーク

テレワークの導入により、多様な働き方・ワークライフバランスが実現します。



出典：環境省

図 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後

## （２）省エネルギーの推進

### 現状と課題

省エネルギー対策は、資源の効率的な利用と廃棄物の削減を通じて、環境負荷を低減し、経済成長と持続可能な社会の実現を目指す「循環経済※（サーキュラーエコノミー）」の考え方において重要な事項であり、あらゆる分野で単なる節約ではなく、エネルギー効率を飛躍的に高めるなど、社会全体のエネルギー総需要の削減が必要です。

そのため、省エネルギー対策に関する情報を発信し、意識啓発を行うとともに、省エネルギー性能の高い設備や機器の導入、住宅の高断熱化等によりエネルギーの消費効率を向上させること、エネルギーの使用量を把握すること、環境に配慮した製品に関する情報提供等を実践することなどにより、あらゆる主体がエネルギー消費を大幅に減少させる取組を進めていくことが必要となります。

※循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、資源消費の最小化や廃棄物の発生抑制等により、気候変動、生物多様性損失、環境汚染等の社会課題を解決するとともに、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そしてウェルビーイングの実現に資する。特に気候変動の観点からは、我が国の温室効果ガス排出量の約36%は資源循環が排出削減に貢献できる余地のある部門からの排出と推計されている。

[地球温暖化対策（令和7年2月閣議決定）より引用]

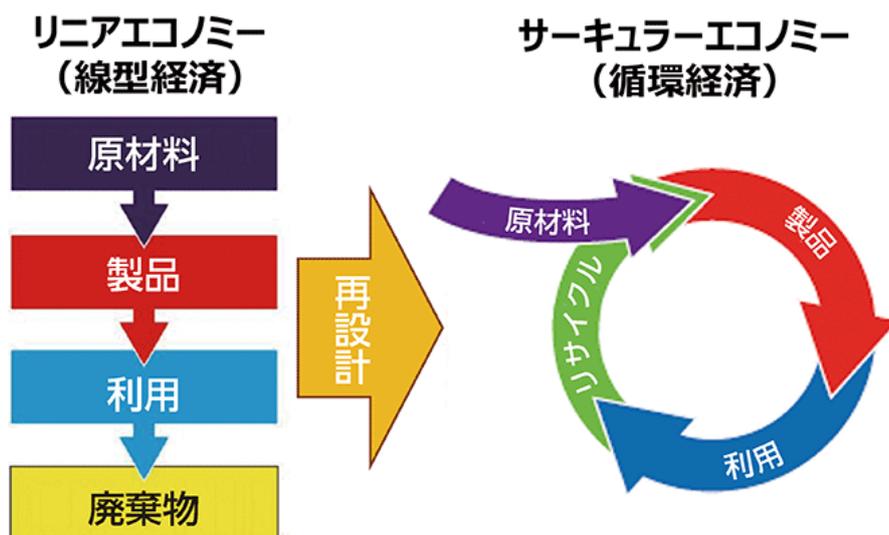


図 リニアエコノミー（従来型）とサーキュラーエコノミー  
[令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）]

### 目指す姿

省エネルギー対策の必要性和具体策に関する情報発信と啓発活動を推進することにより、市民一人ひとりが積極的に省エネルギーに取り組んでいます。

### 目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
省エネなど環境に配慮した行動に取り組んでいる市民の割合	79.6% (2019年度)	81% (2031年度)	市民意識調査

## 主な取組

### ① 省エネルギーに関する情報発信等

サーキュラーエコノミー（循環経済）の考え方を広く周知するとともに、密接に関係する省エネルギーについて、市民一人ひとりが意識し、自ら積極的に行動できるよう、情報発信や意識啓発を行います。

### ② 環境に配慮した製品に関する普及啓発

省エネルギーを意識した行動のきっかけとなるよう、省エネルギー設備や省エネルギー製品に関する普及啓発を行います。

### ③ 照明のLED化の推進

電力消費量が小さく長寿命で、環境負荷が少ないLED照明に切り替えることは、地球温暖化対策だけでなく、2027年の蛍光灯製造等禁止に対応するため必要な取組となります。

### ④ 省エネルギーにつながる取組の推進

よしずやすだれ、緑のカーテンにより建物への日ざしを遮り、冷房使用を抑制するなど、生活のひと工夫で省エネルギーと同時に光熱費の節約を図ることができるため、省エネルギーに関する身近な取組を推進します。



写真 緑のカーテン  
(2025年度市役所南庁舎)

### ⑤ 家庭や事業所における電気使用量の把握

家庭や事業所でどれだけのエネルギーを使用しているかを把握することは省エネルギーに取り組む上で重要な情報です。

発電量や電力の使用状況を表示して、空調、照明等の機器が最適な運転となることを促すHEMS（家庭のエネルギー管理システム）やBEMS（ビルエネルギー管理システム）などの導入を推進します。



イラスト HEMS

## コラム③ 蛍光灯

### 水銀と蛍光灯

蛍光灯（蛍光灯）は、1950年代から普及し、今日まで私たちの生活を照らしてきました。しかしながら、蛍光灯には水銀を含むガスが充填されていることから、2023年に開催された「水銀に関する水俣条約※ 第5回締約国会議」において、2027年までに段階的に一般照明用の蛍光灯の生産が禁止されることが国際的に合意され、わが国では2024年の水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の改正により、蛍光灯は水銀が含まれる製品として2026年1月以降、種類ごとに段階的に生産が禁止されることとなりました。

※水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護することを目的として2013年に採択された国際条約

### 蛍光灯からLEDへ

蛍光灯に代わり、水銀が使用されないLEDへの転換が促進されています。

LEDは白熱電球や蛍光灯に比べ寿命が長いという特徴とともに、少ない電力で蛍光灯と同等の明るさを出せることから、消費電力を抑えられ、家計の節約になります。

そのため、LEDへの転換は温室効果ガスの削減につながり、個人レベルで行える行動変容やライフスタイル変革の第一歩になります。

家庭やオフィス、工場など使用している  
一般照明用の**蛍光灯**は  
**2027年末までに製造・輸出入禁止**  
になります

蛍光灯の種類	電球形蛍光灯※2	コンパクト形蛍光灯	直管形蛍光灯※2	環形蛍光灯※2
製造・輸出入禁止の開始日	2026年1月1日	2027年1月1日	2028年1月1日	2028年1月1日

※1 蛍光灯は通称「蛍光灯」「蛍光管」とも呼ばれます。  
※2 電球形蛍光灯のうち30Wを超えるものは2027年1月1日から禁止されます。直管形蛍光灯及び環形蛍光灯のうち、ハロリン酸塩を主成分とする蛍光体を用いたものは、2027年1月1日から禁止されます。

蛍光灯からLED照明への計画的な交換をお願いいたします

蛍光灯の品番は「F」か「EF」で始まるものが多いです（※海外製品などでは異なる場合もあります）。  
蛍光灯がどうか分からない場合は、  
蛍光灯の販売店またはメーカーにお問合せください。

△ 蛍光灯の使用・販売・購入は禁止されません。  
△ 廃棄方法について  
**ご家庭の場合** お住まいの自治体のルールに従って分別・排出してください。  
**オフィス、工場の場合** 廃棄物処理法などの関係法令に従って適正に処理をしてください。

詳細は、環境省のホームページをご確認ください。  
環境省 蛍光灯 禁止 検索  
イラスト 蛍光灯製造輸出禁止リーフレット（環境省）

## （３）温室効果ガスの削減

### 現状と課題

地球温暖化対策の推進にあたっては、市が率先して温室効果ガスの削減を図るとともに、排出量を算定し、公表していく必要があります。

「第四次袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画」では、基準年度を２０１５年度、計画の対象期間を２０１７年度から２０２３年度までとし、最終年度である２０２３年度は基準年度比２６．１％の減少となり、目標である６％の削減を達成したところです。

市では、２０２４年３月に袖ヶ浦市カーボンニュートラル宣言を表明し、２０５０年カーボンニュートラルの実現に向け、全力で取り組まなければなりません。

地球温暖化対策実行計画の推進を図り、再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの促進、次世代自動車の導入推進等を更に進めるとともに、公共交通や自転車の利用を促進するなど、市民、事業者、市の全ての主体が、それぞれの役割を自覚し、相互に連携し取り組めるよう、市が積極的に行動する必要があります。

### 目指す姿

市が積極的に温室効果ガス排出量の削減を図り、市民や事業者における温室効果ガス削減に向けた行動を促します。

### 目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
市内公共施設の温室効果ガス排出量	１００％ （２０１３年度）	５０％ （２０３１年度）	袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画
市域における温室効果ガス排出量	１００％ （２０１３年度）	５０％ （２０３１年度）	袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画

### 主な取組

#### ① 地球温暖化対策実行計画の推進と公表

袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画に基づき市自らが温室効果ガスの排出量の低減に取り組むとともに、市民一人ひとりが地球温暖化対策を意識した行動がとれるよう、広く取組結果を公表し、意識啓発を行います。

#### ② 公共施設の省エネ化の推進

電力消費量が小さく長寿命で、環境負荷が少ないＬＥＤ照明を公共施設に導入するなど、市自らが省エネルギー対策を推進します。

### ③ 次世代自動車の導入推進

環境に配慮した自動車の普及のため、公用車の購入又は更新に際し、次世代自動車の導入を推進します。



写真 電気自動車（市所有）

### ④ エコドライブの推進

温室効果ガスの削減やガソリンなどの燃料消費の削減、安全運転にもつながる「エコドライブ10」を推進します。

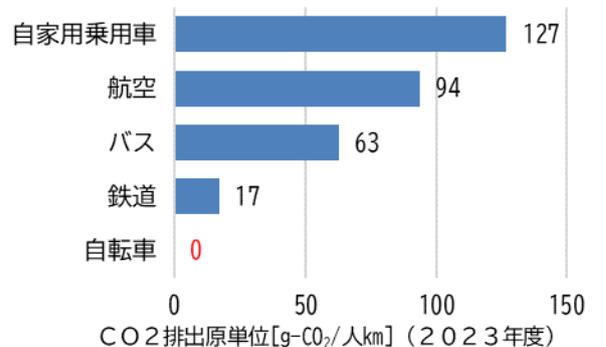
### ⑤ 公共交通の利用促進

環境負荷の少ない公共交通の利用促進を図るため、鉄道やバスなどの公共交通の利便性確保に向けた要望や必要な支援をします。

### ⑥ 自転車利用の普及拡大

「袖ヶ浦市自転車活用推進計画（2023年6月策定）」では、自転車活用による数あるメリットの一つとして環境負荷の低減が挙げられており、そのほか、生活習慣の改善や災害時の活躍なども期待できます。

地球温暖化対策として、エコな交通手段である自転車への転換を促し、自転車利用の普及拡大を推進します。



出典：国土交通省 環境政策課作成資料に一部追記

図 輸送量あたりの二酸化炭素の排出量（旅客）

## コラム④ エコドライブ10

エコドライブとは、燃料消費量やCO<sub>2</sub>排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる”運転技術”や”心がけ”です。

また、エコドライブは、交通事故の削減につながります。燃料消費量が少ない運転は、お財布にやさしいだけでなく、同乗者が安心できる安全な運転でもあります。

心にゆとりをもって走ること、時間にゆとりをもって走ること、これもまた大切なエコドライブの心がけです。

エコドライブは、誰にでも今すぐに始めることができるアクションです。

小さな意識を習慣にすることで、あなたの運転がよくなって、きっと社会もよくなります。

できることから、はじめてみましょう、エコドライブ。

- 1 自分の燃費を把握しよう
- 2 ふんわりアクセル「eスタート」
- 3 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- 4 減速時は早めにアクセルを離そう
- 5 エアコンの使用は適切に
- 6 ムダなアイドリングはやめよう
- 7 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
- 8 タイヤの空気圧から始める点検・整備
- 9 不要な荷物はおろそう
- 10 走行の妨げとなる駐車はやめよう

## コラム⑤ 市庁舎とBELS

「袖ヶ浦市庁舎整備事業」において、「建築物省エネルギー性能表示制度（Building Energy-efficiency Labeling System、以下、BELS という。）」※1 の最高ランクを獲得すると同時に、新築工事と既存庁舎の改修を含めた庁舎建物全体として、千葉県で初めてとなる「ZEB（ZEB Ready）」認証を取得しました。

国の施策では、第6次エネルギー基本計画において「2030年度以降新築される建築物について、ZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能が確保」されることを目指すとされています。このような動向を踏まえ、本事業の受注者である大成建設(株)とともに、実施設計において施設のZEB化を目標に、以下に示す省エネルギーの対応により、空調・照明負荷を低減することで、一般の建物に比べ一次エネルギー消費量の54%削減を達成し、BELSで5段階評価の最高ランクを獲得すると同時に、新築工事と既存庁舎の改修を含めた庁舎建物として「ZEB（ZEB Ready）」認証を取得しました。

### (1) 建物の遮熱断熱性の向上

- ・ 既存棟は耐震改修工事にあわせて、屋根の高断熱化、複層ガラス(Low-E)に交換
- ・ 新築棟は屋根および壁の高断熱化、複層ガラス(Low-E)を採用

### (2) 人検知照明自動制御システム

- ・ LED照明の採用と人の在席状況を検知して照明を自動で制御

### (3) 高効率の空調システム

- ・ 個別制御性と省エネルギー性に優れた高効率エアコンを採用
- ・ ガスコージェネレーションによる発電の排熱を利用した高効率熱源機器を採用

庁舎整備事業は、「安全・安心な庁舎」「使いやすく市民に開かれた庁舎」、「環境にやさしい庁舎」を整備方針として、2棟の新築、既存棟の耐震補強及び大規模改修を進めております。今回、既存建物のカーボンニュートラル化が重要度を増すなか、延べ床面積10,000㎡を超える建物で、庁舎全体で「ZEB（ZEB Ready）」認証を取得し、延べ床面積の約半分を占める既存改修部分を含めて「ZEB（ZEB Ready）」相当の省エネルギー性能を達成していることは全国でも先進的な事例となります。

※1 BELS（建築物省エネルギー性能表示制度）

国土交通省が主導する建築物の省エネルギー性能に特化した、第三者による認証制度です。国が定める計算方法に則りBEI（省エネルギー性能指標）値を算出し、その値によって5段階で☆の数が決定します。最高ランクの☆5の中でも更に省エネルギー性能に優れた建物がZEBとして認証されます。ZEBは4段階に判定され、ZEB Readyは一般の建物に比べ一次エネルギー消費量の50%以上の削減を達成しているものとなります。



イラスト 庁舎外観

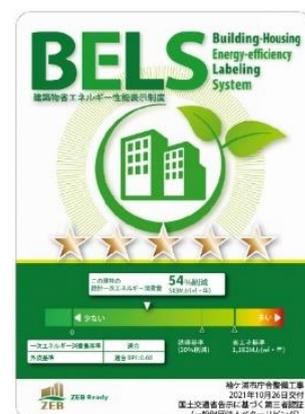


図 BELSプレート

## （４）気候変動による影響への適応策の推進

### 現状と課題

今後、世界の平均気温は上昇し、21世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測されています。温室効果ガスの排出量を抑制すること以外にも、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対する適応も同時に進めていく必要があります。

本市においては、熱中症の発症のおそれが高くなると予想される日に、市民に対し注意喚起のメールを配信する取組や、ポスターの掲示等を通してクールビズの周知を図るとともに、庁内においてもクールビズを実践しています。

また、千葉県においては気候変動適応法の施行に先行して「千葉県の気候変動影響と適応の取組方針」を策定しており、適応策の一つとして、公共施設を利用して涼しさを共有するクールシェアの実践等が挙げられていますが、公共施設をクールシェアの場とすることにより、公共施設単位での温室効果ガス排出の削減が困難となるといった課題も新たに発生しています。

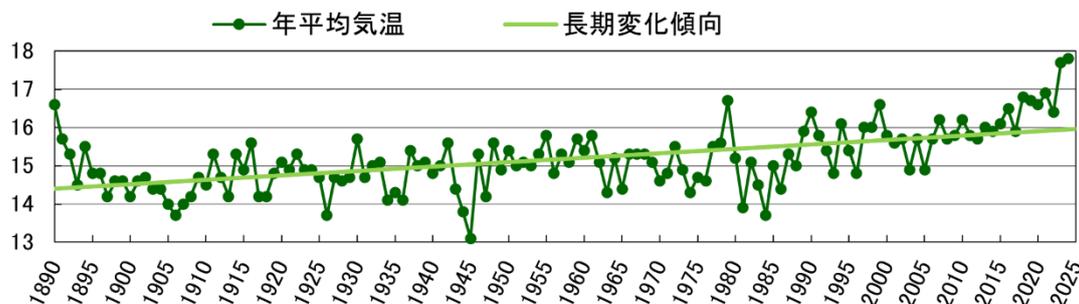


図 年平均気温の推移（銚子地方気象台）

出典：気象庁

### 目指す姿

気候変動による影響への適応策として、熱中症の発症のおそれが高くなると予想される日における市民に対する注意喚起のメール配信や、クールビズの周知・実践が推進されています。

### 目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
気候変動による影響への適応について知っている市民の割合	42%（2018年度） ※第57回県政に関する世論調査（千葉県）	80% （2031年度）	市民意識調査

### 主な取組

#### ① 気候変動の影響に関する情報の収集等

気候変動予測の不確実性や気候変動の影響に関する地域の情報が不足していることを踏まえ、情報の収集及び把握に努め、庁内での情報共有を図ります。

## ② 各分野における適応策の推進

市民や事業者がそれぞれ適応を進めることができるよう、気候変動に関する各分野における適応策（クールシェア、熱中症情報、クールビズなど）を推進します。

### コラム⑥ 気候変動

気候変動とは、長い時間で見えた気温、降水量等の気候の変動や変化のことをいいます。

大気の平均状態である気候の変動や変化の要因は、外部から強制的に加わる要因と内部的な要因の二つに分けられ、特に外部からの強制力については自然的要因と人為的要因があります。

例えば、自然的要因は太陽活動の変動や火山の噴火による特定の微粒子の増加等、人為的要因は人間の活動に伴う化石燃料の燃焼や土地利用の変化による温室効果ガスの増加等が挙げられます。

近年では、化石燃料の大量消費による大気中のCO<sub>2</sub>濃度の増加に起因すると言われていた地球温暖化への懸念から、人為的要因による気候変動への関心が高まっています。

私たちの生活や経済活動は、人為的要因にほかなりません。変動による変化を抑えるためにも私たちにできる温暖化対策を実施していかなければなりません。



イラスト 温室効果の模式図

#### ○気候変動の影響

気候変動の影響は、今すぐに現れるものではありません。様々な要因の蓄積により、気温の上昇に応じて影響が大きくなるものと、ある閾値を超えると急変してしまうものがあります。例えば、北極海海域や南極の氷床が溶けてしまうことによる海面上昇等の可能性が挙げられます。この気候変動の影響は、降水量減少等による水資源賦存（ふそん）量の減少、水力発電の機能低下、気温上昇による作物生産の減少、感染症の範囲拡大、健康への悪影響等、水環境や生態系、食料、国民の生活や都市生活等の幅広い分野で世界の至る所で現れると予測されています。

影響そのものを私たちの手で食い止めることは現実的に困難ですので、影響を把握した上で気候変動そのものを抑制する行動をとっていく、小さな行動であってもできることからコツコツと取り組んでいく必要があります。

## 袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画（2024年6月策定）

地球温暖化と気候変動への対策が地球規模で求められる中、本市においても、地球温暖化と気候変動による影響が顕在化していることから、袖ヶ浦市の自然的社会的条件等の特性を踏まえ、2050年カーボンニュートラルを目指して温室効果ガス排出量を削減する緩和策と、現在生じており又は将来予測される気候変動による被害を回避・軽減する適応策について、市民・事業者・市の各主体が参加・連携した取組を総合的かつ計画的に推進することを目的として2024年6月に策定しました。

地球温暖化対策は、温室効果ガス排出量を削減または植林などによる吸収量を増加させる「緩和」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することにより気候変動の悪影響を軽減する「適応」の二つがあります。

この計画は、「緩和」及び「適応」の両面から対策を推進すべく、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」並びに「地方公共団体実行計画（事務事業編）」及び「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を包含する計画としています。

市域の温室効果ガス排出量の削減目標

2030年度までに2013年度比で

**47%以上の削減**とし、更なる高みを目指す。

**緩和**とは？  
原因を少なく

**2つの気候変動対策**

**適応**とは？  
影響に備える

**緩和策の例**

- 節電・省エネ (Light bulbs, power switch OFF)
- エコカーの普及 (Bicycle, car)
- 再生可能エネルギーの活用 (Solar panel, wind turbine)
- 森林を増やす (Trees)
- 温室効果ガスを減らす (CO2 cloud with downward arrow)

**適応策の例**

- 感染症予防のため虫刺されに注意 (Mosquito, person with bite)
- 熱中症予防 (Sun, hat, water bottle)
- 災害に備える (Dam, house, trees)
- 水利用の工夫 (Water tap)
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培 (Fruit, vegetables)

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

図 緩和策と適応策

出典：気候変動情報プラットフォーム（A-PLAT）ウェブサイト  
(<https://adaptation-platform.nies.go.jp/>) より

## 2 循環型社会を形成するまち

関連する  
SDGs目標



### (1) 廃棄物の減量化・資源化

#### 現状と課題

市では、「袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会の構築に向けた総合的な廃棄物対策を推進しています。

本市における廃棄物処理の現状を見ると、廃棄物の総排出量及び一人一日当たりの廃棄物の排出量についてはコロナ禍に増加したものの、近年は減少傾向にあります。

更なる循環型社会を実現するため、今後も減量化・資源化の基本となる3R（リユース・リデュース・リサイクル）活動を推進するとともに、レジ袋やペットボトルなどのプラスチックごみの削減、食品ロスの削減を推進し、生ごみの堆肥化等によるバイオマスの利活用、廃棄物の処分量の削減、生ごみ肥料化容器助成制度の実施を行っていく必要があります。

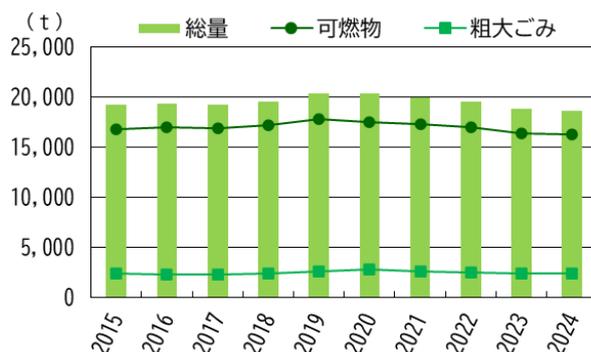


図 廃棄物の排出量（袖ヶ浦市）

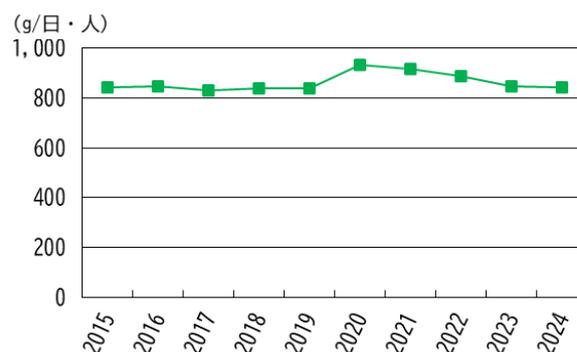


図 1人1日当たりの廃棄物の排出量（袖ヶ浦市）

#### 目指す姿

ごみの減量化・再資源化の促進により、環境にやさしく持続可能な形で資源を利用する循環型社会に移行していきます。

#### 目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
1人1日あたりのごみの総排出量	841g (2024年度)	811g以下	袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画
ごみ総排出量に対するリサイクルの割合	24.9% (2024年度)	25.6%以上	袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画
3Rを実践している市民の割合	75.0% (2024年度)	77.5%以上	市民意識調査

## 主な取組

### ① 3R活動、各種リサイクル法等に関する普及啓発

リサイクルへの意識を生活習慣として定着するため、3Rや各種リサイクル法等に関する普及啓発を行います。

### ② プラスチックごみの減量化・再資源化

プラスチックごみの減量化を図るため、レジ袋やペットボトルなどの使い捨てプラスチック容器の使用削減のほか、海洋マイクロプラスチックなどの最新の環境問題についても広報紙等により普及啓発を行います。

また、2022年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、プラスチックリサイクルの実施に向け、具体的な手法を確立します。



イラスト プラスチックごみ

### ③ 食品ロスに関する普及啓発

2019年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されるなど、食品ロスの関心が高まっていることなどから、市民、事業者に対し、食品ロス削減方法の取組や「3010運動」の啓発等を実施し、食品ロス削減を推進します。



イラスト 食品廃棄物

### ④ バイオマスの利活用

市内の家畜排せつ物、食品廃棄物、林地残材等の種々のバイオマスは、カーボンニュートラルという性質を有しており、燃焼させても長期的に見れば、大気中の二酸化炭素を増加させないため、バイオマスの利活用を推進することは、地球温暖化対策として有効な取組です。本市では、学校給食の調理時に発生する野菜くずや給食の食べ残しを堆肥化するなどの取組を推進します。

### ⑤ 生ごみ肥料化容器助成制度の実施

市内の廃棄物の総排出量に占めるリサイクル率を向上させるため、生ごみ肥料化容器助成制度を継続して行います。



写真 機械式生ごみ処理機

## （２）廃棄物等の適正処理の推進

### 現状と課題

循環型社会を実現するためには、3Rの推進等が重要であり、廃棄物の発生抑制等に努めてもなお発生する廃棄物については、適正に処理を行う必要があります。

市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、一般廃棄物については市が、産業廃棄物については排出事業者と処理業者が廃棄物の処理を適正に行うよう徹底を図る必要があります、そのための情報発信や必要な対策を行うほか、老朽化している廃棄物処理施設の適切な更新や広域処理体制の構築に向けた検討を行う必要があります。

### 目指す姿

廃棄物等が適正に処理される循環型社会の形成を目指します。

### 目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
農業用廃プラスチックの回収量	34.2 t (2014年度から2018年度までの平均値)	31.6 t (2031年度)	

### 主な取組

#### ① 廃棄物等の適正処理に関する情報発信

廃棄物等の適正処理を推進するため、市の取組や法改正等の周知、国や県からの配布物についての周知を行うなど、適正処理に係る情報発信を行います。

#### ② 農業用廃プラスチック処理対策の推進

施設園芸農家等から排出される農業用ビニールなどの回収処理費用の一部を助成することで、農業用廃プラスチック対策を推進します。

#### ③ 廃棄物処理制度の見直し検討

2001年から開始したごみ指定袋制度におけるごみ処理手数料やごみ収集日の見直しの必要性について検討を進めていきます。

また、小型充電式電池による火災事故の防止等、安定したごみ収集の継続と市民の安全を守るための新たな対策が必要な場合は、制度を見直します。



写真 小型充電式電池BOX

#### ④ 廃棄物処理施設の整備と運用

現在、本市で発生する一般廃棄物の焼却は木更津市で稼働している「かずさクリーンシステム（4市による君津地域広域廃棄物処理事業）」において行われていますが、老朽化等により、2027年度からは富津市で建設中の「上総安房クリーンシステム（6市1町による第2期君津地域広域廃棄物処理事業）」において処理の開始を予定しています。

各市町は安定した一般廃棄物の処理に資するべく、施設の適正な運用が求められます。



イラスト 上総安房クリーンシステム  
(第2期君津地域広域廃棄物処理事業)

#### ⑤ 災害廃棄物処理計画の適切な運用

災害の発生時を想定した環境問題に対応するため、本市における平常時の災害予防対策と、災害時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示した「袖ヶ浦市災害廃棄物処理計画」により、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を実施します。

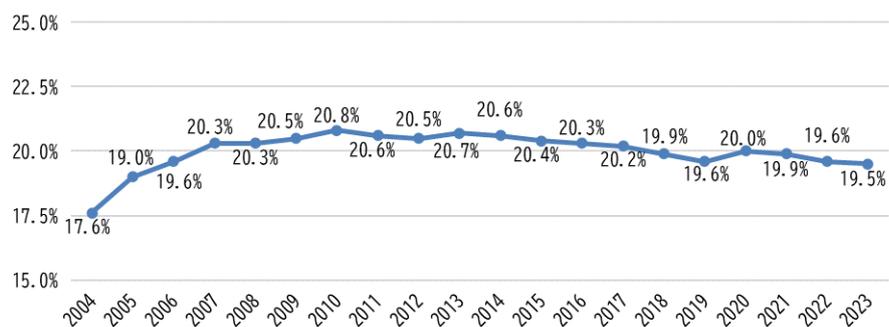
また、災害廃棄物は、再生利用が可能なものを含んでおり、復旧・復興時の資材として有効に活用される必要があるため、再資源化に取り組みます。

### コラム⑦ 廃棄物等の適正処理

廃棄物を一言でいうと、「不要なもの」といっても過言ではないかもしれませんが、日本では廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の第2条により定義されています。私たちが生活する上で家庭から出るごみは、一般廃棄物に分類されます。

廃棄物は、自治体や広域組合等により処理しやすいように分類され、それぞれに合った方法で処理されます。処理の多くは再資源として有効にリサイクルされ、どうしても再資源化できない焼却灰等は最終処分場で埋立処理されます。

私たちにできることは、出来るだけゴミを出さないことが理想です。ですが、出てしまうものはどうしようもありません。リサイクルしやすいように、その自治体の分別ルールをしっかりと守ってゴミ捨てを行いましょう。



出典：環境省

図 一般廃棄物の再生利用率

### （３）廃棄物等の不法投棄・ポイ捨てへの対策

#### 現状と課題

廃棄物等の適正処理を推進する上で、特に、廃棄物等の不法投棄やポイ捨てへの対策が必要です。

廃棄物等の不法投棄は、水質や土壌の汚染等を引き起こすだけでなく、人や動植物に深刻な影響を与えることがあります。

また、廃棄物等のポイ捨ては、自然界に蓄積し、マイクロプラスチックとなり、海洋汚染の大きな要因となっています。

本市では、市民、事業者、他の自治体と連携して、廃棄物の不法投棄の監視や指導、地域での環境美化活動、ポイ捨て防止活動や空き地等の雑草対策等を進めていますが、依然として小規模な不法投棄やポイ捨てが発生しており、その対策が求められます。

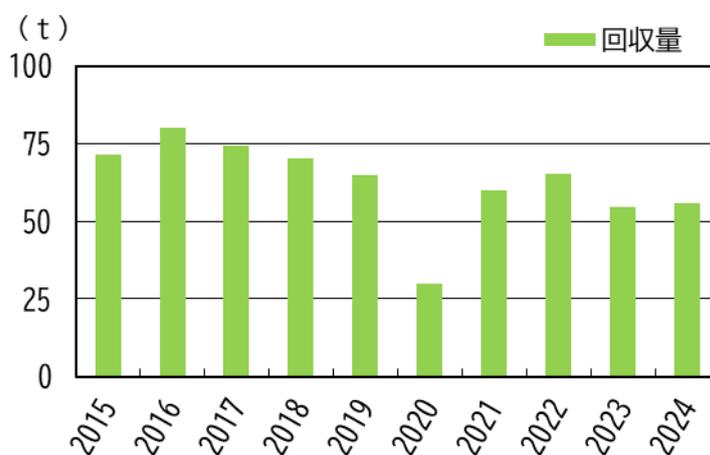


図 一斉清掃等におけるポイ捨てごみの回収量 (袖ヶ浦市)

#### 目指す姿

廃棄物等の適正処理が推進され、不法投棄やポイ捨ての不適正処理の未然防止が図られています。

#### 目標

項目名	現状 (基準年度)	目標 (目標年度)	備考
不法投棄監視員によるパトロール巡回日数	264日 (2018年度)	パトロール巡回日数の現状を維持します (2031年度)	
ポイ捨てごみの回収量	70.4 t (2018年度)	65 t (2031年度)	
まちがきれいだと感じる市民の割合	58.4% (2019年度)	66.5% (2031年度)	市民意識調査

## 主な取組

### ① 廃棄物等の不法投棄やポイ捨て対策の推進

廃棄物等の不法投棄やポイ捨ての防止を図るため、不法投棄監視カメラや不法投棄禁止看板の設置、ポイ捨て禁止啓発活動、啓発看板の設置や配布を行います。



写真 不法投棄禁止看板



写真 ポイ捨て禁止路面標示



イラスト ポイ捨て禁止看板

### ② 市職員全員による監視の実施

市職員全員による監視を行い、通勤時等において、廃棄物等の不法投棄やポイ捨てが確認された場合は速やかに情報共有します。

### ③ 不法投棄監視員・土砂等対策指導員・環境美化推進員による監視等の実施

廃棄物等の不法投棄やポイ捨ての防止を図るため、不法投棄監視員、土砂等対策指導員、環境美化推進員によるパトロールを行います。

### ④ 空き地等の雑草対策の推進

「袖ヶ浦市まちをきれいにする条例」に基づき、地域の環境美化の促進及び美観の保護を図るため、雑草の繁茂する空き地等の土地所有者等に対し、適正管理を指導するとともに、草刈り機の貸出しを行います。

## （４）建設発生土・再生土・スクラップヤード対策

### 現状と課題

首都圏では、都市化の進行や再開発に伴い各種の公共事業や民間工事が展開され、多くの建設残土が発生しており、本市は、東京湾に面するという地理的特性から、海路にて土砂運搬船により、都心から本市の臨海部へ土砂等が運ばれるとともに、陸路として東京湾アクアラインや館山自動車道等を利用し、市内の半分以上を占める台地・丘陵地帯の山林や谷地形の遊休地等に多くの建設発生土が埋め立てられています。

本市では、1998年に「袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を施行し、土砂等対策指導員等によるパトロールや、同条例に基づく適切な指導を行い、土砂等による土壌汚染や災害の発生の防止に努めるとともに、土砂等の適正処理について啓発するなど、無許可埋立ての防止を図っています。

さらに、近年では、埋立資材として再生土が利用される事例があり、再生土についても汚染物質の混入等がないよう対策が必要であり、「千葉県再生土の埋立等の適正化に関する条例」や「宅地造成及び特定盛土規制法」を所管する県等との連携が重要です。

また、本市への良好なアクセスにより近年増加していた金属スクラップ等の屋外保管場について、2023年に施行した「袖ヶ浦再生資源物の屋外保管に関する条例」により、不適切な保管に起因する周辺環境への影響の未然防止を図らなければなりません。

このように、市外から持ち込まれる建設発生土等については、汚染物質の混入や不適正な構造による埋立てや保管を防止するため、土地所有者等への啓発や、県等の関係機関との連携、更なる監視や事業者への厳格な指導等が必要です。



写真 臨海部の一時たい積場



写真 建設発生土の埋立て事業場

### 目指す姿

建設発生土の適正な管理や再生土等への対策が進められ、適正に管理されています。

### 目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
土砂等対策指導員による監視パトロールの日数	264日 (2018年度)	監視パトロール日数の現状を維持します (2031年度)	
再生資源物屋外保管事業場へのパトロールの日数	48日 (2024年度)	監視パトロール日数の現状を維持します (2031年度)	

## 主な取組

### ① 土砂等対策指導員による監視等の実施

建設発生土や再生土等に産業廃棄物等の土砂以外の物質が混入していないかを監視するため、土砂等対策指導員による監視や指導を継続的に実施します。

また、地球温暖化に伴う台風の大型化や記録的な大雨により、埋立地における法面の崩落や土砂流出のリスクが高まっているため、土砂等対策指導員によるパトロールのほか、委託による休日パトロールを実施し、危機管理の面からも監視を行います。

### ② 土地所有者等への啓発

土地所有者等が埋立事業者に土地を貸し、当該土地に無許可で建設発生土が埋め立てられる事例が後を絶ちません。

不適切な埋立ては、問題が深刻化してからでは解決が難しくなるため、広報紙等により、土地所有者等に向けた啓発を行います。

### ③ 建設発生土・再生土の適正管理

強固な監視活動等により、市内における建設発生土や再生土を把握し、適正に管理します。



写真 土壌検査



写真 水質検査

### ④ 関係機関との連携

森林法、農地法等の関係する法令の所管部局と情報を共有し、無許可埋立て等の防止に努めます。

また、県や不法投棄監視員との合同パトロールの実施、関係機関と担当者連絡会議等を行い、緊密な連携を図ります。

さらに、悪質な事業者に対しては、警察と連携して対応します。

### ⑤ 再生資源物の屋外保管事業場への対策

市内で操業している再生資源物の屋外保管事業場に対しては、2023年4月に施行した袖ヶ浦市再生資源物の屋外保管に関する条例に基づき、定期的なパトロール及び事業者による自主的な水質検査等を確認することで、保管に伴う騒音、振動、悪臭、水質の汚濁等の発生を防止、または軽減することで市民生活の安全及び生活環境を保全します。

### 3 豊かな自然と共生するまち

関連する  
SDGs目標



#### (1) 水とみどりの保全

##### 現状と課題

本市の河川は、清澄山系に源を発し、市を東西に流れ、東京湾に注ぐ小櫃川とその支流である松川、槍水川、武田川のほか、市の中心域から東京湾に注ぐ浮戸川、蔵波川、久保田川等が流れています。また、市の北西部から東部にかけては平坦な丘陵地帯に開けた畑地、南西部から南部にかけては肥沃な水田地帯が広がっており、緑豊かな自然環境を有しています。

本市では、水と緑の里である「椎の森自然環境保全緑地」や「蔵波小鳥の森」等の整備や、農業用ため池周辺環境整備を行っていますが、更に水とみどりにふれあえる環境づくりを進めています。

また、身近なみどりとして、公共施設の緑地を適正に管理し、優れた樹木や樹林を保存するための助成制度を実施しています。

今後は、農地や森林の有する自然環境の保全に係る機能を生かすため、より多くの市民に普及啓発を行う必要があります。

##### 目指す姿

水とみどりを保全する各取組を展開することにより、市民が自然を身近に感じる環境や、自然とふれあえる場が提供されています。

##### 目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
多面的機能支払事業※ 活動面積	945ha (2018年度)	1,250ha (2031年度)	
地域の水がきれいだと 感じる市民の割合	62.7% (2018年度)	70% (2031年度)	市民意識調査
地域にみどりが多いと 感じる市民の割合	81.8% (2018年度)	現状を維持します (2031年度)	市民意識調査

※多面的機能支払事業

農業・農村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進展に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

このため、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。[千葉県ホームページから引用]

## 主な取組

### ① 公共施設における緑地の適正管理

緑地は、二酸化炭素の吸収源であるとともに、ヒートアイランド現象の緩和にも有効であることから、公共施設において緑地等の管理を行います。

### ② 水と緑の里整備

水と緑の里である「椎の森自然環境保全緑地」や「蔵波小鳥の森」の整備や維持管理を、地域住民、ボランティアと継続して実施するとともに、袖ヶ浦市椎の森自然環境保全緑地整備基本計画に基づき、新たな散策コースの整備について検討を進めます。



写真 椎の森自然環境保全緑地

### ③ 農業用ため池周辺の環境整備

藤井堰野里堰農村公園、光福堰の草刈りや植栽管理等の施設管理を実施し、良好な水辺環境を維持します。

### ④ 農地農村の持つ多面的機能に関する普及啓発等

農地農村の有する水源の涵養、良好な景観の形成等の多面的機能を維持・発揮するための取組について、普及啓発を行うとともに、水路の草刈等を支援します。

### ⑤ 保存樹木・樹林の保全

市内の優れた樹木・樹林については、その所有者との協力により、豊かなみどりを保全します。



写真 保存樹木

### ⑥ 緑地保存協定の締結

工場地帯等における事業所敷地内においても良好な自然環境を確保するため、袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例に基づき、一定規模以上の開発や事業所の建設時に緑地保存協定を締結します。



写真 緑地保存協定締結事業所  
(幼保連携型認定こども園まりん)

### ⑦ 緑の基本計画の策定

緑地の保全や緑化の推進を図るため、袖ヶ浦市都市計画マスタープラン、袖ヶ浦市環境基本計画等の各種関連計画と連携を図った「緑の基本計画」を策定します。

## （２）生物多様性の保全

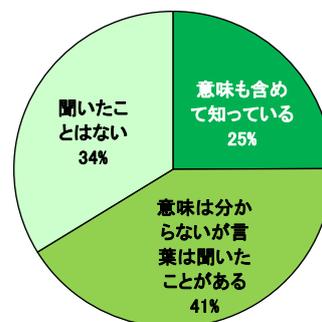
### 現状と課題

「千葉県レッドデータブック」によると、動物、植物ともに掲載された絶滅のおそれのある野生生物の種類は増加しており、野生生物の状況は厳しいものとなっています。

県では、生物多様性ちば県戦略を策定し、生物多様性の保全・再生やその持続的利用について、総合的かつ実践的な対策を推進しています。

市では、生物多様性に関して市民の認識度を調査したところ、その意味を含めて知っているとの回答が低い割合となっています。

生物多様性の推進を図るためには、生物多様性に関する普及啓発のみならず、多様な生物が生息できる場を整備するとともに、市内各地区の生物の生息状況を把握する必要があります。



出典：市民・事業者アンケート調査

図 生物多様性の認知度

### 目指す姿

市民一人ひとりが生物多様性の保全の重要性を認識し、本来あるべき多様な生物が生息、生育できる環境が保全されています。

### 目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
生物多様性地域戦略の策定	—	計画期間中の策定を目指します	
生物多様性の意味を知っている市民の割合	25% (2018年度)	60% (2031年度)	袖ヶ浦市環境基本計画改定準備アンケート調査

### 主な取組

#### ① 生物多様性に関する普及啓発

市民や事業者が理解を深められるよう、生物多様性の保全の重要性等に関する情報の普及啓発を行います。

#### ② 遊休・荒廃農地の調査活用

適切に管理された農地は多様な生物の生息地となることが期待されることから、遊休農地や荒廃農地の状況を調査し、これらの活用を検討します。



写真 遊休農地



写真 荒廃農地

### ③ 希少な野生生物の調査等

生物多様性の保全を図るため、袖ヶ浦市全域を対象とし、生息する動物種、植物種の確認及びその生息・生育状況の把握に努め、希少種等の保護を図ります。



写真 トウキョウサンショウウオ

### ④ 生物多様性地域戦略の策定

生物多様性基本法に基づき、市内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である「生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性の保全対策を推進します。

## コラム⑧ 生物多様性

#### ○生物多様性とは

様々な生態系が存在することと、生物の種間及び種内に様々な違いが存在することです。様々な生態系を「生態系の多様性」、種間の違いを「種の多様性」、種内の違いを「遺伝子の多様性」と呼びます。

#### ○生物多様性とダーウィンの進化論

チャールズ・ダーウィンは、1859年に『種の起源』を発表し、地球上の全ての生きものは、1種又は数種の生命体の子孫であると提唱しました。

その理論が世に問われてから150年を経た現在、形質はどうやって次世代に受け継がれるか、そうした形質がどのように変化して進化していくのかといった重要な問題は、遺伝子やゲノム研究の著しい進歩によって解明されつつあります。

DNAの長い鎖の中に自然に生じた変化（突然変異）は、世代を越えて受け継がれ、その変異はかなり規則的に生じることが明らかになっています。新しく有用な形質は、シンプルでランダムな突然変異によって生まれるといわれます。生物の多様性を生み出しているのは、分子レベルでの偶然の変化の積み重ねということが出来ます。

#### ○生物多様性の損失

生物多様性国家戦略 2023-2030 では、我が国の生物多様性は過去50年間損失し続けており、生態系の種類によっては損失の速度は弱まりつつあるが、全体としては現在も損失の傾向が継続している状況にあるとしています。

また、生物多様性の損失の直接的な要因は次の「四つの危機」に整理されています。

- ① 開発など人間活動による危機
- ② 自然に対する働きかけの縮小による危機
- ③ 人間により持ち込まれたものによる危機
- ④ 地球環境の変化による危機

#### ○生物多様性の保全目標「30 by 30（サーティバイサーティ）」

2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする世界的な目標で、生物多様性国家戦略においても2030年までのネイチャーポジティブ（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること）実現に向けた目標の一つとしています。

目標達成のためには、国の取組を推進することに加え、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を広げていくことも重要です。

### (3) 有害鳥獣・特定外来生物への対策

#### 現状と課題

本市の農村部においては、イノシシをはじめとした有害鳥獣の生息数の増加に伴い、農作物等の被害が多く発生しており、捕獲頭数も増加傾向にあります。

これまでも「袖ヶ浦市鳥獣被害防止計画」により、有害鳥獣の駆除、防護柵の設置、捕獲従事者の確保等の必要な対策を講じているものの、有害鳥獣の捕獲頭数は年々増加しており、また、捕獲の担い手となる人材が高齢化により不足するため、新たな捕獲の担い手となる人材の確保・育成が必要となります。

また、農作物への被害だけでなく、人体や生態系にも深刻な影響を与える特定外来生物の進入や、生息地の拡大が問題となっており、特に、農作物や人の生活に被害を及ぼし、生態系にも影響を及ぼすアライグマについては、年々捕獲体制を強化することで、捕獲頭数が増加する成果を上げていますが、その繁殖力の強さが浮き彫りとなっています。

そのほかの特定外来生物についても、新たな侵入や、生息地の拡大が確認されており、市民一人ひとりの特定外来生物に対する知識の習得が必要です。

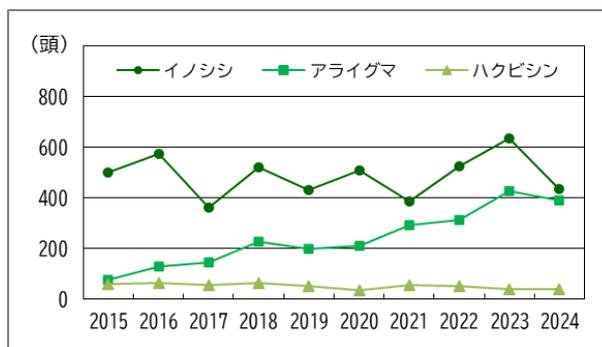


図 有害鳥獣・特定外来生物駆除件数の推移 (袖ヶ浦市)

#### 目指す姿

有害鳥獣については里山の適切な管理により、その個体数が管理され、特定外来生物については進入の防止や早期の駆除により、在来種の生息が脅かされることのない、人と野生生物が共存する環境がつくられています。

#### 目標

項目名	現状 (基準年度)	目標 (目標年度)	備考
有害鳥獣の捕獲数	イノシシ 522頭 ハクビシン 64頭 (2018年度)	被害状況を勘察しながら 捕獲を進めます (2031年度)	
特定外来生物の駆除数	アライグマ 197頭 (2018年度)	根絶に向けて駆除します (2031年度)	

#### 主な取組

##### ① 有害鳥獣・特定外来生物に関する普及啓発

有害鳥獣の被害情報や防除方法等の必要な情報提供を行い、特定外来生物に関して、被害の未然防止や駆除方法等の誰もが適切な行動をとることができるよう普及啓発を行います。

## ② 鳥獣被害防止計画の推進

鳥獣による農作物等の被害を軽減するため、捕獲従事者の確保や育成に努めるとともに、補助事業を活用した防護柵や箱ワナの設置による防除を進め、効果的な捕獲を実施できる体制を整備します。また、自治会等を対象として有害鳥獣による被害防止対策について講習会を実施するなど、地域が一体となって防除を行う体制を整備します。

## ③ 有害鳥獣・特定外来生物の防除

イノシシやアライグマなどの農作物被害を及ぼす有害鳥獣については防除対策を推進し、特定外来生物であるアライグマについては千葉県アライグマ防除実施計画に基づき、県からも箱ワナの貸与を受けて捕獲を行い、積極的な駆除を行うとともに、被害の未然防止のための普及啓発を行います。

また、外来植物についても、早期発見、早期駆除につながるよう、県と連携し、状況把握や情報発信を行います。



写真 ハクビシン



写真 アライグマ  
(特定外来生物)



写真 オオキンケイギク  
(特定外来生物)

## コラム⑨ 特定外来生物

特定外来生物とは、外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）によって、生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるもの、与えるおそれのあるものとして指定された外来生物のことをいいます。飼育・栽培、保管、運搬、販売・譲渡、輸入、野外への放出等が禁止されており、生態系等に被害が生じている場合は、捕獲等の防除措置がとられます。2024年7月時点で162種の動植物が指定されています。外来種とは、もともとその地域にいなかったのに、人の活動によって他の地域から入ってきた生物のことをいいます。特に、外来生物法では、人の移動や物流が盛んになり始めた明治時代以降に海外から日本に持ち込まれた生物（国外由来の外来種）を中心に対応しています。

外来種と一括りに言っていますが、日本の野外に生息する外国起源の生物の数は、把握されているだけでも約2,000種にもなります。

その多くはペットや展示用、食用、研究用等の目的で意図的に輸入されています。その一方、荷物や乗り物に紛れ込んだり、付着して持ち込まれたりしたものもあります。

特定外来種が勢力を拡大することは、日本由来の生態系を損ねてしまい在来種を絶滅に追いやってしまう可能性がありますので、被害を予防するためにも外来種被害予防三原則を守りましょう。

- 1 入れない：悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ入れない。
- 2 捨てない：飼養・栽培している外来種を適切に管理し、捨てない。
- 3 拡げない：既に野外にいる外来種を他の地域に拡げない。

## （４）景観形成の推進

### 現状と課題

2004年に景観法が制定され、良好な景観の保全、自然、歴史、文化等の地域資源や地域特性に応じた景観の形成、市民が潤いや安らぎを感じるまちづくりが進められるようになりました。本市には、市内を連なる斜面林、広がりのある田園風景や里山、海と対岸と富士山を望む広大な眺望等の水と緑豊かな美しい景観があり、これらは地域の貴重な景観資源となっています。2013年には、袖ヶ浦市景観条例の制定や袖ヶ浦市景観計画を策定し、景観行政を推進しています。

こうした本市の特徴のある景観は、里山の減少、耕作放棄地の増加等により徐々に失われつつあり、今後も継続的な景観づくりの推進が必要となっています。

また、都市の景観については、市民や来訪者にまちのイメージを与える重要な要素となるため、市民の憩いの場となる公園やまちの玄関口である鉄道駅周辺や幹線道路沿いの秩序や賑わいのあるまち並みを形成するため、積極的な景観づくりを進めることが求められています。

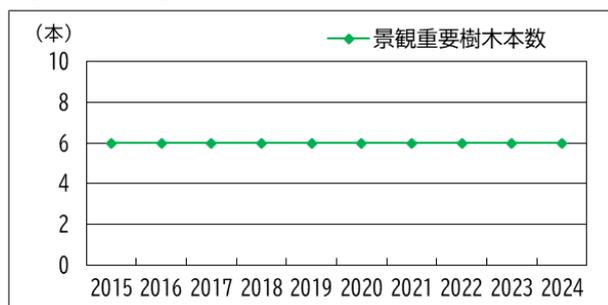


図 景観重要樹木本数の推移（袖ヶ浦市）

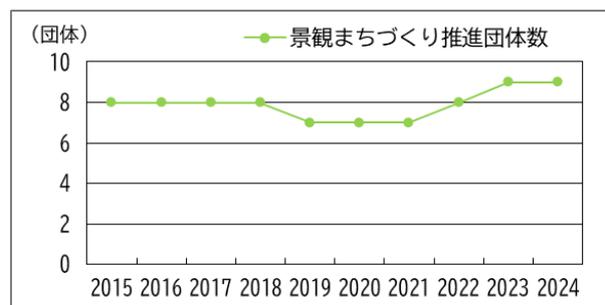


図 まちづくり推進団体数の推移（袖ヶ浦市）

### 目指す姿

袖ヶ浦市景観計画に基づく良好な景観の形成に必要な対策を講ずることにより、魅力あふれる袖ヶ浦の景観が引き継がれています。

### 目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
景観重要樹木等の指定	6本 (2018年度)	10本 (2031年度)	
景観まちづくり推進団体数	8団体 (2018年度)	8団体 (2031年度)	
市内の公園がきちんと管理されていると思う市民の割合	62.9% (2019年度)	65.9% (2031年度)	市民意識調査
良好なまち並みや景観が形成されていると思う市民の割合	54.8% (2019年度)	66% (2031年度)	市民意識調査

## 主な取組

### ① 都市公園の整備・維持管理

公園が有する「観光」、「活力」、「子育て」、「防災」、「環境」、「景観」、「文化」などの様々な機能を十分に発揮し、誰もが快適に利用できるよう、老朽化した施設の補修・更新など計画的な維持管理を行います。



写真 都市公園（袖ヶ浦駅前）

### ② 景観としての農業環境の保全

農地農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域で行う水路の草刈りや泥上げ、農道の維持補修、花の植栽等により、景観の形成を図り、地域資源の適切な保全管理を推進します。

### ③ 農村公園・フラワーラインの景観維持

ひらおかの里農村公園は、委託による施設管理を行い、良好な維持管理を図ります。また、フラワーラインについては、地元区により沿線の草刈りや花の植栽を行うことにより、地域の環境美化と景観の向上を図ります。



写真 花の植栽（フラワーライン）

### ④ 景観計画の適切な運用

市景観計画及び市景観条例に基づく規制誘導等により、良好な景観の保全や地域特性に応じた景観形成を通じて、市民が心の豊かさや安らぎを感じるまちづくりを推進するとともに、市民と協働で美しい景観のまちづくりを進めます。

### ⑤ 景観まちづくり活動の推進

良好な景観形成のため活動を行う団体の支援を通して、市内の景観資源の保全・創成に取り組みます。また、良好な景観形成に向けた市民の意識の高揚を図るために、啓発活動を行います。

### ⑥ 県屋外広告物条例の適用

千葉県屋外広告物条例を適切に運用することで、良好な景観を形成し、美観風致を維持していきます。また、違法広告物の除去を行うボランティアを「違反広告物除却活動推進団体」として認定し、協働でまちの美観と安全を保ちます。

### ⑦ 美化活動の実施

市内一斉清掃、臨海地区清掃、ごみ拾いウォーキングの実施など、地域の環境美化活動を通して良好な景観の維持を図ります。

## 4 快適で安全に生活できるまち

関連する  
SDGs目標



### (1) 大気環境の保全

#### 現状と課題

本市の臨海部は、重化学コンビナートである京葉臨海工業地帯の一部であり、大気汚染防止法に規定されるばい煙発生施設が多数設置されています。また、自動車交通においては、臨海部に沿った国道16号をはじめ、東京湾アクアラインや館山自動車道、圏央道が整備され、首都圏と千葉県を結ぶ交通の要となっています。

本市の大気環境は、全国で公害が問題化した昭和40年代に比べると、その後の公害対策により、現在では大気汚染物質の排出が大幅に改善していますが、光化学スモッグの原因である光化学オキシダントについては環境基準を達成しておらず、PM2.5などの比較的新しい環境基準項目とともに、監視や指導を行う必要があります。

また、大気環境の常時監視を維持するため、大気監視システムの更新や適正な測定局の配置を検討し、大気環境監視網を見直すほか、家庭生活等における自家焼却等の野焼き行為についても大気汚染物質の発生原因となることから、継続的な監視パトロールや指導の実施が必要です。

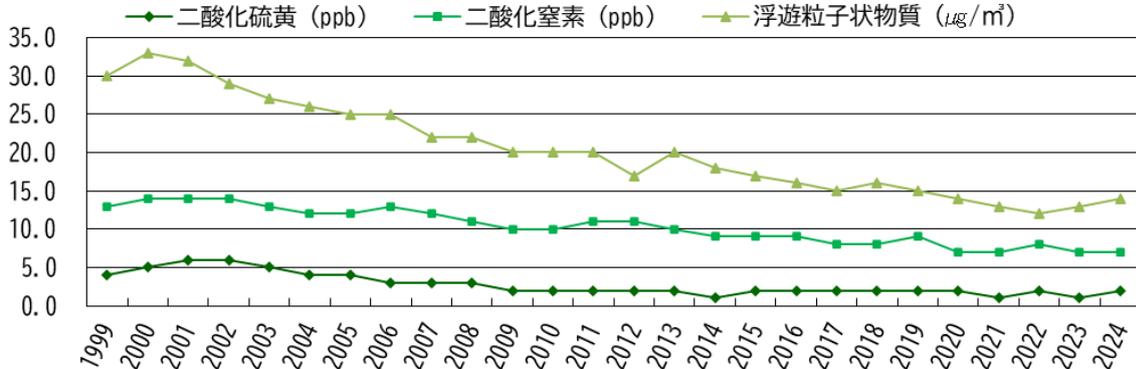


図 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の年度別推移 (袖ヶ浦市)

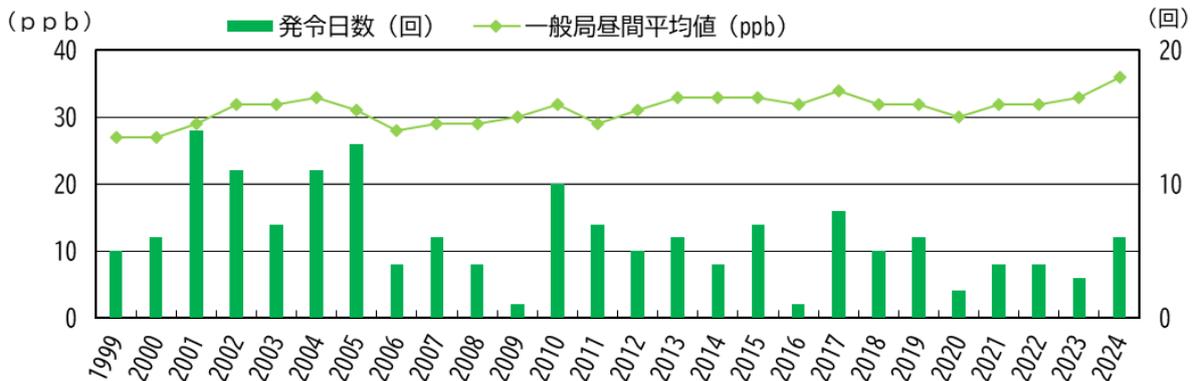


図 光化学スモッグ注意報等発令日数及び光化学オキシダント年平均値の年度別推移 (袖ヶ浦市)

## 目指す姿

良好な大気環境を保全するため、環境を汚染する物質の監視を行い、排出者に対する指導や排出量を削減するための取組により、きれいな空気の中、健康で快適な生活が営まれています。

## 目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
光化学スモッグ注意報の年間発令日数	5日 (2015年度から2019年度までの平均日数)	注意報発令日数の半減 (計画期間の平均日数)	
市内における大気汚染物質の環境基準達成率	87.5% (2019年度)	達成率を向上させます (2031年度)	「袖ヶ浦の環境」に掲載する項目
地域の空気がきれいだと感じる市民の割合	62.7% (2019年度)	70% (2031年度)	市民意識調査

## 主な取組

### ① 大気汚染物質の監視の継続及び市民への情報提供

各大気監視測定局に設置した機器により大気環境の常時監視を継続して実施するとともに、光化学スモッグ等の高濃度時においては、注意報の発令等により、市民への情報提供を行います。



写真 大気環境常時監視測定局

### ② 発生源施設への対策

汚染物質の発生源の監視を行うとともに、環境の保全に関する協定に基づき立入調査を実施します。

### ③ 自家焼却・野焼きに対する指導

良好な大気環境を維持するため、自家焼却や野焼きの禁止について指導を徹底するとともに、監視パトロール体制を強化します。



写真 野焼き

### ④ 公害防止施設の設置指導

環境の保全に必要な対策を講じるため、袖ヶ浦市環境条例及び環境の保全に関する協定に基づく事前協議により、環境への排出がより少ない施設の設置について指導します。

## （２）水質・土壌・地盤環境の保全

### 現状と課題

本市は、北部に海域として東京湾があり、市域には小櫃川、浮戸川等の11の河川が流れ、継続的に水質の監視を行っています。市内公共水域の水質は、概ね良好なものになっていますが、一部の海域、河川においては、やや汚れが見られる状態にあります。

市では、生活排水対策として、公共下水道や農業集落排水の効率的な運転管理を行うとともに、供用区域外についても浄化槽の高度処理化を促進することで、公共水域への負荷軽減を図っており、市民に対して生活排水の負荷軽減に関する周知について引き続き実施する必要があります。

また、今後は、ストックマネジメント計画に基づいて公共下水道の施設の老朽化対策を実施し各施設の長寿命化を図ります。

さらに、発生源対策としては、環境の保全に関する協定に基づき、一定規模以上の排水がある事業者に対し、排水の水質について立入調査を実施し、監視することが必要です。

土壌・地盤環境の保全については、県と連携し、井戸所有者に対する指導や揚水量調査、地下水の水質調査等を引き続き実施する必要があります。

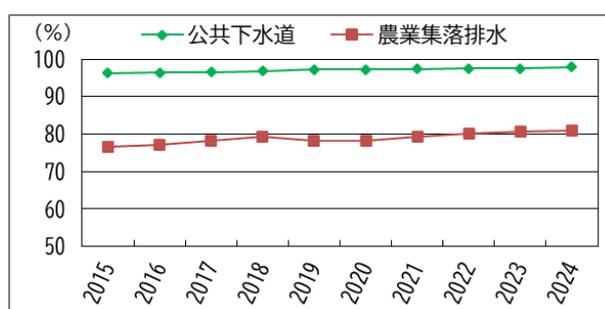


図 水洗化率（公共下水道・農業集落排水）の推移（袖ヶ浦市）

### 目指す姿

水質環境の改善に向けて、生活排水による環境負荷の低減や公衆衛生の向上が図られ、県との協力により土壌・地盤環境が保全され、公共水域等において、多様な水生生物が生息できる良好な水質が確保されています。

### 目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
水洗化率（公共下水道）	96.9% （2019年度）	98% （2031年度）	
水洗化率（農業集落排水）	79.0% （2019年度）	84% （2031年度）	
小櫃川における水質の環境基準達成率	80% （2019年度）	達成率を向上させます （2031年度）	「袖ヶ浦の環境」に掲載する項目
汚水が適切に処理されていると感じる市民の割合	76.9% （2019年度）	81.5% （2031年度）	市民意識調査
適切に河川や雨水排水施設が整備されていると思う市民の割合	62.2% （2019年度）	66.7% （2031年度）	市民意識調査

## 主な取組

### ① 水質環境の監視及び市民への情報提供

水質汚濁防止法に基づき、市内の公共水域（河川、湖沼及び海域）の水質測定を実施し、結果を公表します。

また、P F A S等、新たな化学物質について、河川等のモニタリングを実施するとともに、国の動向を踏まえ適宜対応してまいります。

### ② 下水道施設の適正管理

公共下水道の施設については、ストックマネジメント計画に基づき、点検調査、劣化状況を踏まえた改築更新を行います。

また、終末処理場については、再構築長期方針を策定し将来的な整備の方向性を定め、長期的に安定した汚水の処理を行ってまいります。

### ③ 生活排水の負荷軽減に関する普及啓発

市民生活によって生じる環境への負荷を軽減するため、廃食用油や食べ残しの直接排水、洗濯洗剤の過剰使用による影響等について普及啓発を行います。

### ④ 事業者への排水適正管理の指導

環境負荷の大きい排水の流入による公共用水域の汚染防止のため、袖ヶ浦市環境条例、環境の保全に関する協定に基づく事前協議等において指導や立入調査を実施します。

### ⑤ 浄化槽の適正な維持管理の指導

浄化槽の設置者一人ひとりが適正に維持管理するよう、合併処理浄化槽設置時における指導及び広報紙による周知や普及啓発を行います。また、単独処理浄化槽や汲み取り式から合併処理浄化槽への転換を促進します。

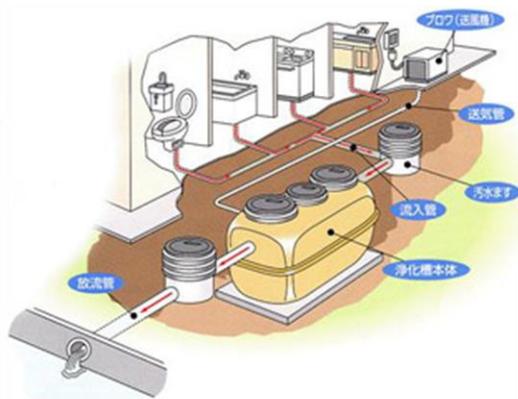


イラスト 合併処理浄化槽

### ⑥ 地下水汚染・土壌汚染・地盤沈下対策の推進

地質環境を保全するため、県との協力により、井戸所有者に対する指導や揚水量調査の実施及び地下水の水質調査等を推進します。

### (3) 騒音・振動・悪臭の防止

#### 現状と課題

騒音、振動、悪臭は、最も身近な公害で、日常生活に深い関係があり、人間の感覚を刺激し生活環境を損なうものであることから「感覚公害」とも呼ばれており、規模の大小にかかわらず、苦情の発生要因となります。

本市では、主に道路における騒音や振動、航空機騒音、畜産系の悪臭、工場からの悪臭が苦情の発生要因となっています。

自動車は、産業活動や日常生活において広く使用され、住宅地付近での走行による道路交通騒音・振動が問題となっており、市では道路交通騒音について定期的に測定を実施しています。

本市は、羽田空港に近接しており、近年では航空機が本市上空や上空付近を通過することにより騒音が発生し、苦情に至っています。

また、本市内陸部では、畜産が盛んであり、家畜糞尿による悪臭が原因となる苦情も発生しています。

さらに、本市臨海部は工場が建ち並び、それぞれの工場から特有の臭気が発生し、北風の吹く冬季を中心に風下の住宅地において悪臭の苦情が発生しており、対応が求められます。



図 騒音・振動・悪臭の苦情件数 (袖ヶ浦市)

#### 目指す姿

騒音、振動、悪臭が低減され、市民が快適に暮らせる生活環境が保全されています。

#### 目標

項目名	現状 (基準年度)	目標 (目標年度)	備考
自動車騒音の環境基準達成率	87.5% (2015年度 ~2019年度)	達成率を向上させます (2031年度)	5年間ローテーションによる調査
騒音・振動・悪臭の苦情件数	21件 (2019年度)	苦情件数を減少させます (2031年度)	

## 主な取組

### ① 道路における騒音・振動対策の推進

自動車による騒音や振動を防止するため、定期的な市内の幹線道路沿道における調査や、苦情発生があった区間等の調査等を実施し、要請限度を超過する場合は、関係機関に対策を講じるよう要請します。



写真 道路における騒音・振動調査

### ② 航空機騒音対策の推進

本市では、羽田空港からの離陸に起因する航空機騒音が発生していることから、羽田再拡張事業に関する県・市町村連絡協議会において、航空機騒音の低減について要望します。

### ③ 家畜糞尿処理対策の推進

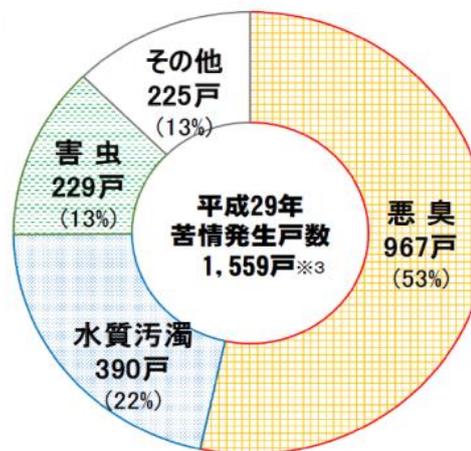
畜産業に由来する悪臭を低減するため、家畜糞尿処理施設の導入等について支援します。

- ・ 畜産経営由来の苦情発生件数は減少傾向だが、畜産農家戸数当たりの発生戸数(苦情発生率)は横ばいで推移。
- ・ 悪臭関連の苦情が過半を占めている。

○ 苦情発生戸数・苦情発生率の推移※1



○ 苦情内容の内訳



※1 複数の畜種を飼養している農家において苦情が発生し、その苦情の原因畜種が特定できない場合は、主たる飼養畜種の農家として計上している。

※2 苦情発生率は、農家戸数が不明である「その他」(馬及びその他の家畜)を除いて算出している。

※3 複数種類の苦情を併発しているものは1戸として計上しているため、種類別発生戸数の合計とは一致しない。

出典:農林水産省畜産部調べ、農林水産省「畜産統計」

図 畜産経営由来の苦情発生状況

### ④ 工場等への監視等の継続

工場等からの過剰な騒音、振動、悪臭の発生を防止するため、袖ヶ浦市環境条例や環境の保全に関する協定に基づき、工場等から発生する騒音等について、適正に指導します。また、市内で騒音等に係る苦情が発生した場合は、発生源の特定に努め、必要な指導を行います。

## （４）有害化学物質等への対策

### 現状と課題

私たちの身の回りには、プラスチック、塗料、合成洗剤、殺虫剤、医薬品、化粧品、農薬等の数多くの製品があふれていますが、これらは全て様々な化学物質により成り立っています。

今日では、かつて見られたような高濃度の汚染事例は少なくなりましたが、低濃度であっても、人や生態系が極めて多くの化学物質に長期間さらされていることから、化学物質による長期的な影響に対する懸念が高まっています。また、化学物質による人の健康や生態系への影響の発現までに長期間を要すること、影響の科学的解明が十分ではないことなどが問題となっています。

このように、今日の化学物質問題は、化学物質が膨大な数に及ぶことや、有害な影響の有無やその発生の仕組みの科学的な解明が十分でないことなどから、対策を行うに当たっては、従来型の個別化学物質に対する規制的手法を適切に運用することに加え、市民の化学物質に関する理解を促進し、社会全体で化学物質による環境リスクを低減していくことが必要です。

また、化学技術の発展により、これまで生活に密着していた化学物質に対し、新たに有害性が認められるなどの知見が生じた際には、国等の動向に従い、適切に対応しなければなりません。

### 目指す姿

市民一人ひとりが化学物質について理解を深め、適正に使用することで、化学物質等による環境リスクが低減され、安全と安心が確保されています。

### 目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
ダイオキシン類の環境基準達成率	100% (2018年度)	100% (毎年度)	

### 主な取組

#### ① 有害化学物質の監視の継続及び市民への情報提供

一般大気環境中の有害化学物質の濃度を把握し、市民が安心して生活できるよう、有害大気汚染物質のモニタリング調査として、ダイオキシン類やベンゼンの調査を定期的実施するとともに、その結果を公表し、市民への情報提供を行います。また、ダイオキシン類、ベンゼン等に関する情報の周知を図ります。



写真 有害化学物質のモニタリング調査

## ② 農薬等の適正使用の推進

良好な生活環境を守り、安全な農作物を消費者に提供するため、農薬、殺虫剤、除草剤等の適正使用を促進し、農薬の空中散布を実施する際は、事前に広く市民へ周知します。また、市民や事業者への周知・啓発により、家庭や住宅地等で用いられる殺虫剤や除草剤等の適正な使用を推進します。



イラスト 農薬の適正使用に関するリーフレット  
(出典：農林水産省)

## ③ 事業所等における有害化学物質の管理の推進

有害化学物質の自主的な管理を促進するため、環境の保全に関する協定を締結した事業所から年間計画書等の提出を求め、化学物質の使用、排出について把握します。

## ④ 新たな化学物質への対応

化学技術の発展により、新たに有害性が認められた化学物質への対応については、国や専門機関などが示す科学的知見に基づき適切に対応してまいります。

## 5 環境保全活動を推進するまち

関連する  
SDGs目標



### (1) 環境に関する情報発信

#### 現状と課題

市では、環境調査等の調査結果を積極的に公表するとともに、イベントなどを通して環境情報の提供等の啓発活動を継続的に実施しています。

今日の環境問題は、極めて幅が広い問題であり、環境教育も、その対象は身近な身の回りの問題から地球規模の問題までの広がりを持ち、その学習領域も自然科学・社会科学の分野から一人ひとりの感性や心の問題にまで及んでいます。

環境問題を解決するためには、様々な環境に関する情報から判断することが重要となります。また、市民や事業者が、自主的に行動できるよう環境に関する情報の提供を進めていくことや、環境に関する補助教材の提供を行うことが重要です。

#### 目指す姿

持続可能な社会づくりに向けて、環境に関する情報発信がされています。

#### 目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
環境に関心を持っている市民の割合	66.7% (2019年度)	80% (2031年度)	市民意識調査

#### 主な取組

##### ① 市の環境の状況や各種施策に関する情報の公表

市ホームページなどにおいて、市の環境の状況や各種施策に関する必要な情報を公表します。

##### ② 広報紙等を活用した環境問題に関する情報提供

6月の環境月間を中心に広報紙やホームページを活用して、環境問題に関する情報提供を行います。

##### ③ 環境に関する補助教材の提供

「袖ヶ浦の環境」をはじめ、環境に関する資料、パンフレットなどを広く市民、事業者提供します。

## コラム⑩ 森林浴の効果

森林浴は、樹木に接して精神的な癒しを求める行為のことをいいます。近くの公園を散歩する程度から登山や植物園見学、広くはキャンプまで幅広く森林浴に含まれます。日本では1982年に当時の林野庁により提唱されました。森林浴は身体に良いとされており、欧米では「森林浴セラピー」や「自然療法」として、森林浴が実際に医療の現場で実用化されており、保険が適用される国もあります。

森林浴はとても健康的で、次のような効能が期待されています。

- |               |            |               |
|---------------|------------|---------------|
| ・ ストレスホルモン減少  | ・ 血圧、脈拍数低下 | ・ 副交感神経活動が活発  |
| ・ 交感神経活動抑制が活発 | ・ たんぱく質増加  | ・ 病気に対する免疫力UP |



写真 袖ヶ浦公園

森林浴の科学的な効能として、樹木が発散するフィトンチッドと呼ばれる揮発性物質が作用しているとされています。近年では、反応速度、脳波測定、心拍の変動、唾液中ストレスホルモンの濃度、心理的調査等を用いたリラックス効果等の定量化が試みられており、森林浴が人間に与える影響の科学的根拠が示されるようになってきています。

## （２）環境学習・環境教育の推進

### 現状と課題

今日、地球上には環境破壊につながる様々な問題が発生しています。一人ひとりが人間と環境との関わりについて理解を深め、環境に配慮した行動をとることが求められ、そのための環境学習が必要となっています。

環境問題は、時代と共に変化し、その内容は多岐にわたるため、学習内容は適宜見直していく必要があります。また、全ての世代が環境問題を理解し、その解決のために自ら行動できるよう情報や学習の機会を提供することが重要です。

### 目指す姿

持続可能な社会づくりに向けて、幅広い世代や多くの環境項目に関する環境学習や環境教育の機会が提供されています。また、持続可能な社会の実現に向けて行動を変革するため、環境、社会、経済との関わりを盛り込んだ環境学習が推進されています。

### 目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
環境学習講座・自然散策会の実施回数	6回 (2018年度)	同等の実施回数を確保 します (2031年度)	
環境学習講座・自然散策会への参加者数	140名 (2018年度)	150名 (2031年度)	
環境関連講座等の実施回数	7回 (2018年度)	同等の実施回数を確保 します (2031年度)	
環境関連講座等への参加者数	95名 (2018年度)	105名 (2031年度)	

### 主な取組

#### ① 環境学習講座等の実施

環境情報の提供や指導者の育成を図るため、環境学習講座、自然散策会、職員出前講座等を開催します。



写真 自然散策会

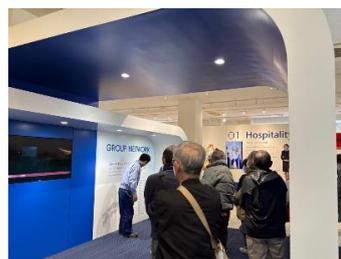


写真 環境学習講座（施設見学）

## ② 子どもを対象とした環境学習等に関する情報提供等

子どもを対象とした環境保全活動や環境学習の企画又は情報提供を継続的に推進します。

## ③ 社会教育施設を通じた環境教育活動の推進

交流センター、図書館、郷土博物館等の社会教育施設において、女性セミナー、スマート出前講座やエコプロの見学の開催を推進するとともに、郷土博物館の自然分野に関連した展示やイベント等の充実を図ります。



図 子ども向け自然観察会



図 郷土博物館企画展「袖ヶ浦の外来種」

## ④ 学校における環境教育の推進

小中学生を対象として、県内外の自然の中での体験活動等を通じてホタルを飼育し、休耕田に放流することや、小櫃川河畔に造成されたビオトープを活用した環境教育を実施します。また、地域のごみ拾いや、学校における緑のカーテンづくりを推進します。



写真 緑のカーテン  
(2024年度最優秀賞)

## ⑤ 農業や里山の保全を取り入れた環境教育の実施

ひらおかの里農村公園を利用して、田植え、稲刈りなどの体験学習を実施することや、田んぼの学校、野菜栽培講習会、子どもチャレンジ教室を開催します。



写真 田んぼの学校

### （３）協働による環境保全活動の推進

#### 現状と課題

今日の環境問題は、大気・水質環境、騒音、振動等の身近な問題から地球規模の問題まで、大きな広がりを持っており、かつ、それぞれの項目が複雑に絡み合っています。環境保全の取組もそれぞれが独立して行われるのではなく、各々が持つ人材や情報の交流、協働により、一層効果を発揮することが期待されます。

本市では、地域の環境美化を目的とした市内一斉清掃や臨海地区清掃等を実施するとともに、ボランティアによる椎の森自然環境保全緑地の整備、ホテルの生息環境を整備する市民団体への支援やP T A活動と自治会による資源回収活動等を更に推進していく必要があります。

#### 目指す姿

持続可能な社会づくりに向けて、みんなが環境を保全するために、自ら行動を起こし、環境保全活動や環境美化活動に参加しています。

#### 目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
椎の森自然環境保全緑地のボランティア参加人数	27人 2014年度から2018年度までの平均人数	参加人数の現状を維持します (2031年度)	1回当たりの参加人数
資源回収自治会事業実施自治会数	115自治会 (2018年度)	120自治会 (2031年度)	

#### 主な取組

##### ① ボランティアとの協働による里山の保全

椎の森自然環境保全緑地におけるボランティアとの協働による下草刈等の軽作業を継続して推進します。



写真 協働によるボランティア活動

## ② 清掃活動の実施

地域の環境美化を目的として、市内一斉清掃、臨海地区清掃等の市民や事業者の参加による清掃活動を実施するとともに、ポイ捨て啓発活動、ごみ拾いウォーキングなど、市民参加による啓発活動を実施します。



写真 臨海地区清掃



写真 市内一斉清掃



写真 ごみ拾いウォーキング

## ③ 花いっぱい運動の推進

地域の美観の保護や環境美化を目的とした花いっぱい運動において、自治会等への花の種の配布や、ボランティアによるフラワーポットの維持管理を促進します。



写真 花いっぱい運動

## ④ 資源回収制度の推進

ごみの分別やリサイクル意識の向上を図るため、自治会等における資源回収を推進します。

## （４）市民等による環境保全活動への支援

### 現状と課題

環境保全の意欲は、それぞれが持つ問題意識や使命感、関心の深さや興味深さにより、自発的な意思によって意欲が湧いてきます。また、自発的な意思は、環境保全活動を始めるきっかけになります。

市の環境を守り育てるためには、豊かな感受性を持ち、解決に向けた力を身に付けた主体的に行動できる人材の育成が重要です。そのためには、環境学習等の一人ひとりが環境に対する意識を育む活動をより一層支援する必要があります。

### 目指す姿

持続可能な社会づくりに向けて、環境問題に関する市民や事業者の自主的な活動が支援されています。

### 目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
ごみ拾いボランティアの活動日数	35日 (2018年度)	45日 (2031年度)	

### 主な取組

#### ① 環境保全に係る市民活動への支援

地域の取組が継続したものになるため、環境保全を目的とした活動を主体的に実施する市民活動に対し、必要な支援を行います。



写真 水生生物の調査の支援

## ② 公園・緑地管理における自治会、ボランティア団体等の参加

---

自治会やボランティア団体等の協力による一部の公園等の維持管理や草花の植栽、より美しい公園の整備や新たな団体の募集を行うなどの取組を継続的に推進します。



写真 公園の整備（代宿団地中央公園）

## ③ 環境に関する多様な人材の把握

---

情報ネットワークを活用し、環境保全に関する知識、能力等を持った地域における多様な人材の把握に努めます。

# 第5章 計画の推進

## 第1節 計画推進の基本的な考え方

5つの基本目標を達成し、目指す環境像を実現するためには、本市が示した取組を総合的、効率的に実施することや、市民、事業者及び市が自主的に環境配慮行動を実践することが必要です。また、各主体の取組が継続して実施されるためには、環境の状況や施策の実施状況を的確に把握し、取組結果に関して適切な点検・評価を行い、進行管理の仕組みの構築、それを実施するための体制の確保、更には計画の推進を促す制度や取組が必要です。

## 第2節 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、庁内関係課や庁内会議において調整を行った上で、環境審議会における環境に関する施策の調査審議や提言等を受け、国、県、他自治体との連携・協力を図りながら、計画に位置付けた施策の着実な推進を図ります。

### 1 環境審議会

袖ヶ浦市環境条例第8条に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、袖ヶ浦市環境基本計画を策定することを定めています。また、第52条では、環境の保全に関して、基本的事項等を調査審議させるため、袖ヶ浦市環境審議会を設置しています。審議会委員は、環境の保全に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱します。

本計画の進行状況は、毎年度、袖ヶ浦市環境審議会に報告し、助言・提言を踏まえた上で、施策の着実な推進を図ります。

### 2 国・県・他自治体との連携

今日の環境問題には、その要因や影響が広範囲に及ぶものが増えており、市の区域を越えた広域的な連携がこれまで以上に必要になっています。国、県、他自治体との連携を図り、広域的な施策が効果的に展開されるよう連携強化を図ります。

### 3 庁内関係課との連携

環境管理課は、庁内関係課との調整を図り、環境に関する施策や施策における環境配慮を実施し、取組を推進します。

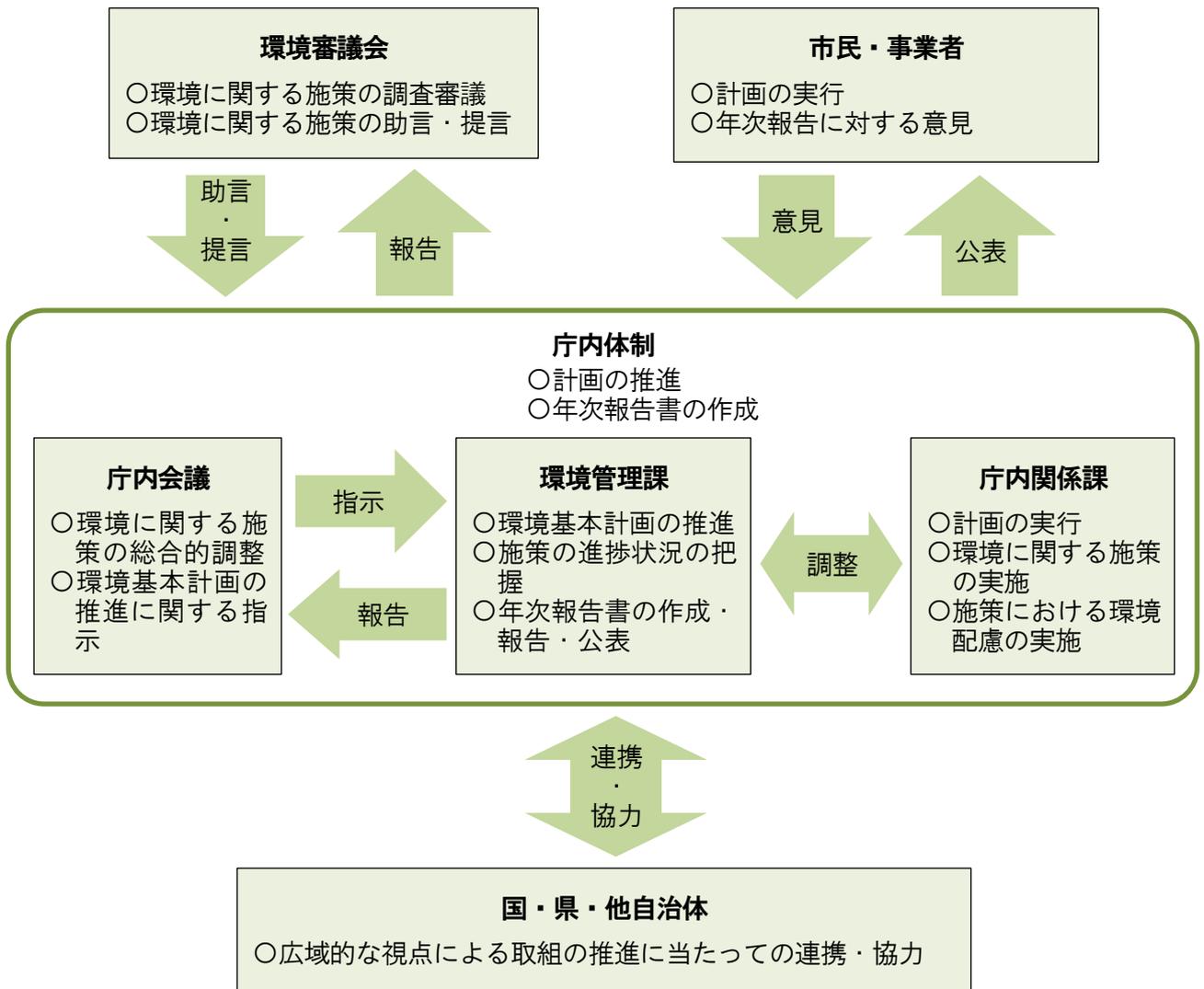


図 計画の推進体制

## 第3節 各主体に求められる役割

本計画を着実に推進するため、各主体に求められる具体的な取組例を示します。

### 1 地球環境を思いやるまち

#### (1) 市民

- ・省エネルギー型機器や再生可能エネルギーの導入に努める。
- ・緑のカーテンづくりを積極的に実施する。
- ・公共交通機関を積極的に利用する。
- ・エコドライブを実践する。
- ・交通ルールとマナーを守って道路を利用する。

#### (2) 事業者

- ・事業用太陽光発電設備について、適正な設置及び廃棄を行う。
- ・省エネルギー型機器や再生可能エネルギーの導入に努める。
- ・地球温暖化対策実行計画を推進し、温室効果ガス排出量の削減を図る。
- ・緑のカーテンづくりを積極的に実施する。
- ・エコドライブを実践する。
- ・交通ルールとマナーを守って道路を利用する。

#### (3) 市

- ・再生可能エネルギーに関する技術動向や支援制度の情報を収集し、再生可能エネルギー設備を導入する。
- ・再生可能エネルギーに関する技術動向や支援制度の情報を収集する。
- ・事業用太陽光発電設備について、適正な設置及び廃棄を行うよう指導する。
- ・県の補助事業を活用し、家庭用省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備を導入する者に補助を行う。
- ・省エネルギーに関する情報発信や意識啓発を行う。
- ・市民や事業者に対して、環境に配慮した製品の情報提供を行う。
- ・公共施設におけるLEDの導入に努める。
- ・地球温暖化対策実行計画を推進し、温室効果ガス排出量の削減を図る。
- ・地球温暖化に関する情報提供を行う。
- ・緑のカーテンづくりを推進する。
- ・公共交通機関の利用促進を図る。
- ・低燃費車の導入を推進する。
- ・エコドライブを実践する。
- ・計画的に道路改良工事を進める。
- ・気候変動の影響に関する情報の収集及び提供を行う。
- ・気候変動適応策を推進する。

## 2 循環型社会を形成するまち

---

### (1) 市民

- ・ 廃棄物の排出量を削減し、3Rを実践する。
- ・ 食品ロス削減の重要性を理解し、積極的に取り組む。
- ・ 廃棄物の減量化・資源化に努める。
- ・ 不法投棄やポイ捨て防止に関するボランティア活動に参加する。

### (2) 事業者

- ・ 廃棄物の排出量を削減し、3Rを実践する。
- ・ 食品ロス削減の重要性を理解し、積極的に取り組む。
- ・ 廃棄物の減量化・資源化に努める。
- ・ 不法投棄やポイ捨て防止に関するボランティア活動に参加する。
- ・ 建設発生土や再生土を適正に管理する。

### (3) 市

- ・ 廃棄物の排出量を削減し、3Rを実践するとともに、啓発活動を行う。
- ・ プラスチックごみ削減のための啓発を行う。
- ・ 県と連携を図りながら、食品ロスの削減の推進を行う。
- ・ バイオマスの利活用に向けた取組を行う。
- ・ 生ごみ肥料化容器や機械式生ごみ処理機に対して助成を行う。
- ・ 廃棄物等の適正処理に関する情報発信を行う。
- ・ 補助事業を活用し、経費の支援や改修作業時の人的支援をする。
- ・ 廃棄物の減量化・資源化のための施策を実施する。
- ・ 次期広域廃棄物処理施設の検討を進める。
- ・ 不法投棄やポイ捨て防止に関するボランティア活動への支援をする。
- ・ 不法投棄やポイ捨てを発見した際に、関係機関と連携し対応する。
- ・ 空き地の土地所有者等に土地の適正管理について指導を行う。
- ・ 建設発生土等の埋立てについて、土地所有者等への啓発を行う。
- ・ 建設発生土や再生土について、関係機関と連携して指導する。
- ・ 災害廃棄物処理計画を適切に運用する。

## 3 豊かな自然と共生するまち

---

### (1) 市民

- ・ ボランティア活動に参加する。
- ・ 水と緑の里を活用する。
- ・ 緑地保存協定に指定された樹木や樹林を適正に管理する。
- ・ 市民や農業者による耕作放棄地の解消や抑制を行う。
- ・ 有害鳥獣発見時に通報する。

- ・有害鳥獣による被害の防除への取組を行う。
- ・公園や緑地を活用する。
- ・フラワーラインなどの景観維持を図るための活動に参加する。
- ・景観まちづくりへの参加や身近な取組を行う。
- ・景観まちづくりのための社会奉仕活動に参加する。
- ・広告物に対しての理解を深め、除却活動に参加する。

## (2) 事業者

- ・ボランティア活動に参加し、支援する。
- ・水と緑の里を活用する。
- ・緑地保存協定に指定された樹木や樹林を適正に管理する。
- ・積極的に緑化の推進を図る。
- ・新たな経営形態としての取組や安定した農業経営を確立する。
- ・有害鳥獣による被害の防除への取組や捕獲を行う。
- ・公園や緑地の適正管理の実施や、公園緑地の広報活動を行う。
- ・フラワーラインなどの景観維持を図るための活動に参加する。
- ・景観まちづくりへの協力や積極的な取組を行う。
- ・景観まちづくりのための社会奉仕活動に参加する。

## (3) 市

- ・ボランティア活動を支援する。
- ・ボランティアの募集や活動の場を提供する。
- ・公共施設における緑地の管理を行う。
- ・農業用ため池周辺環境整備を行う。
- ・農地農村の持つ多面的機能に関する普及啓発や、水路の草刈り等への支援を行う。
- ・市内の樹木等の調査、指定及び管理状況の確認を行い、補助金を交付する。
- ・緑地保存協定の締結を推進する。
- ・緑の基本計画を策定する。
- ・生物多様性に関する普及啓発を行う。
- ・農地利用状況調査等の農地の状況把握や抑制のための啓発活動を行う。
- ・体験農園を開設する農業者を支援し、市民等への利用機会の拡大を図る。
- ・希少な野生生物の調査や保護を図る。
- ・生物多様性地域戦略を策定する。
- ・有害鳥獣や特定外来生物に関する普及啓発を行う。
- ・有害鳥獣について関係機関との連絡調整を図る。
- ・鳥獣被害防止計画に基づく被害防止対策を推進する。
- ・公園や緑地の適正管理の実施や、公園や緑地の広報活動を行う。
- ・フラワーラインなどの景観維持を図るための草刈負担金の支出や、植栽資材を支給する。
- ・景観まちづくりを主体的に推進し、市民や事業者の取組を支援する。
- ・市民の景観まちづくりに対する意識を向上させるための取組を行う。

- ・屋外広告物法及び県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物について必要な規制を行うとともに、違反広告物の除去ボランティア団体に対して支援する。

## 4 快適で安全に生活できるまち

---

### (1) 市民

- ・野焼き行為を行わない。
- ・浄化槽の保守点検、清掃、法定検査を実施する。
- ・農薬等を適正に使用する。

### (2) 事業者

- ・公害防止施設の設置等について、市の立入調査に協力する。
- ・野焼き行為を行わない。
- ・排水適正管理に係る市の調査に協力する。
- ・浄化槽の保守点検、清掃、法定検査を実施する。
- ・家畜糞尿処理施設の管理基準を遵守する。
- ・大気汚染物質に係る基準値を遵守する。
- ・農薬等を適正に使用する。
- ・有害化学物質に関して、適切に排出量の把握、管理を行う。

### (3) 市

- ・大気汚染物質を監視し、市民への情報提供を行う。
- ・発生源施設に対する立入調査を行う。
- ・野焼きの通報があった場合、直ちに現地を確認し、必要な指導を行う。
- ・公害防止施設の設置等に対して指導を行う。
- ・大気環境監視システムや監視網の見直しを行う。
- ・水洗化のPRや、汚水処理施設の長寿命化対策工事を実施する。
- ・生活排水の負荷に関する意識の向上に資する啓発事業の展開や、補助制度の周知を行う。
- ・事業者への排水適正管理の監視体制を整備する。
- ・浄化槽に係る補助制度や保守点検等の啓発を行う。
- ・道路における騒音や振動について、環境調査を実施する。
- ・家畜糞尿処理施設整備の支援をする。
- ・大気汚染物質の監視を行い、必要に応じて対象事業所への立入調査を実施する。
- ・農薬等を適正に使用する。
- ・放射線に関する情報収集を行い、市内の測定結果の情報提供を行う。

## 5 環境保全活動を推進するまち

---

### (1) 市民

- ・環境学習講座等へ積極的に参加する。
- ・社会教育施設で行う市民学芸員活動、展示やイベントに参加する。
- ・市内一斉清掃や花いっぱい運動に参加する。
- ・公園や緑地の管理のための維持管理活動に参加する。
- ・地域コミュニティに自主的かつ主体的に参加し、まちづくりに関わるように努める。

### (2) 事業者

- ・環境学習講座等への支援を行う。
- ・臨海地区清掃や花いっぱい運動へ積極的に参加する。
- ・公園や緑地の管理のための維持管理活動に参加する。
- ・地域社会との連携を深めるとともに、その事業活動の特性、専門性等を活かし、地域の活性化やまちづくりに寄与するように努める。

### (3) 市

- ・市の環境の状況や各種施策に関する情報を公表する。
- ・広報紙等を活用し、環境問題に関する情報提供を行う。
- ・環境に関する補助教材の提供を行う。
- ・環境に関する様々な講座を開催する。
- ・社会教育施設で行う市民学芸員活動、展示やイベントを開催する。
- ・学校において環境教育を実施する。
- ・農業や里山の保全を取り入れた環境教育を実施する。
- ・市内一斉清掃、臨海地区清掃、花いっぱい運動を実施する。
- ・自治会資源物活動への助成や、適正な分別指導を行う。
- ・環境保全に係る市民活動への支援のための場を提供する。
- ・公園や緑地の管理のための維持管理活動を支援する。
- ・地域における情報を収集し、地域コミュニティの活性化に資する施策を推進するとともに、地域コミュニティによるまちづくりを支援する。

## 第4節 計画の進行管理

この計画を着実に推進していくためには、取組の進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を見直していく必要があります。そこで、計画の進行管理にマネジメントサイクル〔計画の策定から環境施策の実施、点検・評価、改善までの一連の流れを、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価及び公表）、Action（見直し）のPDCAサイクルで繰り返すことで、目標の達成を図ります。〕の考え方を取り入れ、継続的な改善を図っていきます。

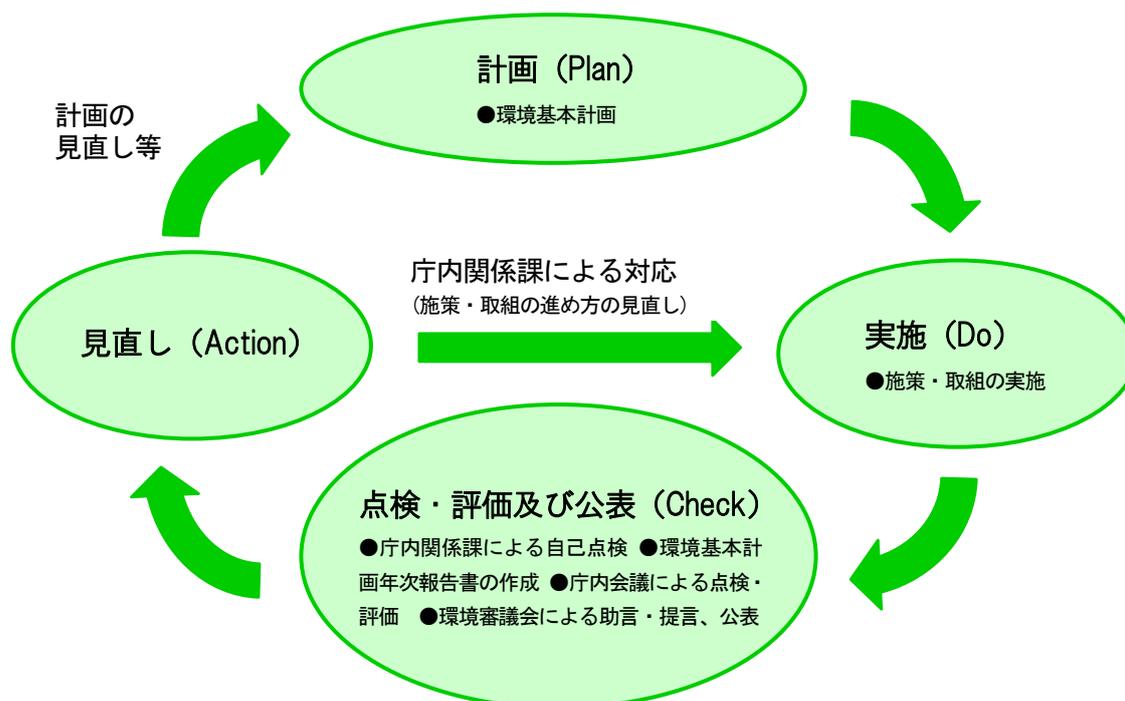


図 計画の進行管理の仕組み

### 【PDCAサイクルの各段階での役割】

#### ○ Plan（計画）

本計画において、目指す環境像を実現するための目標を定め、それらに関連する環境施策を設定します。

#### ○ Do（実施）

本計画に基づき、市民、事業者や関係機関等との連携を図りながら施策の実施、取組の推進等を図ります。

#### ○ Check（点検・評価及び公表）

本計画の進捗状況は、環境の現状、指標の評価の把握を行い、実施状況の年次報告書を作成し、公表します。また、併せて環境審議会にも報告することにより、助言や提言を求めていきます。

#### ○ Action（見直し）

毎年度点検し、翌年度の取組の実施に反映します。

## 第 2 次袖ヶ浦市環境基本計画（案）に係るパブリックコメントの実施結果

## 1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和 7 年 1 0 月 1 日（水）～令和 7 年 1 0 月 3 1 日（金）  
 (2) 提出者・意見数 1 人、 2 件  
 (3) 意見の分類と市の対応状況

対 応 区 分		件 数
A	意見を反映し、素案を修正したもの	件
B	意見の趣旨・考え方が既に素案に盛り込まれているもの	件
C	意見を反映しないで、素案どおりとしたもの	件
D	その他の意見、素案とは直接関係ないもの、今後の参考とするもの等	2 件

## 2 意見の概要と市の考え方

整理 番号	頁	意 見 の 概 要	対応 区分	意見に対する市の考え方	担当課
1	全体的 な内容	ぜひこのような計画が実行できるよう願っております。	D	市といたしましては、「みんなでつくる 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦」を目指し、本計画を推進してまいります。	環境管理課
2	全体的 な内容	東京ガス株式会社の子会社である株式会社千葉袖ヶ浦パワーにおいて、新しい火力発電所の建設計画があり、膨大な量の二酸化炭素が排出されることなどの環境への影響が懸念される。 この計画について袖ヶ浦市として反対すべきではないでしょうか。	D	こちらのご意見につきまして、一企業による個別の事業計画に関するものであるため、回答については控えさせていただきます。 市といたしましては、「みんなでつくる 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦」を目指し、必要な監視・指導等を行ってまいります。	環境管理課

みんなの力で減らそうCO<sub>2</sub>

袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画

# アクションプラン

2026～2030

(案)

袖ヶ浦市

# 目次

1	アクションプラン策定の背景	1
2	アクションプランの概要	4
3	みんなで取り組む重点アクション	5
	アクション1 基本は節約、照明はこまめに消灯しよう	6
	アクション2 適度な冷暖房を意識して快適で地球にやさしい生活を	6
	アクション3 サステナブルファッションでオシャレに脱炭素に取り組む	7
	アクション4 宅配は一度で受け取って再配達負担を減らそう	8
	アクション5 マイボトル・マイバッグはお出かけの必需品	9
	アクション6 食材の地産地消と旬産旬消で持続可能な食生活	10
	アクション7 食材を大切に食品ロスを削減しよう	11
	アクション8 脱炭素製品や省エネ家電を選択しよう	12
	アクション9 エコドライブで安全で地球にやさしい運転を	13
	アクション10 自家用車に頼らない生活へ	13
	アクション11 CO <sub>2</sub> 排出量を知ろう	14
	アクション12 再エネの導入と建物の脱炭素化	14
	アクション13 環境にやさしい電力の選択	14
	アクション14 熱中症対策をしよう	15
	アクション15 災害に備えよう	15
4	市の取組～普及啓発と率先行動～	16
	1 地球温暖化対策に関する啓発事業の実施	17
	2 住宅における脱炭素化の支援	17
	3 中小企業向けセミナーの支援	17
	4 京葉臨海コンビナートカーボンニュートラル推進協議会への参画	17
	5 脱炭素化に向けた設備投資等への支援	17
	6 学校における環境教育の推進	18
	7 熱中症対策アドバイザーの養成	18
	8 公共交通機関の利用促進	18
	9 地球温暖化対策に関する職員講習の実施	18
	10 定時退庁の推進による庁舎の早めの消灯	18
	11 エコドライブの実践	19
	12 ペーパーレス化の推進	19
	13 公共施設のLED化	19
	14 地球にやさしいエネルギーの使用推進	19
	15 公共施設CO <sub>2</sub> 排出削減の見える化	19
	16 自運転通行空間の整備(自転車活用の推進)	20
	17 市街地等における緑地保全の推進	20
	18 間伐等の適切な森林整備の実施	20
	19 公用車における次世代自動車導入の推進	20
	20 クーリングシエルトの設置拡大	20
5	これまでの取組	21

# 1 アクションプラン策定の背景

## (1) 地球温暖化の現状

地球温暖化と気候変動の問題は、その影響の大きさや深刻さから、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。

世界平均気温（2011年～2020年の平均値）は、工業化前（1850年～1900年の平均値）の気温よりも約1.09℃上昇した※とされ、人間の活動が大気、海洋、陸域を温暖化させてきたことに疑う余地はなく、大気、海洋、雪氷圏、生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れており、極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、一部地域における強い熱帯低気圧の割合の増加など、気候システムの多くの変化は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

身近な例として、令和元年9月に本市を襲った台風第15号では、暴風と豪雨により、3,000棟超の住家が全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊するなど、市内全域において家屋や農業施設などに甚大な被害が発生しており、今後もこのような災害の発生が危惧されています。

※IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書（2021年8月公表）

## (2) 袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画

袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）は、地球温暖化と気候変動への対策が地球規模で求められる中、本市の自然的・社会的条件等の特性を踏まえ、市民・事業者・市の各主体が参加・連携した取組を総合的かつ計画的に推進するため、2024年6月に策定しました。

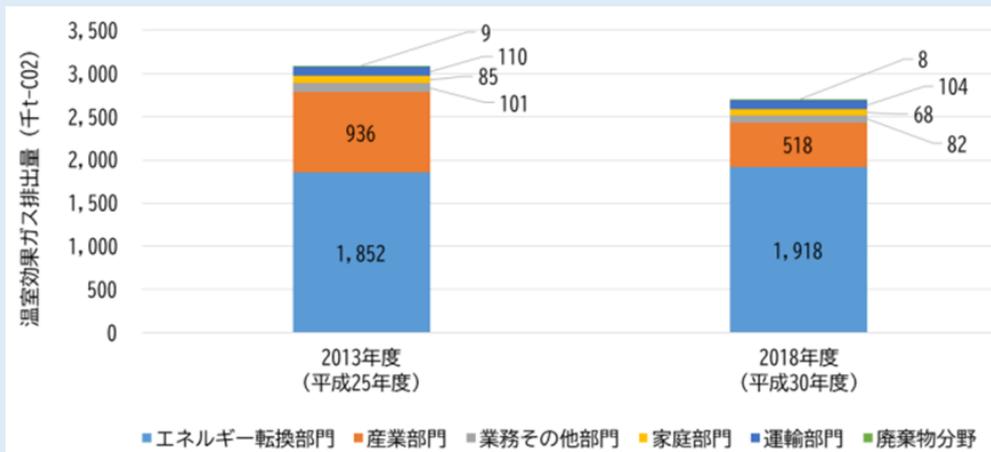
### 実行計画（2024年6月策定）における各施策の構成

基本方針	施策区分	実行計画での位置づけ	法的区分
1-1 脱炭素の推進と二酸化炭素吸収源の確保	1 省エネルギーの推進	第6章 市域における温室効果ガスの削減	地方公共団体 実行計画 (区域施策編) 【緩和策】
	2 再生可能エネルギーの拡大		
	3 二酸化炭素吸収源の確保		
1-2 環境と経済の好循環の創出	1 各産業における脱炭素イノベーションの創出	第7章 市の事務事業における温室効果ガスの削減	地方公共団体 実行計画 (事務事業編) 【緩和策】
	2 循環経済（サーキュラーエコノミー）の促進		
	3 中小企業における脱炭素経営の促進		
1-3 脱炭素社会の実現を目指す意識醸成と行動変容	1 行動変容を加速するイノベーションの創出	第8章 気候変動に向けた適応策	地域気候変動 適応計画 【適応策】
	2 市民・事業者への普及啓発・環境教育の充実		
	3 クリーンな交通環境の実現		
2 市による脱炭素に向けた率先行動	1 市の事務事業における温室効果ガス排出量削減の徹底	第8章 気候変動に向けた適応策	地域気候変動 適応計画 【適応策】
	2 市の事業特性を生かしたカーボンニュートラルの推進		
	3 脱炭素の率先行動及び取組の公開		
3 気候変動適応の推進	1 気候変動適応への意識醸成	第8章 気候変動に向けた適応策	地域気候変動 適応計画 【適応策】
	2 分野別の気候変動適応策の推進		

「袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画」p. 30

## <市域の温室効果ガスの状況>

市域の温室効果ガス排出量は、2013年度の3,093千t-CO<sub>2</sub>と比較して、2018年度は2,698千t-CO<sub>2</sub>と、約12.8%減少となっています。



「袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画」 p. 23

## <市域の温室効果ガス排出量の削減目標>

産業部門、業務その他部門、家庭部門及び運輸部門から発生する温室効果ガス排出量の合計を、2030年度までに2013年度比で**47%以上の削減**とし、更なる高みを目指します。

「袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画」 p. 36

## 家庭部門におけるこれまでの取組と削減状況

実行計画では、2030年度における家庭部門からの温室効果ガス排出量を、基準年度から52.5%削減するという目標を掲げており、家庭における脱炭素化設備等の導入（p. 22参照）などの取組を進めた結果、最新の2022年度の排出量は11.8%であり、あと40.7%分の削減が必要です。

アクションプランに掲載した各取組を積み重ね、着実に温室効果ガスの排出を抑えていきましょう。

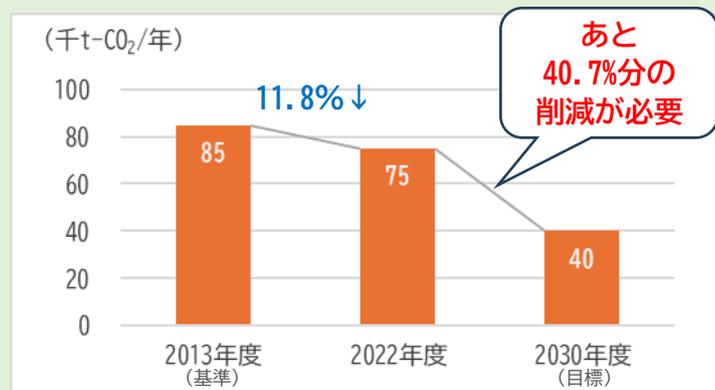


図 袖ヶ浦市年度別温室効果ガス排出量  
(出典：環境省「自治体排出量カルテ」から抜粋・加筆)

## 産業部門における取組

多くの事業者では、既にカーボンニュートラルに向けて積極的に取り組まれており（p. 25参照）、産業部門における温室効果ガスは減少しています。

このような取組を継続していくことはもとより、今後は、より多くの事業者がカーボンニュートラルに向けて取り組み、産業部門全体、ひいては市全体の温室効果ガスの排出を削減していくことが大切です。

取組例) 再生可能エネルギー等の導入、EV車の導入、従業員の意識改革と行動変容 など

## 市の事務事業における取組

市の事務事業における温室効果ガス総排出量の削減目標は、2030年度までに2013年度比で47%以上削減（10,157 t→5,383 t）するという目標を掲げています。

2022年度における温室効果ガス排出量は7,617 t-CO<sub>2</sub>であり、基準年度と比較して約25%削減されており、目標の達成には、2030年度までに残り約22%分（2,234 t-CO<sub>2</sub>）の削減が必要となります。

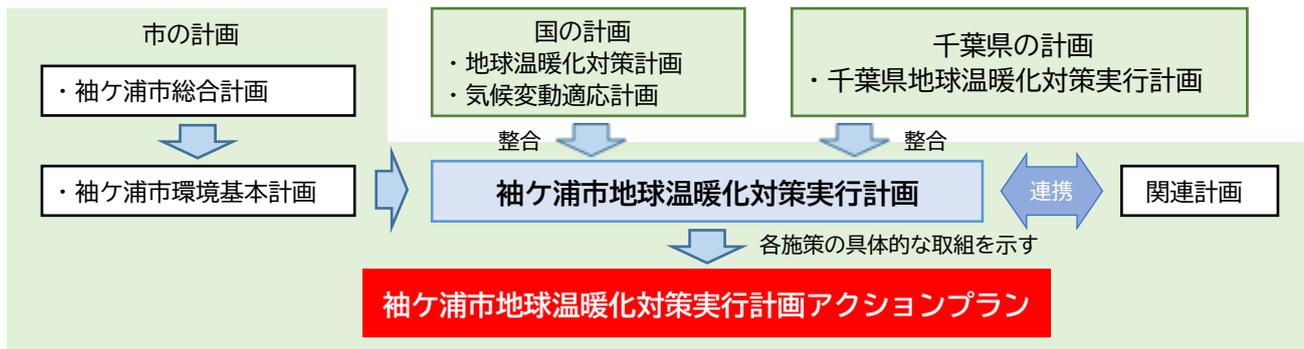


市の事務事業に伴う年度別温室効果ガス排出量  
(袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画)

市域の温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向け、実行計画における各施策の具体的な取組及び関連する取組を示すため、袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画アクションプラン（以下「アクションプランという」）を策定します。

## 2 アクションプランの概要

### (1) アクションプランの位置づけ



### (2) 目的

アクションプランでは、市域から発生する温室効果ガス排出量の削減や、気候変動への適応を目指すための行動(アクション)について、実行計画の第6章から第8章に掲げた各施策のうち、特に重要かつ実行しやすいアクションを示すことで、市民や、市内で活動をする事業者が自ら積極的に取り組むことを目指します。

また、市は一つの事業者として温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、市民や事業者の活動を後押しするための取組及び目標を掲げ、実行します。

### (3) 対象

市内に居住、活動する市民・事業者に加え、市を対象とします。

また、削減の対象とする温室効果ガスは二酸化炭素（以下「CO<sub>2</sub>」という）とします。

### (4) 期間

2026年度から2030年度までの5年間とします。

### 3 みんなで取り組む重点アクション

この章では、市民や事業者の皆様が日々の生活や業務の中で取り組める具体的なアクションを提示させていただき、地球温暖化対策への参加を促すものであります。

各アクションは、削減効果と関連施策を示し、誰もが取り組める地球温暖化対策のための身近な行動（アクション）について、生活の中の工夫で取り組める「カーボンニュートラル基本アクション」、少し高度な取組が求められる「プラスアクション」、気候変動への適応に向けた「適応アクション」の3つに分類して紹介します。

#### アクション一覧

分類	アクション名称	関連施策（p.2 参照）
カーボンニュートラル基本アクション	1 照明はこまめに消灯しよう	基本方針 1-1 施策区分 1 施策① 省エネルギー行動の実践
	2 冷暖房は適度な温度設定で使おう	基本方針 1-1 施策区分 1 施策① 省エネルギー行動の実践
	3 サステナブルファッションを取り入れよう	基本方針 1-1 施策区分 1 施策① 省エネルギー行動の実践
	4 宅配は一度で受け取ろう	基本方針 1-1 施策区分 1 施策① 省エネルギー行動の実践
	5 マイボトル・マイバッグを持ち歩こう	基本方針 1-1 施策区分 1 施策③ ごみの減量化・資源化
	6 食材の地産地消を意識しよう	基本方針 1-2 施策区分 1 施策③ スマート農業への転換、地産地消の推進
	7 食品ロスを減らそう	基本方針 1-1 施策区分 1 施策③ ごみの減量化・資源化
	8 脱炭素製品や省エネ家電を選択しよう	基本方針 1-1 施策区分 1 施策② 建物・設備の省エネルギー化
	9 エコドライブを実践しよう	基本方針 1-3 施策区分 3 施策① 地球温暖化対策を意識した移動手段の選択
プラスアクション	10 自家用車に頼らない生活を送ろう	基本方針 1-3 施策区分 3 施策① 地球温暖化対策を意識した移動手段の選択 施策② 公共交通機関の利用促進
	11 CO <sub>2</sub> 排出量を把握しよう	基本方針 1-3 施策区分 1 施策① 脱炭素型ライフスタイルへの転換と実践
	12 再エネの導入と建物の脱炭素化を考えよう	基本方針 1-1 施策区分 2 施策① 建物への再生可能エネルギー等の導入
	13 地球にやさしい電力を選ぼう	基本方針 1-1 施策区分 2 施策① 建物への再生可能エネルギー等の導入
適応アクション	14 熱中症対策をしよう	基本方針 3 施策区分 2 施策⑤ 健康における気候変動適応策の推進
	15 災害に備えよう	基本方針 3 施策区分 2 施策④ 自然災害における気候変動適応策の推進

5ページからは各アクションの具体的な取組の解説をします。

それぞれのアクション項目について、その内容と実際に何をするのか、また基本アクションについては、取り組むことでどの程度のCO<sub>2</sub>の削減効果があるのかを示しています。

## アクション 1

### 基本は節約、照明はこまめに消灯しよう

家庭では、照明をはじめとした様々な電気製品が使用されていますが、冷蔵庫など一部の製品を除き、生活に合わせて使用のON/OFFを操作します。

まずは、電気製品を使わない時にはこまめに電源を切るとともに、長期間使用しない場合はプラグを抜いて待機電力の消費を抑えましょう。

#### CO<sub>2</sub>削減のポイント

#### ACTION!

- ・部屋を出るときはこまめに消灯しましょう。
- ・就寝前に寝室の照明の明るさを下げましょう。
- ・長期間の外出の際は、できるだけ電気製品のコンセントプラグを抜きましょう。



#### 取組の効果



34WのLED照明器具1灯の点灯時間を1日1時間短縮した場合

CO<sub>2</sub>年間 : 5.3kg削減  
電気代年間 : 385円の節約

34WのLED照明器具1灯の点灯時間を1日1時間50%に調光した場合

CO<sub>2</sub>年間 : 2.7kg削減  
電気代年間 : 192円の節約

出典：資源エネルギー庁「省エネポータルサイト」

市内全世帯が点灯時間短縮に取り組むことで  
CO<sub>2</sub>年間 : 約16万トン削減※  
※市内世帯30,250世帯 各世帯1灯短縮した場合

## アクション 2

### 適度な冷暖房を意識して快適で地球にやさしい生活を



エアコンやファンヒーター等の冷暖房使用による電力消費量は、家庭で使用する電力の**3割以上**（夏季：34.2%、冬季：32.7%）を占めます。

そのため、無理のない範囲で使用方法を工夫して電力消費を抑えることができれば、大きな効果が期待できます。

#### CO<sub>2</sub>削減のポイント

#### ACTION!

- ・夏はカーテンやすだれ、緑のカーテンなどで遮光し、冷房の効率を上げましょう。
- ・冷房時の室温を28度、暖房時の室温を20度に設定しましょう。
- ・扇風機やサーキュレーターを併用し、空気を循環させましょう。
- ・電気カーペットは必要な部分だけを暖めましょう。
- ・床暖房はカーペットやラグマットなどを**使わないほう**が効果的です。

#### 取組の効果

冷房の設定温度を27度から28度にする  
と・・・(1日9時間使用)

CO<sub>2</sub>年間 : 14.8kg削減  
電気代年間 : 940円の節約

フィルターを月に1回以上清掃すると・・・  
(エアコン(2.2kW)の場合)

CO<sub>2</sub>年間 : 15.6kg削減  
電気代年間 : 990円の節約

出典：資源エネルギー庁「省エネポータルサイト」

市内全世帯が上記いずれかに取り組むことで  
CO<sub>2</sub>年間 : 約45万トン削減※

※市内世帯30,250世帯  
各世帯1機として



## アクション 3

# サステナブルファッションでオシャレに脱炭素に取り組む

### サステナブルファッションとは

衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取り組みのことを言います。私たち一人ひとりがその改善に取り組み、持続可能なファッションをつくっていきましょう。

#### #SUSTAINABLEFASHION

家庭から手放される衣服のうち、リユース・リサイクルされる割合は約34%  
残りはごみとして処分されます。



もし残りの全ての衣服が回収され、リサイクルを経て原材料に再供給された場合、最大で年間約2,500万トンのCO<sub>2</sub>排出量が削減できます。これは東京都における年間のCO<sub>2</sub>排出量の約4割に相当します。



図 衣服の廃棄による影響

出典：環境省「サステナブルファッションのページ」

### CO<sub>2</sub>削減のポイント

### ACTION!

・1着との長いお付き合いを  
私たちが今所有している1着をできるだけ長く着ましょう。たったそれだけで環境負荷を減らせます。



・手を加えて愛着倍増へ  
服のお直しやリペアを施すことで、思い出のある1着を長く着ることができます。古くなったと感じる服でも、少し手を加えるだけで新たな魅力と共に蘇ります。

・古着を資源として回収に出そう  
市では古着を資源として回収しています。「燃せるごみ」袋に入れる前に資源として出せないか考えてみましょう。



・クールビズ  
&ウォームビズ  
季節に合った服装を心掛けて、冷暖房を適度な設定温度にしましょう。



### 取組の効果

捨てられる服が1着減ることで：CO<sub>2</sub>排出量0.5kg削減

出典：環境省「サステナブルファッションのページ」

## ガウラの古着屋さん

布類は、紙類と同様に家庭から出るごみの中でも大きな割合を占めています。特に、子ども服は子どもの成長により、服が劣化する前にサイズアウトするため、状態の良いままごみとして排出されてしまいます。

そのため、市ではごみの減量化・資源化を推進するため、子ども服のリユースイベント「ガウラの古着屋さん」を期間限定で開催しています。



写真 「ガウラの古着屋さん」開催の様子

## アクション 4

# 宅配は一度で受け取って再配達の負担を減らそう

現在、私たち消費者はインターネット等を通じて購入した荷物を迅速に手に入れられるなど、利便性を享受しています。

一方、宅配便の再配達は依然として無くなり、ドライバー不足に拍車をかけるとともに、CO<sub>2</sub>排出量増加にも繋がっています。

2020年度の推計によると、再配達によって年間約25.4万トンのCO<sub>2</sub>が排出<sup>\*</sup>されたとしています。

この排出量は、東京23区の約1.7倍の面積に匹敵する杉林が、年間に吸収するCO<sub>2</sub>と同規模となります。



※出典：国土交通省「多様なライフスタイルをささえる持続可能な宅配の実現に向けた手引き」（令和3年度）

### CO<sub>2</sub>削減のポイント

### ACTION!

荷物を一度で受け取るために・・・

- ・受取時間帯指定サービスを利用しましょう。宅配事業者や通販事業者では、受け取り可能な時間帯を指定できるサービスを提供する会社が多くあります。



- ・対面以外の受け取り方法を選択しましょう。

自宅の宅配ボックスや街の宅配ロッカー、宅配便営業所、コンビニ等の対面以外の受け取り方法を選択することで、好きな時間に受け取ることができます。



## みんなで、減らそう、再配達！

日時や場所を指定して、荷物を一度で受け取ろう。



宅配便会員  
サービス利用率 **47%**

※2025年2月末時点 ※国土交通省調べ



コンビニなど



街の宅配ロッカー



宅配便営業所



自宅の宅配ボックス



置き配

対面以外の  
受け取り **26%以下**

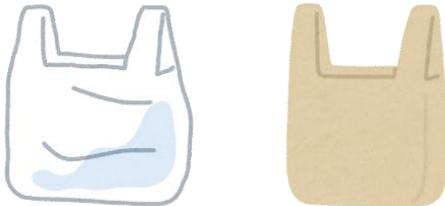
図 みんなで減らそう再配達（国土交通省）

## アクション 5

# マイボトル・マイバッグはお出かけの必需品

**マイボトル**は、ペットボトルやビン・カンから置き換えることで使い捨て容器の消費が抑えられるとともに、自宅で飲料を補充するため経済的です。

また、外出先においても無料で飲料水を提供する場所が増えており、容易に補充することができます。



**マイバッグ**は、レジ袋に代わり繰り返し使用することで、レジ袋の廃棄が抑えられます。

また、一般的にレジ袋よりも頑丈なため、重い荷物を運ぶことや、ファッションコーディネートの一部とするなど、機能面やデザイン性においてもメリットがあります。

### CO<sub>2</sub>削減のポイント

### ACTION!

### 取組の効果

・一つのマイボトルやマイバッグを長く使おう  
飲料容器や袋は、一枚当たりでの製造から廃棄におけるCO<sub>2</sub>排出量では使い捨てるものの方が少ないため、せっかくマイボトルやマイバッグを使っても、すぐに新しいものに替えてしまうと逆効果となってしまいます。**一つものを長く使うことで環境負荷を減らせます。**

ペットボトル飲料からマイボトルへ替えることで・・・(各100回使用した場合)  
CO<sub>2</sub>排出量：10,510g削減

マイバッグを使用してレジ袋を受け取らないことで・・・(各100回使用した場合)  
CO<sub>2</sub>排出量：719g削減

### <CO<sub>2</sub>排出量の比較>

ペットボトル・・・119g/本 マイボトル・・・1,390g/本 ⇒ 12回以上の使用でCO<sub>2</sub>削減に貢献※

※出典：環境省「リユース可能な飲料容器及びマイカップ・マイボトルの使用に係る環境負荷分析について」(平成23年4月)

レジ袋・・・15g/枚 マイバッグ・・・781g/枚 ⇒ 52回以上の使用でCO<sub>2</sub>削減に貢献※

※出典：2009年 第4回 LCA学会研究発表会講演要旨集「環境配慮行動支援のためのレジ袋とマイバッグのLCA」

## 給水スポットをご利用ください！

市内6カ所の公共施設に給水スポットを設置しています。

ご利用には**マイボトルが必要**です。

(紙コップは設置しておりません)

### ◆給水スポット設置施設(2025年10月現在)

- ・市役所南庁舎
- ・長浦交流センター
- ・平岡交流センター
- ・富岡サブセンター
- ・ガウランド
- ・臨海スポーツセンター



写真 給水スポット(ガウラの涼みスポット内)

## アクション 6

# 食材の地産地消と旬産旬消で持続可能な食生活

### 地産地消とは

食材が私たちの食卓に届くまでには、生産地から輸送しなければならず、その距離が長いほど輸送によるCO<sub>2</sub>の排出が多くなります。

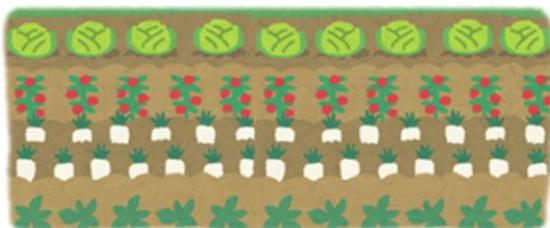
その地で産出した食材をその地で消費することで、輸送距離が最小限となり、CO<sub>2</sub>の排出抑制に貢献できます。



### 旬産旬消とは

食べ物には最もおいしく栄養価の高い時期があります。また、旬以外の生産ではハウス栽培等で燃料を多く使用し、また、旬に生産したものでも貯蔵すればそれだけエネルギーを消費してしまい、私たちの食卓に上がるまでにより多くのCO<sub>2</sub>が排出されます。

旬に産出した食材を旬のうちに消費することを心掛けましょう。



### CO<sub>2</sub>削減のポイント

### ACTION!

- ・食材の産地を確認しましょう。農産物等は食品表示基準により産地の表示が義務付けられています。買い物をするときは忘れずに産地をチェックしましょう。
- ・旬の食材を把握しましょう。

### 取組の効果

約280km離れた米の名産地から袖ヶ浦市にトラックで米を運ぶと、米1kgあたり約36.68gのCO<sub>2</sub>が発生します。

CO<sub>2</sub>排出量 茶碗1杯あたり：約2.4g  
年間1人あたり：約1.9kg

## 袖ヶ浦産の旬の食材

袖ヶ浦市では、少量ずつ多品種の作物を生産しているという特徴があり、様々な食材が出荷されています。下の図は作物の出荷時期の一例です。季節によって違ったいろいろな味を楽しみましょう。

生産物 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
米								■	■	■	■	■
だいこん	■	■	■	■	■					■	■	■
レタス	■	■	■								■	■
落花生（おおまさり）										■		
いんげん					■	■	■					
いちご	■	■	■	■	■							■

図 市の代表的な作物と出荷時期（農林振興課提供）

# アクション 7

## 食材を大切にしてお食品ロスを削減しよう

**食品ロス**とは、まだ食べられる食品を廃棄してしまうことです。

食品の生産には、水やエネルギーなどの資源が大量に使用され、その過程で温室効果ガスが発生しており、また、食品を廃棄する過程でも温室効果ガスが発生するため、食品を捨てることは、これらの資源等を無駄にし、必要以上の温室効果ガスを排出してしまうことになります。

日本における食品ロスの発生量は、2023年度の推計で約464万トンに上り、そのうち家庭から発生する食品ロスは約233万トン、1人あたり毎日おにぎり1個分(約102g)の食品を捨てていることになり、CO<sub>2</sub>排出量に換算すると1人あたり毎年84kgのCO<sub>2</sub>を食品ロスによって排出していることとなります。

家庭からの食品ロスの要因は、料理を作りすぎたりして残る「**食べ残し**」、野菜の皮などを厚くむき過ぎてしまう「**過剰除去**」、未開封のまま食べずに捨ててしまう「**直接廃棄**」とされています。

**お買物編**

- 1 買物前に、食材をチェック**  
買物前に、冷蔵庫や食品庫にある食材を確認する  
▶ メモ書きや携帯・スマホで撮影し、買物時の参考にする。
- 2 必要な分だけ買う**  
使う分・食べきれない量だけ買う  
▶ まとめ買いを避け、必要な分だけ買って、食べる
- 3 期限表示を知って、賢く買う**  
利用予定と照らして、期限表示を確認する  
▶ すぐ使う食品は、棚の手前から取る

**ご家庭編**

- 1 適切に保存する**  
▶ 食品に記載された保存方法に従って保存する  
▶ 野菜は、冷凍・茹でるなどの下処理をして、ストックする
- 2 食材を上手に使いきる**  
▶ 残っている食材から使う  
▶ 作り過ぎて残った料理は、リメイクレシドなどで工夫する  
クックパッド消費生活のキッチンリメイクや食材を使い切るレシピを参考にしてみよう。詳しくはQRコードへ
- 3 食べきれない量を作る**  
▶ 体調や健康、家族の予定も配慮する

**食品ロスを減らしましょう**

あなたも1日でお茶碗約1杯分の食べものを無駄にしているかも?!

つながってます

「食品ロスの削減に関する法律」(令和元年10月1日施行)  
本法律は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。

日本では、食べられるのに捨てられる食品、いわゆる「食品ロス」が年間約500万トン発生しています。

食品ロスの約半分は、家庭から発生。家庭の食品ロスを計量し、記録するだけで、気付きが得られます。まずは一週間、記録してみましょう。記録様式はこちら。

消費者庁 食べものムダなく減らす

出典：消費者庁「めざせ！食品ロス・ゼロ」

### CO<sub>2</sub>削減のポイント

### ACTION!

#### ・必要な分だけ購入する

買い物前に家にある食材を確認し、必要なものだけを買うようにしましょう。衝動買いやまとめ買いは、食品ロスを増やす原因になります。また、買い物の際、すぐに食べる食材は棚の手前から取る、いわゆる「てまえどり」を心がけましょう。お店での廃棄が減り、食品ロス削減につながります。

#### ・正しく保存する

食材に合わせた適切な保存方法を実践しましょう。冷蔵庫の整理整頓も食品の鮮度を保つことにつながり、無駄なく使い切ることができます。

#### ・食べきれない量を作る

料理を作るときは、食べ残しが出ないように、食べきれない分だけを作るように心がけましょう。余った場合は、別の料理にリメイクしたり、冷凍保存したりするなど、工夫をして食べきりましょう。

### 取組の効果

- ・定期的に冷蔵庫をチェックし、期限の短いものから消費する
- ・外食時に食べきれなかったものを持ち帰る

こうした取り組みにより、食品ロスを10%減らすことで

- ・年間CO<sub>2</sub>排出量：8.4kg - CO<sub>2</sub>削減

## アクション 8

# 脱炭素製品や省エネ家電を選択しよう

### 脱炭素製品とは

原材料の調達、製造、輸送といった製造過程から、使用し廃棄するまでの間、CO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロにする、または大幅に削減することを目指した製品を脱炭素製品といいます。

これには、環境負荷の低い原材料の選択や、化石燃料由来の素材を使わずに太陽光発電などの再生可能エネルギーを使用した製造・輸送方法の整備、リサイクルの推進などが必要です。

こうした努力の積み重ねで、実質的なCO<sub>2</sub>の排出量を削減した製品が多くなってきています。

### 省エネ家電とは

省エネ家電とはエネルギー効率の高い家電(同じ仕事でもより消費電力の少ない家電) のことです。

家電製品を始めとする近年のエネルギー消費機器は、効率が大幅に向上しています。機器を購入する際に、省エネ型の製品を選択することが家庭の省エネにつながります。

### 取組の効果

年間で使用する洗剤(約2.8L)のうち、本体購入を年1本として、それ以外を詰替製品にした場合

CO<sub>2</sub>排出量

1人あたり : 約0.03kg削減

市民全員だと : 約1,950kg削減

10年前の冷蔵庫(容量451~500L)を最新モデルに買い替えることで・・・

1台当たりCO<sub>2</sub>排出量:約60kg削減\*

市内の3割の世帯で1台買い替えた場合

CO<sub>2</sub>排出量 : 約54万トン削減\*

※資源エネルギー庁「省エネポータルサイト」掲載の数値から算定

### CO<sub>2</sub>削減のポイント

### ACTION!

#### ・「環境ラベル」を探してみよう

製品やサービスなどの環境的側面を伝える表示を「環境ラベル」といいます。製品の製造から廃棄またはリサイクルまでのCO<sub>2</sub>排出量を示したカーボンフットプリントマークや、原材料に生物由来の資源を利用した製品であることを示すバイオマスマーク等を探することで、脱炭素製品を選ぶことにつながります。



カーボンフット  
プリントマーク



バイオマス  
マーク

#### ・古い家電は買い替えを考えよう

家電は10年前の製品と比較して現在の製品はエネルギー効率が向上しています。

エネルギー効率は電気の消費量、ひいては電気代に影響するため、購入から10年以上経過した家電は買い替えを考えてみましょう。

特に、冷蔵庫は家庭における電力の使用割合がエアコンに次いで高く、最新モデルでは10年前のものに比べて消費電力が28%~35%削減されています。

## アクション 9

### エコドライブで安全で地球にやさしい運転を

#### エコドライブとは

燃料消費量やCO<sub>2</sub>排出量を減らし、地球温暖化防止につながる**運転技術**や**心がけ**のことです。

燃費が向上しお財布にやさしいだけでなく、交通事故の削減につながります。車を運転する誰もが実践できる取組です。

#### CO<sub>2</sub>削減のポイント

#### ACTION!

#### 取組の効果

平均燃費16km/Lのガソリン車を、年間で1万km運転する場合、エコドライブによって燃費が10%向上(17.6km/L)すると…

CO<sub>2</sub>排出量 : 年間約130kg削減  
燃料費年間 : 約9,120円削減※  
※ガソリン代160円/Lの場合

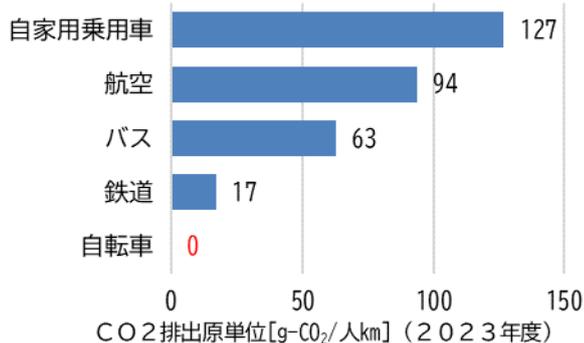
- ・発進するときの急加速を避ける(最初の5秒で時速20km程度が目安です。)
- ・車間距離にゆとりをもつ(加速・減速を減らすことに繋がります。)
- ・早めにアクセルを離す(停止するときは早めにアクセルを離しエンジnbrakeを活用しましょう。)
- ・エアコンを適切に使用する(車のA/Cは冷房・除湿機能です。暖房のみであればOFFにしましょう。)
- ・アイドリングをやめる(10分で約130ccを消費します。最近の車に暖機運転は不要です。)
- ・車の点検をする(タイヤの空気圧、エンジンオイル等を適正に保つことで燃費が向上します。)
- ・不要な荷物を降ろそう(車に積んだままのものを降ろすことで車が軽くなり、燃費が向上します。)

## アクション 10 自家用車に頼らない生活へ

エコドライブで温室効果ガスの排出を抑えるとともに、自家用車に替わる移動手段についても考えてみましょう。

下の図のように、自家用車は代表的な移動手段の中で、移動距離当たりのCO<sub>2</sub>の排出量が最も高いとされているため、**公共交通機関や自転車などへの切り替え**を考えましょう。

特に、自転車活用による数あるメリットとして、環境負荷の低減や生活習慣の改善、また災害時の活躍なども期待できます。



出典：国土交通省 環境政策課作成資料に一部追記

#### CO<sub>2</sub>削減のポイント

#### ACTION!

長距離移動は公共交通機関の利用を考える  
近場の用事はなるべく徒歩か自転車で移動する

#### 移動手段の見直しでCO<sub>2</sub>を削減

出典：環境省「数値目標に基づいた具体的な削減率の10年間の削減目標」



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

## アクション 11 CO<sub>2</sub>排出量を知ろう

CO<sub>2</sub>の排出量は、電気やガスなどのエネルギー使用量がわかれば簡単に算出できます。排出量を知り、比較することで、光熱費やCO<sub>2</sub>の削減のためにはどこから取り組むべきか、見えてくるでしょう。

### CO<sub>2</sub>削減のポイント

**ACTION!**

使ってみよう！

環境省が提供する「うちエコ診断」のウェブサイトでは、住まいやライフスタイルなどの情報から、光熱費やCO<sub>2</sub>排出量が、おうちの「どこから」「どのくらい」排出されているのかが一目でわかるだけでなく、効果的な取組を教えてください。



出典：環境省「うちエコ診断」

## アクション 12 再エネの導入と建物の脱炭素化

太陽光発電などの再生可能エネルギーは、発電時にCO<sub>2</sub>が発生しないため、住宅などへ導入し、その建物で使用することで一般的な電力を購入して使用することに比べ、CO<sub>2</sub>排出を大きく減らすことができ、さらに、建物そのものの断熱性能を高めることで、冷暖房の効率が上がり、電力の消費が抑えられ、建物からのCO<sub>2</sub>排出が大幅に減少します。

発電量と電力消費が均衡し、エネルギー消費量が実質ゼロとなる建物をZEH（ゼッチ：net Zero Energy House）といいます。

また、蓄電池と太陽光発電を組み合わせることで、昼夜を問わず太陽光発電で作った電気で過ごすことができ、さらには災害などで停電が発生した場合でも電気を使うことができ、防災対策としても効果的です。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

### CO<sub>2</sub>削減のポイント

**ACTION!**

太陽光発電設備+蓄電池の導入  
建物の断熱リフォームの実施

## アクション 13 環境にやさしい電力の選択

建物や費用などの都合から、ご自宅に太陽光発電設備等を設置することが難しい場合でも、電力契約プランを再生可能エネルギー由来の電力（再エネ電力）に切り替えるだけで、CO<sub>2</sub>排出量の削減に貢献できます。

再エネ電力は、発電時にCO<sub>2</sub>を排出しない太陽光エネルギー等から発電された、環境にやさしい電力です。

### CO<sub>2</sub>削減のポイント

**ACTION!**

- ・契約を切替えるだけでCO<sub>2</sub>排出量が実質ゼロ
- ・料金は切り替え前と同等程度の場合も



## アクション 14 熱中症対策をしよう

**熱中症**は、高温多湿な環境により体内の水分や塩分のバランスを失い、発汗などの体温調整が正しく機能しなくなることで体内に熱が溜まってしまいう状態をいいます。室内で何もしていないときでも発症し、場合によっては死亡することもあります。

熱中症について正しい知識を身につけ、体調の変化に気をつけるとともに、周囲にも気を配り、熱中症による健康被害を防ぎましょう。

### ポイント

- ・本格的な暑さが来る前の5～6月頃に体を暑さに慣れさせる（**暑熱順化**）ための運動を行いましょう。
- ・エアコンを適切な温度に設定し、カーテンやすだれ、緑のカーテンなどで遮光しましょう。
- ・日中の気温が高い時間帯は、外出や屋外での運動・作業を避けましょう。
- ・屋外に出る場合は日傘や帽子・通気性の良い服装を心がけ、保冷剤などで体を冷やす工夫をしましょう。
- ・十分な睡眠をとり、バランスの良い食事やこまめな水分補給をしましょう。
- ・熱中症リスクが高い日に環境省が発表する**熱中症警戒アラート**の情報を確認しましょう。
- ・**指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）**を活用しましょう。  
※クーリングシェルターとは、冷房設備のある公共施設や商業施設等が暑さから一時的に避難、休憩する空間を提供する取組です。



袖ヶ浦市のクーリングシェルター「ガウラの涼みスポット」ポスター

## アクション 15 災害に備えよう

極端な猛暑や大雨などの異常気象によって深刻な気象災害が発生するなど、私たちの生活は、既に気候変動の影響を受け始めています。今後起こりうる大きな災害に備えて防災意識を高めるとともに、気候変動のリスクを小さくするためにどんなことができるか、災害が発生する前に確認しておきましょう。

### ポイント

- ・災害時の情報の入手先を調べる。  
気象庁や自治体の防災アプリなど、非常時に情報を入手できる手段を確認しておきましょう。
- ・周辺地域の災害リスクや避難所の場所、経路を確認する。  
ハザードマップ等を確認し、自宅周辺の危険箇所（河川・崖など）を把握する等、どのような気象情報が出た時に、どのような災害に備える必要があるかを判断することで被害の軽減につながります。
- ・家族や親戚との連絡方法（SNS・電話など）を決めておく。  
災害時には、音声通話がつながりにくくなることが考えられます。家族等との安否確認ができる方法を確認しておきましょう。
- ・非常時に必要なものを確認し、すぐに持ち出せる準備をする。  
非常食や飲料水等は、最低3日分を準備しておきましょう。日持ちする食品を買い置きし、消費した分を買い足して常に一定量を蓄えておく「ローリングストック」もおすすめです。

## 4 市の取組～普及啓発と率先行動～

市は、市民や事業者の皆様に向けて地球温暖化対策に取り組んでいくための後押しをするとともに、一つの事業者として地球温暖化対策に率先して取り組んでいきます。

### 市の取組一覧

分類	アクション名称	関連施策（p.2 参照）
市による支援と啓発	1 地球温暖化対策に関する啓発事業の実施	基本方針 1-3 施策区分 2 施策① 脱炭素に関する知識や取組の普及啓発の推進
	2 住宅における脱炭素化の支援	基本方針 1-1 施策区分 2 施策① 建物への再生可能エネルギー等の導入
	3 中小企業向けセミナーの実施	基本方針 1-2 施策区分 3 施策① 脱炭素に関する情報提供
	4 京葉臨海コンビナートカーボンニュートラル推進協議会への参画	基本方針 1-2 施策区分 1 施策② 臨海部事業者におけるカーボンニュートラルの推進
	5 脱炭素化に向けた設備投資等への支援	基本方針 1-2 施策区分 1 施策② 臨海部事業者におけるカーボンニュートラルの推進
	6 学校における環境教育の推進	基本方針 1-3 施策区分 2 施策② 次代を担う子供たちへの環境教育の充実
	7 熱中症対策アンバサダー※の養成	基本方針 3 施策区分 2 施策⑤ 健康における気候変動適応策の推進
	8 公共交通機関の利用促進	基本方針 2 施策区分 3 施策① 脱炭素を意識した率先行動の実践
職員の行動	9 地球温暖化対策に関する職員講習の実施	基本方針 2 施策区分 3 施策① 脱炭素を意識した率先行動の実践
	10 定時退庁の推進による庁舎の早めの消灯	基本方針 2 施策区分 3 施策① 脱炭素を意識した率先行動の実践
	11 エコドライブの実践	基本方針 2 施策区分 3 施策① 脱炭素を意識した率先行動の実践
	12 ペーパーレス化の推進	基本方針 2 施策区分 3 施策① 脱炭素を意識した率先行動の実践
公共施設の整備等	13 公共施設のLED化	基本方針 2 施策区分 1 施策① 省エネ機器の導入促進
	14 地球にやさしいエネルギーの使用推進	基本方針 2 施策区分 1 施策③ 公共施設への再生可能エネルギー及び蓄電池の導入促進
	15 公共施設におけるCO <sub>2</sub> 排出削減の見える化	基本方針 2 施策区分 1 施策③ 公共施設への再生可能エネルギー及び蓄電池の導入促進
	16 自転車通行空間の整備	基本方針 1-3 施策区分 3 施策① 地球温暖化対策を意識した移動手段の選択
	17 市街地等における緑地保全の推進	基本方針 1-1 施策区分 3 施策② 市街地等における緑地の整備・保全
	18 間伐等の適切な森林整備の実施	基本方針 1-1 施策区分 3 施策① 森林等の適正管理
	19 公用車における次世代自動車導入の推進	基本方針 2 施策区分 1 施策④ 公用車における次世代自動車の導入等
	20 クーリングシェルターの設置と機能充実	基本方針 3 施策区分 2 施策⑤ 健康における気候変動適応策の推進

※「熱中症対策アンバサダー」は大塚製薬株式会社の登録商標です。

次のページからは各アクションの具体的な取組と目標について解説します。

## 01 地球温暖化対策に関する啓発事業の実施

基本方針 1-3 施策区分 2  
 施策① 脱炭素に関する知識や取組の普及啓発の推進

担当部署	環境経済部環境管理課	関係部署	廃棄物対策課		
取組概要	地球温暖化対策を身近に感じられるよう、地球温暖化対策を含んだ環境保全に関するアクティビティの展示やワークショップ、資源物の収集、いろいろな体験ができるイベントの開催など、市民等へ向けて普及啓発を図っていきます。				
計画	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	イベント開催	イベント開催	イベント開催	イベント開催	イベント開催

## 02 住宅における脱炭素化の支援

基本方針 1-1 施策区分 2  
 施策① 建物への再生可能エネルギー等の導入

担当部署	環境経済部環境管理課	関係部署			
取組概要	家庭用燃料電池システムや電気自動車の購入、窓の断熱改修など、住宅において脱炭素化に寄与する設備の導入等を行う市民に対し、補助金を交付し、普及啓発を図ります。				
計画	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	補助金交付要綱に基づく制度の運用	補助金交付要綱に基づく制度の運用	補助金交付要綱に基づく制度の運用	補助金交付要綱に基づく制度の運用	補助金交付要綱に基づく制度の運用

## 03 中小企業向けセミナーの実施

基本方針 1-2 施策区分 3  
 施策① 脱炭素に関する情報提供

担当部署	環境経済部環境管理課	関係部署	商工観光課		
取組概要	中小企業においては、少ない人員で脱炭素に対応しなければならず、脱炭素に取り組むにあたっての課題として「情報や知識が不足している」という意見が多く挙げられています。中小企業に対し脱炭素に向けた取組を推進していくにあたり、まずは脱炭素に係る情報提供を行うことが重要であり、多くの中小企業に参加していただくよう、市が主導して有識者による講演会を開催します。				
計画	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	セミナー開催	セミナー開催	セミナー開催	セミナー開催	セミナー開催

## 04 京葉臨海コンビナートカーボンニュートラル推進協議会への参画

基本方針 1-2 施策区分 1  
 施策② 臨海部事業者におけるカーボンニュートラルの推進

担当部署	環境経済部商工観光課	関係部署			
取組概要	京葉臨海コンビナートの国際競争力を堅持しながら、日本をリードするカーボンニュートラルへの転換を図るため、立地企業、行政等が一体となり、先進的な取組を推進します。				
計画	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	協議会への参画	協議会への参画	協議会への参画	協議会への参画	協議会への参画

## 05 脱炭素化に向けた設備投資等への支援

基本方針 1-2 施策区分 1  
 施策② 臨海部事業者におけるカーボンニュートラルの推進

担当部署	環境経済部商工観光課	関係部署			
取組概要	カーボンニュートラルを実現するため、設備の脱炭素化に向けた設備投資等に対して助成を行います。				
計画	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	企業振興条例に基づく奨励制度の運用	企業振興条例に基づく奨励制度の運用	企業振興条例に基づく奨励制度の運用	企業振興条例に基づく奨励制度の運用	企業振興条例に基づく奨励制度の運用

## 06 学校における環境教育の推進

基本方針1-3 施策区分2  
施策② 次代を担う子供たちへの環境教育の充実

担当部署	教育部学校教育課	関係部署			
取組概要	市内小中学校において、各教科領域における環境教育を推進するとともに、学習内容を活かした発展的な取組を実施します。				
計画	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	市内小中学校で家庭や地域、事業者と連携した環境教育の実施	市内小中学校で家庭や地域、事業者と連携した環境教育の実施	市内小中学校で家庭や地域、事業者と連携した環境教育の実施	市内小中学校で家庭や地域、事業者と連携した環境教育の実施	市内小中学校で家庭や地域、事業者と連携した環境教育の実施

## 07 熱中症対策アンバサダーの養成

基本方針3 施策区分2  
施策⑤ 健康における気候変動適応策の推進

担当部署	環境経済部環境管理課	関係部署	関係各課		
取組概要	熱中症対策の啓発・普及活動を行うことができる熱中症対策アンバサダーを養成するため、活動の際に必要な専門的な知識を身につけるための「熱中症対策アンバサダー講座」を実施します。				
計画	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	40人	55人	70人	85人	100人

## 08 公共交通機関の利用促進

基本方針2 施策区分3  
施策① 脱炭素を意識した率先行動の実践

担当部署	企画政策部企画政策課	関係部署	全体		
取組概要	公共交通機関は自家用車と比較して、輸送量あたりのCO <sub>2</sub> 排出量が低い移動手段であるため、公共交通機関の利用促進を図ります。				
計画	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	利用促進の周知乗り方教室開催	利用促進の周知乗り方教室開催	利用促進の周知乗り方教室開催	利用促進の周知乗り方教室開催	利用促進の周知乗り方教室開催

## 09 地球温暖化対策に関する職員講習の実施

基本方針2 施策区分3  
施策① 脱炭素を意識した率先行動の実践

担当部署	環境経済部環境管理課	関係部署	職員課		
取組概要	市役所が一つの事業者として地球温暖化対策に取り組んでいくためには、職員一人ひとりが地球温暖化対策について知識を身につける必要があります。 様々な部署、職位の職員を対象として、職員向けの研修を継続的に実施します。				
計画	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	1回/年	1回/年	1回/年	前年までの状況を見て検討	前年までの状況を見て検討

## 10 定時退庁の推進による庁舎の早めの消灯

基本方針2 施策区分3  
施策① 脱炭素を意識した率先行動の実践

担当部署	環境経済部環境管理課	関係部署	全体		
取組概要	定時後の時間外勤務においては、たとえ一人でも日中の勤務時と同様に照明を点灯しなければならず、エネルギー効率の視点で考えると非効率となります。 業務に支障のない範囲で、時間外勤務の際は、複数人で協力して時間を短縮するなど、照明などのエネルギー消費を意識していきます。				
計画	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減	前年度比減

11

エコドライブの実践

基本方針2 施策区分3  
 施策① 脱炭素を意識した率先行動の実践

担当部署	総務部職員課	関係部署	全体		
取組概要	エコドライブを実践することは温室効果ガスの排出削減に向けた取組としてとても大切であるとともに、安全を意識した運転技術でもあるため、職員全員が模範的なドライバーとなれるよう、エコドライブを心がけて公用車を運転します。				
計画	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	エコドライブ実践の周知	エコドライブ実践の周知	エコドライブ実践の周知	エコドライブ実践の周知	エコドライブ実践の周知

12

ペーパーレス化の推進

基本方針2 施策区分3  
 施策① 脱炭素を意識した率先行動の実践

担当部署	総務部総務課	関係部署	全体		
取組概要	文書の電子化により更なるペーパーレス化を図ることで、資源の消費を抑制するとともに、ワークスタイルの変革による事務の効率化や用紙及び印刷コストの削減、また庁舎内における書庫スペースの削減などの効果が期待できます。				
計画	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度

13

公共施設のLED化

基本方針2 施策区分1  
 施策① 省エネ機器の導入促進

担当部署	環境経済部環境管理課	関係部署	各施設所管課		
取組概要	公共施設においては現在でも照明として多くの蛍光灯が使用されており、LED化による省エネ化が求められていることから、市では、令和7年8月に策定した「公共施設等の照明器具LED化に係る基本方針」に基づき、計画的にLED化を進めていきます。				
計画	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	基本方針に基づくLED化	基本方針に基づくLED化	基本方針に基づくLED化	基本方針に基づくLED化	基本方針に基づくLED化

14

地球にやさしいエネルギーの使用推進

基本方針2 施策区分1  
 施策③ 公共施設への再生可能エネルギー及び蓄電池の導入促進

担当部署	環境経済部環境管理課	関係部署	各施設所管課		
取組概要	学校給食センター等で使用するガスについて、カーボンオフセット都市ガスを使用するとともに、再生可能エネルギー由来の電力の使用について検討し、排出される温室効果ガスの削減を推進します。				
計画	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	地球環境貢献型エネルギー導入・使用	地球環境貢献型エネルギー導入・使用	地球環境貢献型エネルギー導入・使用	地球環境貢献型エネルギー導入・使用	地球環境貢献型エネルギー導入・使用

15

公共施設におけるCO<sub>2</sub>排出削減の見える化

基本方針2 施策区分1  
 施策③ 公共施設への再生可能エネルギー及び蓄電池の導入促進

担当部署	環境経済部環境管理課	関係部署	各施設所管課		
取組概要	公共施設ごとにカーボンニュートラル達成に向けた取組を具体化するため、CO <sub>2</sub> 排出源の特定、CO <sub>2</sub> 排出量の算定等を調査した上で、排出量削減効果の取組を費用対効果の観点に基づき対策の優先順位付けを行い、実現性の高いCO <sub>2</sub> 削減に取り組めます。				
計画	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	1施設	2施設	2施設	状況に応じて実施	状況に応じて実施

## 16 自転車通行空間の整備(自転車活用の推進)

基本方針1-3 施策区分3  
施策① 地球温暖化対策を意識した移動手段の選択

担当部署	都市建設部土木管理課	関係部署	土木建設課		
取組概要	安全で快適な自転車通行空間を創出するため、自転車道・自転車専用通行帯の整備について検討を行うとともに、矢羽根型路面標示及び自転車のピクトグラムの設置など自転車通行空間の整備を進めます。				
計画	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	自転車道通行帯整備	自転車道通行帯整備	自転車道通行帯整備	自転車道通行帯整備	自転車道通行帯整備

## 17 市街地等における緑地保全の推進

基本方針1-1 施策区分3  
施策② 市街地等における緑地の整備・保全

担当部署	都市建設部都市整備課	関係部署	環境管理課		
取組概要	市街地や工業地帯における緑化は、CO <sub>2</sub> の吸収に寄与するほか、ヒートアイランド現象の緩和や、市民が身近に緑を感じ、やすらぎを得られることから、引き続き、既存緑地の保全に取り組みます。				
計画	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	清掃・除草・芝刈・剪定等	清掃・除草・芝刈・剪定等	清掃・除草・芝刈・剪定等	清掃・除草・芝刈・剪定等	清掃・除草・芝刈・剪定等

## 18 間伐等の適切な森林整備の実施

基本方針1-1 施策区分3  
施策① 森林等の適正管理

担当部署	環境経済部農林振興課	関係部署			
取組概要	所有者自らでは適切な管理が行えない森林について、市が意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進します。				
計画	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	森林整備	森林整備	森林整備	森林整備	森林整備

## 19 公用車における次世代自動車導入の推進

基本方針2 施策区分1  
施策④ 公用車における次世代自動車の導入等

担当部署	総務部管財契約課	関係部署			
取組概要	市が排出する温室効果ガス削減のため、公用車への次世代自動車の導入を進めます。				
計画	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	公用車管理一元化の推進 次世代自動車導入効果検証	次世代自動車導入効果検証	公用車電動化計画の策定	公用車電動化計画の推進	公用車電動化計画の推進

## 20 クーリングシェルターの設置拡大

基本方針3 施策区分2  
施策⑤ 健康における気候変動適応策の推進

担当部署	環境経済部環境管理課	関係部署	各交流センター等		
取組概要	気候変動適応法の改正に伴い、本市でも2024年度から公共施設や民間施設をクーリングシェルターに指定し、誰もが夏の暑さを回避するために利用できる場所として4月から10月の期間に開放しています。クーリングシェルターの利便性を確保するため、引き続きクーリングシェルターの指定を拡大していきます。				
計画	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増	前年度比増

## 5 これまでの取組

実行計画策定前においても、市民、事業者、市の各々は地球温暖化対策に関する様々な取組を実施しています。

実施主体ごとに、その一例をご紹介します。

### (1) 家庭での取組

#### ◆再生可能エネルギー等の活用

本市では、地球温暖化対策の推進や電力の強靱化を図るため、住宅用の家庭用燃料電池システム（以下「エネファーム」という。）、定置用リチウムイオン蓄電システム、窓の断熱改修、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、V2H充放電設備を導入する方に対して補助金の交付を行っています。

市民の皆様のご理解、ご協力により、ご家庭での脱炭素化は着実に進んでいます。

#### 燃料電池システム（エネファーム）

燃料電池システム（エネファーム）はガスと空気から電気を作り、その熱でお湯を沸かす、エネルギー効率の高い家庭用のシステムです。

本市では、地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギー利用の効率化を推進するため、平成25年10月から住宅用燃料電池システムを設置する方に対し、補助金を交付しています。

エネファームによるCO<sub>2</sub>削減量は、1世帯当たり年間約1.2トン～1.5トン（杉の木約80～90本分の吸収量）に相当します。



#### 市内導入件数：399件（H25～R6）

表 燃料電池システム（エネファーム）設置補助金 年度別交付件数

年度	H29まで	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	249	56	30	19	10	16	9	10

#### 定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）

定置用リチウムイオン蓄電システムは、主に太陽光発電システムで余剰に発電した電力を貯めて、昼の電力需要ピーク時や災害時などに使用できるシステムです。

本市では、平成27年度から定置用リチウムイオン蓄電システムを設置する方に対し、補助金を交付しています。

昼間の余剰太陽光を蓄電して夜間に使うことで、電力会社の送電網からの購入電力（CO<sub>2</sub>排出源）を減らせ、例えば1kWhの電力購入を減らすと約0.462kg-CO<sub>2</sub>（日本の平均値）削減でき、杉の木数本分のCO<sub>2</sub>吸収量に相当する効果が期待できます。



#### 市内導入件数：474件（H29～R6）

表 定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）設置補助金 年度別交付件数

年度	H29まで	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
件数	44	28	61	77	66	73	68	57

## 窓の断熱改修

建物の窓は、夏場の熱の流入や、冬の熱の流出の主な要因であるため、窓を断熱改修することで、冷暖房の効率が上がり、省エネ効果につながります。

本市では、令和3年度から既存住宅の窓を断熱窓に改修する方に対し、補助金を交付しています。

住宅窓の断熱改修により冷暖房の使用を減らすことで、年間約0.1～0.4トン程度のCO<sub>2</sub>削減効果が期待できます。



市内導入件数：36件（H3～R6）

表 窓の断熱改修設置補助金 年度別交付件数

年度	H3	R4	R5	R6
件数	1	6	15	14

## 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・V2H充放電設備

電気自動車は、走行時に二酸化炭素を排出しないため、太陽発電などの自然エネルギーから電源を得ることで、地球温暖化対策を進めることとなります。

また、V2H充放電設備は、平常時に太陽光発電設備からの電気を電気自動車に利用できるほか、災害時に電気自動車に蓄えた電力を住宅で使用できる設備です。

本市では、電気自動車の購入及びV2H充放電設備の設置に対する補助金を令和4年度から開始し、令和5年度からはプラグインハイブリッド自動車（以下「PHEV」）を対象としました。

市内導入件数：46件（H3～R6）

表 電気自動車・PHEV・V2H補助金 年度別交付件数

年度	H4	R4	R6
電気自動車件数	8	11	13
PHEV件数	—	1	4
V2H件数	2	5	2



## 住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金

本市では、地球温暖化対策の推進や電力の強靱化を図るため、住宅へ家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、窓の断熱改修、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、V2H充放電設備を導入する方に対して補助金の交付を行っています。（※2025年度現在の対象品目）



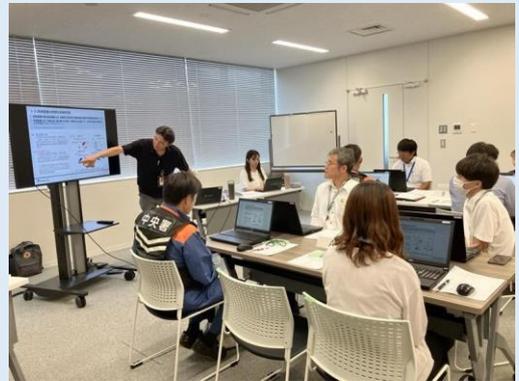
## (2) 事業者の取組

### ◆包括連携協定事業者と連携した取組

市における各取組の中には、事業者の方々の協力により実施しているものもあります。以下はその一例になります。

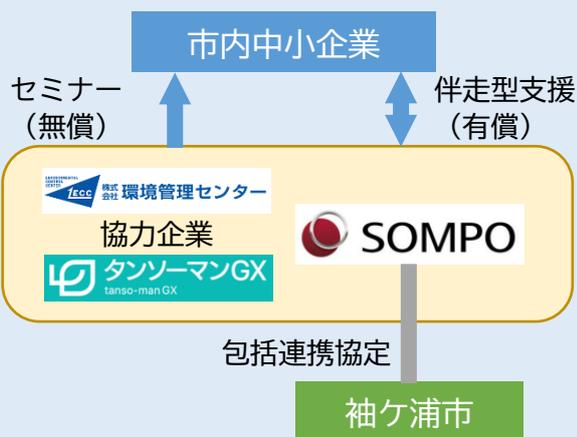
### 地球温暖化対策に関する職員向け研修

本市と包括連携協定を締結している東京ガス株式会社より、職員向け研修の講師を務めていただきました。



### 中小企業向け脱炭素経営セミナー

本市と包括連携協定を締結している損害保険ジャパン株式会社において、連携事項として掲げている「地域産業の推進に関すること」の取組として、市内中小企業向けの脱炭素経営セミナーを実施するものです。



### 熱中症対策アンバサダー®講座と認定

市職員が熱中症対策に必要な知識を身に付けるため、本市と包括連携協定を締結している大塚製薬株式会社より、熱中症対策の啓発・普及活動を行う際に必要な専門的な知識を学ぶことができる、熱中症対策アンバサダー講座を実施していただき、修了者には修了証が発行されました。

「熱中症対策アンバサダー」は大塚製薬株式会社の登録商標です。



## ◆市内事業者の取組例

市内に立地する事業者の皆様も、カーボンニュートラル社会の実現に向け、様々な取組を推進しています。

ここでは、その取組の一例を紹介します。

## 住友化学株式会社

### 再生可能エネルギーの活用

千葉工場では、2024年3月に液化天然ガス（LNG）を燃料とする高効率ガスタービン発電設備を導入し、年間24万トン以上のCO<sub>2</sub>削減を実現しました。

また、従業員用駐車場に太陽光パネルを設置し、再生可能エネルギーの利用を促進しています。



高効率ガスタービン



ソーラーカーポート

### ケミカルリサイクルとマテリアルリサイクル

環境負荷低減技術の開発拠点として、ケミカルリサイクルやマテリアルリサイクルなどの資源循環技術を開発しています。

使用済み自動車の廃プラスチックから高品質な再生プラスチック技術を開発し、電気自動車 N-VAN e: のフロントグリルに採用されています。



エタノールからエチレンを製造するパイロット設備



電気自動車 N-VAN e: のフロントグリルへの再生プラスチック利用

### EV車の導入

千葉工場では、従業員送迎や工場見学用としてEV（電気自動車）バスを導入しています。

軽油を燃料としている従来のバスから、再生エネルギーを活用するEVバスに切り替えることでCO<sub>2</sub>の排出を削減し、環境負荷の低減につながります。

社用車においても段階的に電気自動車へ切替えを行っており、導入した社用車の一部には、バッテリーに使われている希少な資源を国内でリサイクル・再利用できるように配慮したリース契約を採用するなど、環境保護と持続可能な社会づくりへの貢献にも取り組んでいます。



社用EVバス



社用電気自動車

## 株式会社ダイトコーポレーション

### CO<sub>2</sub>を食べる自動販売機の設置

株式会社ダイトコーポレーションでは、社員の福利厚生の一環として、事業所内に「CO<sub>2</sub>を食べる自動販売機」を設置しています。

自動販売機にCO<sub>2</sub>吸収材を搭載し、稼働時に発生する電力由来のCO<sub>2</sub>の最大20%を吸収します。

この吸収量は、スギの木約20本分、人の呼吸約60人分、自動車が400km走行する際に排出するCO<sub>2</sub>量に相当します。

こうした取組によりカーボンニュートラルを目指しています。



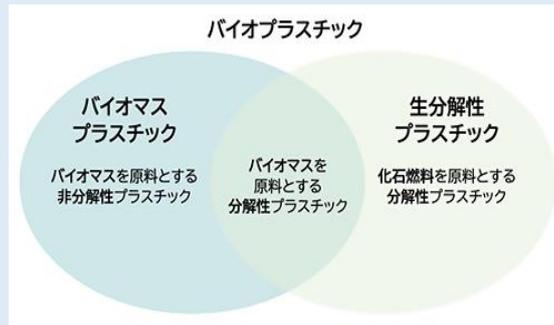
CO<sub>2</sub>を食べる自動販売機

### バイオマスポリスチレンの供給

石油化学製品の基礎原料のバイオマス化はカーボンニュートラルへの取組で注目されており、バイオマスナフサもその1つです。バイオマスナフサは動植物由来の有機資源から生成されています。バイオマスポリスチレンはバイオマスナフサを粗原料として使用しており、従来のポリスチレンに比べて温室効果ガス排出量が少ないことが特徴です。

旭化成では国内ポリスチレンメーカーとして初めて、マスバランス方式を採用したバイオマスポリスチレンを出荷。

以降、食品包装容器向けを中心に出荷量を拡大しています。



### リサイクル連続炭素繊維の事業化

軽くて強い素材である炭素繊維強化プラスチックは脱炭素社会で大いに伸長することが見込まれており、優れたリサイクル技術が求められています。

本事業化による開発品を市場導入することにより、単位当たりの炭素繊維製造時に発生するCO<sub>2</sub>を20%以下に削減する効果が見込まれ、低エネルギーで高品質なリサイクル連続炭素繊維を社会実装することを目的として技術開発を進めるために、千葉工場内に実用化設備を設置して事業化を目指しています。

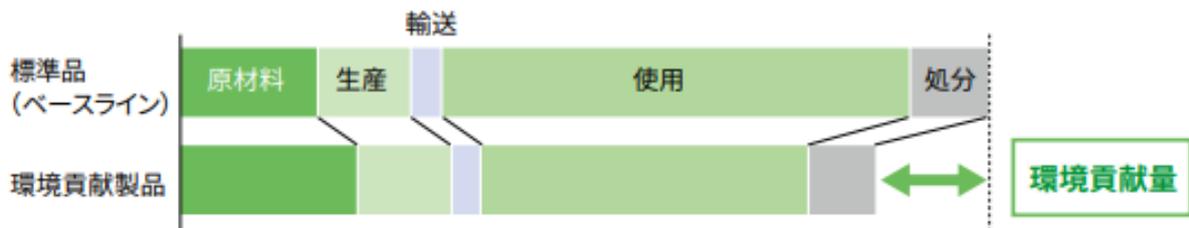


### カーボンニュートラル実現に向けた取組

千葉工場では敷地内照明のLED化、変動する運転状況に最適効率で対応できる機器類への更新、社用車の電動化等地道な省エネルギー活動を行っています。

旭化成は『環境貢献製品』による社会の温室効果ガス排出量の削減への貢献を目指し、新たな価値を提供していきます。

#### 環境貢献製品と環境貢献量の概念図



### (3) 市の取組

#### ◆市におけるこれまでのカーボンニュートラルに向けた取組

市では、市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減に向けて、これまでも様々な取組を実施しています。

以下にその一例を紹介します。

#### 市庁舎とBELS

「袖ヶ浦市庁舎整備事業」において、「建築物省エネルギー性能表示制度 (Building Energy-efficiency Labeling System、以下、BELS という。)」※1 の最高ランクを獲得すると同時に、新築工事と既存庁舎の改修を含めた庁舎建物全体として、千葉県で初めてとなる「ZEB (ZEB Ready)」認証を取得しました。



イラスト 庁舎外観



図 BELSプレート

#### (1) 建物の遮熱断熱性の向上

- ・既存棟は耐震改修工事にあわせて、屋根の高断熱化、複層ガラス (Low-E) に交換
- ・新築棟は屋根及び壁の高断熱化、複層ガラス (Low-E) を採用

#### (2) 人検知照明自動制御システム

- ・LED 照明の採用と人の在席状況を検知して照明を自動で制御

#### (3) 高効率の空調システム

#### 次世代自動車の導入

環境に配慮した自動車の普及のため、公用車の購入または更新に際し、次世代自動車の導入を推進します。



写真 電気自動車 (市所有)

#### カーボンオフセット都市ガスの導入

カーボンオフセット都市ガスは、都市ガスのライフサイクルで発生する温室効果ガスの全部または一部を、国内外の様々なプロジェクトで削減・吸収したCO<sub>2</sub>で相殺すること (カーボンオフセット) により、地球規模でのCO<sub>2</sub>削減に貢献可能な都市ガスです。

市自らによる温室効果ガスの排出量削減に取り組んだ上で、これらを導入することにより、実質的な温室効果ガスの排出を削減するとともに、供給事業者の環境保全活動等の支援につながります。

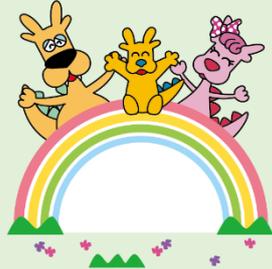
現在、市庁舎及び学校給食センターにおいてカーボンオフセット都市ガスを導入しています。



図 カーボンオフセット都市ガス供給証明書



## 重点アクションチェックリスト

基本アクション	1 <input type="checkbox"/>	2 <input type="checkbox"/>	3 <input type="checkbox"/>	4 <input type="checkbox"/>
	照明はこまめに消灯しよう 	冷暖房は適度な温度設定で使おう 	サステナブルファッションを取り入れよう 	宅配は一度で受け取ろう 
	5 <input type="checkbox"/>	6 <input type="checkbox"/>	7 <input type="checkbox"/>	8 <input type="checkbox"/>
マイボトル・マイバッグを持ち歩こう 	食材の地産地消を意識しよう 	食品ロスを減らそう 	脱炭素製品や省エネ家電を選択しよう 	
9 <input type="checkbox"/>	エコドライブを実践しよう 			
プラスアクション	10 <input type="checkbox"/>	11 <input type="checkbox"/>	12 <input type="checkbox"/>	13 <input type="checkbox"/>
	自家用車に頼らない生活を送ろう 	CO <sub>2</sub> 排出量を把握しよう 	再エネの導入と建物の脱炭素化を考えよう 	地球にやさしい電力を選ぼう 
適応アクション	14 <input type="checkbox"/>	15 <input type="checkbox"/>		
	熱中症対策をしよう 	災害へ備えよう 		

【202\_\_年\_\_月発行】

袖ヶ浦市環境経済部環境管理課

〒299-0292 千葉県袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

電話：0438-62-3404

メール：sodel7@city.sodegaura.chiba.jp

令和 2 年 3 月 6 日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩 様

袖ヶ浦市環境審議会  
会長 工藤 智子



第 2 次袖ヶ浦市環境基本計画（案）について（答申）

令和 2 年 2 月 2 5 日付け袖環第 3 1 9 7 号で当審議会に諮問のありました  
このことについては、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

第 2 次袖ヶ浦市環境基本計画（案）について

2 諮問内容に対する意見

第 2 次袖ヶ浦市環境基本計画（案）は、袖ヶ浦市環境審議会規則（平成  
2 1 年規則第 6 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、慎重に審議をし  
た結果、適当なものとして結論を得ましたので、答申します。

なお、審議の過程における意見を次のとおり付記しますので、十分に配  
慮されるよう要望します。

(1) 本計画の周知について

市の環境施策について、市民や事業者が関心を持てるよう積極的に情  
報発信されたい。

(2) 環境教育の推進について

環境問題は、あらゆる年代を対象とした環境学習・環境教育の推進に  
努められたい。特に、小・中学校における環境教育等により、将来を担  
う小・中学生が、環境の問題を自分たちの問題と捉えられるよう、環境  
教育を推進されたい。

(3) 市民や事業者から寄せられた意見について

本計画の策定に当たっては、環境基本計画改定準備アンケート調査や市民懇談会、パブリックコメント手続を通じ、市民や事業者から多数の意見が寄せられている。寄せられた意見のうち、本計画に記載しなかった項目についても、真摯に受け止めるとともに、今後の環境問題や社会経済情勢等の変化により、適宜見直しをされたい。

以上